

平成30年度からの障がい者支援計画実施状況

資料6-2

第1章 共に支えあって暮らすために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
1-(1)啓発・広報の推進	(ア)啓発の充実								
障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取組が効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民の意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。	「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	市内中高等学校での夏休みの課題として定着を図り、ひとにやさしいまちづくりへの意識高揚に寄与する。 次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数 424点(29年度実績:500点) 応募学校数 8校 応募学校数は増えているものの、まだまだ少ない状況にある。	理解啓発のため、引き続き実施していくが、早期周知等により応募数の増加を図っていく。	次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数 301点 応募学校数 5校 応募学校数及び応募数が減少しており、応募学校数の増が図れるよう周知に取組む。	理解啓発のため、引き続き実施していくが、早期周知等により応募数の増加を図っていく。		
「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求める関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。	大阪ふれあいキャンペーンによる障がいに関する啓発の取組み	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	アンケート集計結果、前年度より認知度が上がっているか。 12月3日～9日の障がい者週間にあたり、啓発物を作成し、各市町村、各団体、小学校等へ配布する。 ・配布物 「ふれあいおがみ」「ふれあいすごろく」「ポスター」「アンケート」など 障がいの理解は一定進んでいるものの、障がいの理解啓発についてはまだ必要な状況であることから、効果的な手法の検討も必要かと考える。	障がいへの理解啓発のため、啓発の手法の見直しも含め、引き続き大阪府と連携し、取組んでいく。	12月3日～9日の障がい者週間にあたり、啓発物を作成し、各市町村、各団体、小学校等へ配布する。 ・配布物 「ふれあいおがみ」「ふれあいすごろく」「ポスター」「アンケート」など 障がいの理解は一定進んでいるものの、内容がマンネリ化していることから、新たな障がいの理解啓発について、効果的な手法も含め検討が必要。	実行委員会において、配布物の見直しを検討しております。障がいへの理解啓発のため、引き続き大阪府と連携し、啓発に取組んでいく。		
	障がい者週間にかかる啓発の取組み	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	参加者数約150名(29年度実績)と同数以上 障がいや障がい者への理解・啓発として、街宣車による街頭キャラバンを実施する。 ・大阪市役所正面玄関にて出発式(12月3日) 障がいの理解は一定進んでいると考えるもの、市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。	障がいへの理解啓発のため、各区での取組みも含め、引き続き実施していく。	障がいや障がい者への理解・啓発として、街宣車による街頭キャラバンを実施する。 ・大阪市役所正面玄関にて出発式(12月3日) 障がいの理解は一定進んでいると考えるもの、市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。	障がいへの理解啓発のため、各区での取組みも含め、引き続き実施していく。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)			
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)			
<p>「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求める関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。</p>	<p><u>心の輪を広げる体験作文・啓発ポスター</u></p>	<p>福祉局 障がい 福祉課</p>	<p>各務係長</p>	<p>前年度実績の同数以上</p>							
				(応募数) 作文106編、ポスター66点 (※参考:29年度実績、作文21編、ポスター14点) (表彰式) 12月8日	夏休みの課題等として取り組む学校数増を目指し、継続して周知をおこなう。	(応募数) 作文123編、ポスター48点 (表彰式) 12月7日	夏休みの課題等として取り組む学校が増えるよう、2月のk場長会等で周知を行い応募数の増を図る。				
	<p><u>障がい者支援施設製品の展示・販売</u></p>	<p>福祉局 障がい 福祉課</p>	<p>各務係長</p>	<p>障がい者福祉施設製品の販売促進を通じて、工賃向上を図る。</p>							
				○販売会 場所:大阪市役所1階ロビー 日程:平成30年12月6日、7日	障がい者福祉施設製品の販売促進を図るために引き続き実施する。	○販売会 場所:大阪市役所1階ロビー 日程:令和元年9月24～26日及び12月4日、5日	障がい者福祉施設製品の販売促進を図るために引き続き実施する。				
	<p><u>リハビリテーションセンター市民啓発事業</u></p>	<p>福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター</p>	<p>管理課</p>	<p>公開講座等を通じた啓発事業を行い、障がい者とその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>							
				障がいのある方への理解を深め、障がい者福祉の向上を図ることを目的に公開講座を開催。 参加者数:157名	より多くの市民の方が参加し、障がいへの理解を深めらるような公開講座を実施する必要がある。	障がいのある方への理解を深め、障がい者福祉の向上を図ることを目的に公開講座を開催。 参加者数:57名	より多くの市民の方が参加し、障がいへの理解を深めらるよう、開催方法の検討を行い、公開講座を実施する必要がある。				
	<p>障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、関係機関とも連携しながら、啓発活動に取り組みます。</p>	<p>福祉局 障がい 福祉課 (企画G・ 施設G)</p>	<p>各務係長・上田 係長</p>	<p>あいサポート運動を周知を行い、あいサポート研修を実施し、「障害者差別解消法」も含めた障がいの理解啓発に取組む。</p>							
				あいサポート一数 1,342 人 研修実施回数 43回	あいサポート一数 2,106 人(延べ3,478人) 研修実施回数 59回(延べ103回)	引き続き「あいサポート運動」を周知を行い、あいサポート研修を実施し、「障害者差別解消法」も含めた障がいの理解啓発に努める。					
				市民だけでなく、企業や団体にもあいサポート運動に取り組んでもらうよう周知をする。	企業や団体にもあいサポート運動に取り組んでもらうよう周知を行う必要がある。						
<p>精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者に対する</p>	<p><u>精神保健市民講座</u></p>	<p>健康局 こころの健康センター</p>	<p></p>	<p>精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催</p>							
				こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。 (145回開催)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施	こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。 (136回開催)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施				
				安定した講座参加者数の確保		安定した講座参加者数の確保					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
障がい者の自立支援への精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。	こころの健康講座(思春期・薬物講座含む)	健康局 こころの健康センター		精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催							
広く市民に難病に対する理解を得るために、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置とともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル点字を実施するなど啓発に努めます。	難病及び小児慢性特定疾病啓発事業	健康局 保健所 管理課		こころの健康に関する正しい知識を普及とともに、こころの健康の保持・増進を図る。 (25回開催、参加者:延1,979人)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施	こころの健康に関する正しい知識を普及とともに、こころの健康の保持・増進を図る。 (23回開催、参加者:延906人)	本市HPなどを利用した啓発活動の実施				
				安定した講座参加者数の確保		安定した講座参加者数の確保					
HIV陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、HIV感染症に関する理解の促進に努めます。		健康局 保管所 感染症 対策課		パネル展示等の啓発を実施							
				障がい者週間の行事として、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が実施するパネル展示に参加。 展示期間 12月3日～7日 パネル枚数 7枚	引き続き、パネル展示を実施するなど啓発に努める。	障がい者週間の行事として、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が実施するパネル展示に参加。 展示期間 12月3日～9日 パネル枚数 7枚	引き続き、パネル展示を実施するなど啓発に努める。				
				引き続き市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。		引き続き市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。					
発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日～8日)を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。	「世界自閉症啓発デー」・「発達障がい啓発週間」普及啓発活動	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課	研修を受けた福祉関係者数 252人							
				HIVに関するHPの常時掲載、検査所にポスター掲示、リーフレット配付、世界エイズデー等イベントにて周知 福祉関係者への健康教育 年12回(323人) 医療機関向け講習会の実施 年4回(247人)	健康教育・研修等の継続拠点病院との連携強化	HIVに関するHPの常時掲載、検査所にポスター掲示、リーフレット配付、世界エイズデー等イベントにて周知 福祉関係者への健康教育 年11回(346人) 医療機関向け講習会の実施 年4回(282人)	健康教育・研修等の継続拠点病院との連携強化				
				研修後アンケート等により研修等は有効ではあるが、まだまだ理解が必要であることから、受け入れ先となる福祉関係者への理解の促進に努める		市内全体の福祉関係者へ意識の均一化がかかるよう継続した啓発の取り組みが必要であると考える					
	発達障がい者支援センターにおける啓発講座、親支援講座	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課	・「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」に合わせて、市HP及び広報誌による広報のほか、ポスター掲示やリーフレット配付を実施。 ・「世界自閉症啓発デー」に一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣等のブルーライトアップを実施。 ・3月1日から31日までの期間、市役所1階市民ロビーの大型モニターに「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」啓発ポスターを掲示。 ・セレッソ大阪、大阪エヴェッサ、オリックス・バファローズの各スポーツチームの協力により、発達障がい啓発週間期間中におけるホームゲームにおいて、会場でのポスター掲示や入場者へのリーフレット配布等の啓発活動を実施。 啓発活動に終わりがなく、継続して行うことが必要であり、求められている。	市HP及び広報誌による広報並びにポスター掲示やリーフレットの配布、「世界自閉症啓発デー」に大阪城天守閣等のライトアップを引き続き実施していく。	・「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」に合わせて、市HP及び広報誌による広報のほか、ポスター掲示やリーフレット配付を実施。 ・「世界自閉症啓発デー」に一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣等のブルーライトアップを実施。 ・3月1日から31日までの期間、市役所1階市民ロビーの大型モニターに「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」啓発映像を放映。 ・サントリーサンバーズの協力により、1月25日・26日のホームゲームにおいて、アリーナ内の啓発ポスター掲示、電光掲示板での啓発メッセージの放映の啓発活動を実施。	市HP及び広報誌による広報並びにポスター掲示やリーフレットの配布、「世界自閉症啓発デー」に大阪城天守閣等のライトアップを引き続き実施していく。				
				啓発活動に終わりがなく、継続して行うことが必要であり、求められている。							
				地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発講座、親支援講座を実施。 啓発講座 39回 延べ1,701人 親支援講座 220回 延べ2,639人	今後も引き続き、発達障がいについての啓発研修を実施する	地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発講座、親支援講座を実施。 啓発講座 35回 延べ2,441人 親支援講座 202回 延べ2,185人	今後も引き続き、発達障がいについての啓発講座等を実施する				
				啓発講座が、依頼減による回数及び参加者数の減となっているが、まだ必要なことから、周知方法の検討が必要である。		啓発講座が、依頼減による回数減となっているが、まだ必要なことから、周知方法の検討が必要である。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク」の普及を大阪府と連携し進めます。	ヘルプマークの普及	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	ヘルプマーク配布数 10,485 個 ※H31.3月にヘルプカードを作成 ※障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールでヘルプマークを掲示することでの啓発。	大阪府と連携し、普及啓発に取り組む	ヘルプマーク配布数 12,169 個 ※障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールでヘルプマークを掲示することでの啓発。	大阪府と連携し、普及啓発に取り組むとともに、イベントや研修の場を活用し啓発を行う。	ヘルプマークが普及していくよう引き続き啓発を行う必要がある。	
市民や企業等を対象として様々な障がい特性について理解する「あいサポート」を養成し、障がいのある人が困っている際にサポートを行いう「あいサポート運動」の取組を進めます。	あいサポート運動の実施	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	あいサポート一数 1,342 人 研修実施回数 43回	企業や団体等への周知を行い、あいサポート企業・団体へ研修を実施し、あいサポート一数増に努める。	あいサポート一数 2,106 人(延べ3,478人) 研修実施回数 59回(延べ103回)	企業や団体等への周知を行い、あいサポート企業・団体へ研修を実施し、あいサポート一数増に努める。	2020年度末3万人(大阪市人口の約1%以上)	
障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。	障がいのある人に関する各種マークの周知	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	・ホームページへの掲載 ・冊子での啓発 3冊(計画、計画概要版、福祉のあらまし) ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールで各種マークを掲示することでの啓発。 障がい福祉に関するイベント、冊子でしか周知ができていないため、広く周知を行う必要がある。	現在掲載している冊子以外の新規掲載に向け取り組む。	・ホームページへの掲載 ・冊子での啓発 3冊(計画、計画概要版、福祉のあらまし) ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールで各種マークを掲示することでの啓発。 障がい福祉に関するイベント、冊子でしか周知ができていないため、広く周知を行う必要がある。	現在掲載している冊子以外の新規掲載に向け取り組む。	ホームページへの掲載、冊子掲載数前年度以上	
啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取組を進めます。	人権啓発	市民局		・地域密着型市民啓発事業 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価: 97.2% ・市民啓発広報事業 映像ソフト利用者へのアンケートにおける「役に立つ」評価:96.9% 人権啓発情報誌の読者アンケートにおける「役に立つ」評価:92.8% ・LGBT等にかかる人権啓発広報事業 参加者アンケートにおける「役に立つ」評価: 90.7% ・企業啓発推進事業 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価:97.2%	各事業を継続	・地域密着型市民啓発事業 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価: 96.5% ・市民啓発広報事業 映像ソフト利用者へのアンケートにおける「役に立つ」評価:93.5% 人権啓発情報誌の読者アンケートにおける「役に立つ」評価:92.0% ・企業啓発推進事業 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価:96.9%	・障害のある人にかかる人権啓発広報事業 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントの開催を中止。	各啓発事業の利用者アンケートにおける「役に立つ」評価:80%以上	
補助犬の受け入れについて、ポスター・パンフレット・ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。	補助犬受け入れについての普及啓発	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	・補助犬マークのホームページへの掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールで各種マークを掲示することでの啓発 ・身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口の設置 補助犬について広く普及啓発を行う必要がある。	引き続き普及啓発に取り組む。	・補助犬マークのホームページへの掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールで各種マークを掲示することでの啓発 ・身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口の設置 補助犬について広く普及啓発を行う必要がある。	引き続き普及啓発に取り組む。	補助犬の受け入れについて普及啓発に取り組む。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性																											
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度																							
				取組指標																											
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)																						
障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。	車いす体験講習会	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課	<p>障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気づいてもらうことを目的とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:171 参加人数:10,271名</td><td>今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。</td><td>市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:152 参加人数:9,389名</td><td>今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。</td><td colspan="6"></td></tr> <tr> <td>応募多数により、受講希望全てに応えられない。また、講習会で使用する車いすについて、年数経過等の理由により、修繕及び買い替え等が必要な備品が発生しており、安全面及び今後の事業維持に支障をきたす恐れがある。</td><td colspan="2" rowspan="2">応募多数により、受講希望全てに応えられない。</td><td colspan="2" rowspan="2">応募多数により、受講希望全てに応えられない。</td><td colspan="6"></td></tr> </table>							市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:171 参加人数:10,271名	今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。	市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:152 参加人数:9,389名	今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。							応募多数により、受講希望全てに応えられない。また、講習会で使用する車いすについて、年数経過等の理由により、修繕及び買い替え等が必要な備品が発生しており、安全面及び今後の事業維持に支障をきたす恐れがある。	応募多数により、受講希望全てに応えられない。		応募多数により、受講希望全てに応えられない。							
市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:171 参加人数:10,271名	今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。	市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:152 参加人数:9,389名	今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。																												
応募多数により、受講希望全てに応えられない。また、講習会で使用する車いすについて、年数経過等の理由により、修繕及び買い替え等が必要な備品が発生しており、安全面及び今後の事業維持に支障をきたす恐れがある。	応募多数により、受講希望全てに応えられない。		応募多数により、受講希望全てに応えられない。																												
(イ)広報の充実																															
テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るために広報を行います。	広報紙等の活用	福祉局 障がい福祉課	各務係長	<p>12月の障がい者週間へ向け、さまざまな啓発に取組む</p> <table border="1"> <tr> <td>・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行う</td><td>啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。</td><td>・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行う</td><td>啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。</td><td colspan="6"></td></tr> <tr> <td>障がいに関してまだ理解が広がっていない状況にある</td><td colspan="2">障がいに関して理解が広がっていない状況にある</td><td colspan="2"></td><td colspan="6" rowspan="2"></td></tr> </table>							・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行う	啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。	・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行う	啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。							障がいに関してまだ理解が広がっていない状況にある	障がいに関して理解が広がっていない状況にある									
・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行う	啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。	・区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行う	啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。																												
障がいに関してまだ理解が広がっていない状況にある	障がいに関して理解が広がっていない状況にある																														
様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行っています。	大阪市ホームページの運用・管理	政策企画室 広報担当		<p>大阪市ウェブアクセシビリティ方針に基づき、障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。</td><td>取組内容を継続して実施する。</td><td>ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。</td><td>取組内容を継続して実施する。</td><td colspan="6"></td></tr> <tr> <td>JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠</td><td colspan="2">JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠</td><td colspan="2"></td><td colspan="6"></td></tr> </table>							ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。	ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。							JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠	JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠									
ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。	ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。	取組内容を継続して実施する。																												
JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠	JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠																														

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)			
1-(2)人権教育・福祉教育の充実											
各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。		教育委員会事務局	教育委員会事務局 生活指導	取組状況:すべての学校において、「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめについて考える日」などいじめの未然防止に係る取組を進めている。 成果:軽微な事象も見逃さない積極的ないじめの認知が進んでいる。 課題:組織的な対応やいじめの解消についての理解を深め、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応を行うこと。「いじめについて考える日」の取組の充実。 今後の方向性:すべての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応が行われることをめざすとともに、「いじめについて考える日」などいじめの未然防止に係る取組の推進を図る。							
				「いじめ防止対策推進法」及び「大阪市いじめ防止対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応を行なう。また、5月の大連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」とし、すべての学校において、いじめの未然防止に係る取組を進め、日頃からいじめを許さない学校づくりをめざす。	スクールロイヤーによる研修を実施することにより、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応の徹底を図る。「いじめについて考える日」の取組を大阪市HPに公開し、先進的な取組を紹介する。	・「いじめ防止対策推進法」及び「大阪市いじめ防止対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応を行う。 ・5月の大連休明け最初の月曜日を「いじめについて考える日」とし、すべての学校において、いじめの未然防止に係る取組を進めること。 ・すべての学校で学期に1回以上のいじめアンケートを行い、日頃からいじめを許さない学校づくりをめざす。 ・組織的な対応やいじめの解消についての理解を深め、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応を行うこと。「いじめについて考える日」の取組の充実。	・「大阪市いじめ対策基本方針」に基づいた研修を実施し、いじめ事案の組織的な対応を行う。 ・スクールロイヤーによる研修を実施することにより、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応の徹底を図る。 ・「いじめについて考える日」の先進的な取組を大阪市HP等で公開する。				
障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。	インクルーシブ教育システムの充実と推進	教育委員会事務局	教育委員会事務局 インクルーシブ	「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたインクルーシブ教育システムの構築							
				・特別支援教育センター 小・中学校577名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校19名配置 ・巡回相談体制の強化 アドバイザー4名配置 ・障がいのある幼児児童生徒の保護者を対象、特別支援教育に関する「保護者講座」開催 5回 ・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進	・特別支援教育センター 小・中学校577名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校21名配置 ・巡回相談体制の強化 アドバイザー4名配置 ・障がいのある幼児児童生徒の保護者を対象、特別支援教育に関する「保護者講座」開催 5回 ・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進				
				2020年度における福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合(教員へのアンケートによる)が80%							
こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。	小中学生地域福祉学習事業(福祉人材養成確保推進事業)	福祉局 地域福祉課		・小学生向け福祉教材「ふくし読本」を小学3年に約20,000冊、指導用副教材を教員に約600冊を配付し、授業等で活用 ・全289校に教員向けアンケート調査を実施し、190校より有効な回答があった。福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合は93.7%。 ・引き続き次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう取組みが必要である。	次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう、効果検証をしながら、引き続き福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施する。	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」を小学3年に約21,000冊、指導用副教材を教員に約700冊を配付し、授業等で活用 ・全295校に教員向けアンケート調査を実施し、165校より有効な回答があった。福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合は92%。 ・引き続き次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう取組みが必要である。	次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう、効果検証をしながら、引き続き福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施する。				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
課題(C:評価)				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	

2-(1)わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

(ア)多様な情報提供

障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。	「障がいがある方のための福祉のあらまし」点字版・音声版	福祉局 障がい 福祉課 高田係長	点字版と音声版を隔年で作成し、障がいの状況や特性に応じた情報提供を行う	点字版 400部 ※点字版と録音版は隔年で作成。 H29は、録音版(テープ50巻、ディジー200枚) 作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。	録音版(テープ50巻、ディジー200枚) ※点字版と録音版は隔年で作成。 H30は、点字版 400部作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。		
				予定通り作成	予定通り作成				
	“はーとふる”ガイド(わかりやすい福祉サービス一覧)	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課	知的障がい者向け冊子の作成 作成部数 2,700部	今後も継続して作成を行っていく。	知的障がい者向け冊子の作成 作成部数 2,700部	今後も継続して作成を行っていく。		
				解り易い説明となるよう留意し、また漢字にはルビをふるなど配慮を心掛けている。		解り易い説明となるよう留意し、また漢字にはルビをふるなど配慮を心掛けている。			
	消防局ホームページまたは消防署において、FAX通報用の用紙を配布し、FAXにて119番通報	消防局		消防局HP、各消防署の行事等により引き続き広報する。					
				通報件数 34件 (内訳 火災0件、救急12件、救助0件、救護0件 その他(誤報、問い合わせ)22件)	ホームページ等において、広報を継続	通報件数 14件 (内訳 火災0件、救急2件、救助0件、救護0件、 その他(誤報、問い合わせ)12件)	ホームページ等において、広報を継続		
				特になし		特になし			
	eメールによる119番通報受信体制の広報し、聴言障がい者の119番通報手段について情報提供する。	消防局		令和2年3月31日に運用終了					
				受信件数 38,455件 (内訳 火災0件、救急15件、救助0件、救護3件 その他(問い合わせ、迷惑メール等)38,437件)	ホームページ等において、広報を継続	受信件数 10,068件 (内訳 火災1件、救急6件、救助0件、救護0件、 その他(問い合わせ、迷惑メール)10,061件)	運用終了		
				特になし		特になし			
	インターネットによる119番通報受信体制の広報し、聴言障がい者の119番通報手段について情報提供する。	消防局		携帯電話、スマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単に素早く119番通報できるシステムであることを、消防局HP、各消防署の行事等により広報する。					
				受信件数 6件 (内訳 火災0件、救急4件、救助0件、救護0件 その他(問い合わせ)2件)	各種行事、ホームページ等において、広報を継続し登録を促す	受信件数 22件 (内訳 火災0件、救急12件、救助0件、救護1件、 その他(問い合わせ、迷惑メール)9件)	各種行事、ホームページ等において、広報を継続し登録を促す		
				特になし		特になし			
	選挙公報 点字版・音訳版の提供	行政委員会事務局選挙課		希望する市内の選挙人約700名へ提供する。					
				【市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙】 計画のとおり希望者へ提供。約40名。	統一地方選挙・ 参議院議員通常選挙において提供する。	【統一地方選挙・参議院議員通常選挙】 計画のとおり希望者へ提供。約700名。 【市議会議員中央区選挙区再選挙】 計画のとおり希望者へ提供。約10名。	今後行われる選挙において継続的に提供する。		
				特になし。		特になし。			
	投票案内状の送付 (点字シール貼付)	行政委員会事務局選挙課		希望する市内の選挙人約700名の投票案内状に点字シールを貼り付け、送付する。					
				【市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙】 計画のとおり希望者へ送付。約40名。	統一地方選挙・ 参議院議員通常選挙において送付する。	【統一地方選挙・参議院議員通常選挙】 計画のとおり希望者へ送付。約700名。 【市議会議員中央区選挙区再選挙】 計画のとおり希望者へ送付。約10名。	今後行われる選挙において継続的に送付する。		
				特になし。		特になし。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて、音声読み上げソフト、音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICTを活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いたわかりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。	点字投票用紙の交付	行政委員会事務局選挙課		全投票所において、点字投票を希望する選挙人へ点字投票用紙を交付する。					
				【市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙】 計画のとおり実施。点字投票10票。	統一地方選挙・ 参議院議員通常選挙において交付する。	【統一地方選挙】 計画のとおり交付。点字投票254票(市議選)。 【参議院議員通常選挙】 計画のとおり交付。点字投票290票(選挙区)。 【市議会議員中央区選挙区再選挙】 計画のとおり交付。点字投票2票。	今後行われる選挙において継続的に交付する。		
	区広報紙 点字版、音声版	政策企画室・各 区広報担当		特になし。		特になし。			
				区広報紙の点字版を毎月発行し希望者へ配付するとともに、音声版をホームページに毎月掲載する。					
				【実績】 点字版:約270部／月平均 音声版:ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。	【実績】 点字版:約260部／月平均 音声版:ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。		
	区広報紙 点字版、音声版	各区 広報担当		当初予定通り実施できた。		当初予定通り実施できた。			
				各区の広報紙の点字版・音声版を発行している。	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。	点字版は毎月発行している 音声版は区ホームページに毎月掲載	障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。		
				外部委託している区では、点字版を作成する事業者が少ないなどの課題がある。		点字版・音声版の広報紙を必要としている人へ本取組について周知する必要がある。 外部委託している区では、点字版を作成する事業者が少ない。			
生活ガイドブック「くらしの便利帳」 点字版・音声版	政策企画室 広報担当			隔年で発行する「くらしの便利帳」の点字版・録音版を作成。					
				デイジー版:148枚(地域情報編)	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(令和2年3月発行予定)も引き続き実施する。	点字版:152組 デイジー版:146枚	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(令和4年3月発行予定)も引き続き実施する。		
				当初予定通り実施できた。		当初予定通り実施できた。			
市税の納税通知書等への点字表示	財政局 税務部 課税課			視覚障がいのある方(希望者)に納税通知書等の点字表示を行う。					
				・納税通知書送付時の封筒に、あて名や送付文書名の点字表示を実施。 ・納税通知書及び同封物には、その主な内容の点字文書を添付。 【個人市・府民税】27件 【固定資産税・都市計画税】40件	課税額を適切に通知するため、今後も継続して実施する。	・納税通知書送付時の封筒に、あて名や送付文書名の点字表示を実施。 ・納税通知書及び同封物には、その主な内容の点字文書を添付。 【個人市・府民税】25件 【固定資産税・都市計画税】40件	課税額を適切に通知するため、今後も継続して実施する。		
				希望者に送付することができた。		希望者に送付することができた。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性						
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度		
				取組指標						
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	
<p>ICTを活用した授業づくりを進めいく中で、障がいのある子どもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。</p>	<p>「大都市制度(特別区)広報紙」点字版</p>	<p>副首都推進局戦略調整担当</p>		視覚障がいのある方向けに広報紙を制作する。						
				<p>【実績】年3回発行 330部／回</p> <p>希望者に送付することができた。</p>	<p>障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。</p>	<p>【実績】年3回発行 330部／回</p> <p>希望者に送付することができた。</p>	<p>障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。(令和2年8月の広報紙の発行終了に伴い終了)</p>			
<p>(イ)コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実</p>	<p>ICTを活用した授業づくり</p>	<p>教育委員会事務局インクルーシブ</p>		マルチメディアデイジ一教科書の活用における大阪市として一括申請する他、活用実践報告などの活用研修を実施し、読みの困難な児童生徒への指導・支援の充実を図る						
				<p>マルチメディアデイジ一教科書の活用 小学校 79校 414名 中学校 18校 45名 音声教材活用研修 2回</p> <p>・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・授業での活用の検証</p>	<p>マルチメディアデイジ一教科書の活用 小学校 109校 666名 中学校26校 68名 音声教材活用研修 2回</p> <p>・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・授業での活用の検証</p>	<p>マルチメディアデイジ一教科書の活用 小学校 109校 666名 中学校26校 68名 音声教材活用研修 2回</p> <p>・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・授業での活用の検証</p>	<p>マルチメディアデイジ一教科書の活用 小学校 109校 666名 中学校26校 68名 音声教材活用研修 2回</p> <p>・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・授業での活用の検証</p>			
				視覚に障がいがある人に対し点字図書、録音図書等により情報提供を行う。						
				<p>○点字、録音図書(単位:タイトル) (所蔵状況) デイジー 5,113、テープ 5,751、点字 2,644、テキストデイジー 3 (製作) デイジー 101、テープ 95、点字 125、テキストデイジー 3 (貸出) デイジー 49,640、テープ 2,779、点字 2,247 (サビエダウンロード数) デイジー 34,674、テープ 、点字 7,634</p> <p>○音訳講習会修了者13人 ○点訳講習会修了者15人</p> <p>利用者のニーズに応じた情報提供</p>	<p>○点字、録音図書(単位:タイトル) (所蔵状況) デイジー 5,290、テープ 5,859、点字 2,803、テキストデイジー 7 (製作) デイジー 109、テープ 108、点字 120、テキストデイジー7 (貸出) デイジー 46,879、テープ 2,105、点字 2,176 (サビエダウンロード数) デイジー 35,286、テープ 0、点字 6,637</p> <p>○音訳講習会修了者18人 ○点訳講習会修了者25人</p> <p>利用者のニーズに応じた情報提供</p>	<p>利用者ニーズの把握に努め、引き続き実施する。</p> <p>利用者ニーズの把握に努め、引き続き実施する。</p>				
				会議等の際、点字版の作成など障がいのある方へ配慮を行う。						
<p>コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要であり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいのある人が障がいの特性に応じた適切な情報の取得やコミュニケーションのための手段の選択が行える環境の整備に努めます。</p>	<p>「障がいのある人への対応」について全所属へ周知など</p>	<p>福祉局障がい福祉課</p>	<p>各務係長</p>	<p>・障がい者施策推進会議などを活用し、送付する文書の点字版を作成する。 ・福祉のあらましや平成30年3月末に作成した「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」への音声コードの掲載する。 ・区窓口において、手話を必要とする方への対応として、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを全24区に導入した。</p> <p>発行する冊子等について、一定区も含め音声コード等障がいのある方の配慮はできていると考える。</p>	<p>・引き続き、全所属への周知を図っていくなどし、障がいのある方へ必要な配慮を行っていく。 なお、遠隔手話通訳サービスは導入しているものの、引き続き、人事室で開催されている手話研修への参加についても、働きかけていく。</p> <p>発行する冊子等について、一定区も含め音声コード等障がいのある方の配慮はできていると考える。</p>	<p>・障がい者施策推進会議などを活用し、送付する文書の点字版を作成する。 ・福祉のあらましや令和元年度に作成した、「大阪市障がい者基礎調査」への音声コードの掲載する。 ・区窓口において、手話を必要とする方への対応として、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを全24区に導入した。</p> <p>発行する冊子等について、一定区も含め音声コード等障がいのある方の配慮はできていると考える。</p>	<p>・引き続き、全所属への周知を図っていくなどし、障がいのある方へ必要な配慮を行っていく。 なお、遠隔手話通訳サービスは導入しているものの、引き続き、人事室で開催されている手話研修への参加についても、働きかけていく。</p>			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面通訳 緑音図書カードの並みや	点字プリンターの設置等	各区広報担当		<p>平成30年度末で市民局におけるリース契約が終了するので、引き続き点字プリンタの運用を行う場合、区役所において調達を行う必要がある。</p> <p>市民局のリース終了後、必要に応じ再リース等を行う必要がある。</p> <p>その他、ラベラー、テプラを使用している区は長文が厳しいと言った課題があつたり、必要性を感じないといった区もあり。</p>					
				<p>市民局におけるリース契約終了後、区役所で再リース、買取をして設置している(14区) 設置していない区においては点字ラベラー等を活用している</p> <p>区役所において、必要性等を精査しながら、調達(リース等)の継続を行う必要がある。 点字ラベラーにおいては作成に時間がかかる(特に長文作成)</p>					
				全投票所に耳マーク表示板・コミュニケーションボードを設置する。					
	耳マーク表示板・コミュニケーションボードの設置	行政委員会事務局選挙課		<p>【市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙】 コミュニケーションボードを全投票所に設置。</p> <p>特になし。</p>					
				<p>統一地方選挙・参議院議員通常選挙において全投票所に耳マーク表示板・コミュニケーションボードを設置。</p> <p>特になし。</p>					
				<p>投票所又は選挙執行本部に手話通訳者を配置する。(全区で実施)</p> <p>【市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙】 計画のとおり鶴見区選挙執行本部に配置。</p> <p>特になし。</p>					
	手話通訳者の配置	行政委員会事務局選挙課		<p>【统一地方選挙・参議院議員通常選挙】 計画のとおり投票所又は選挙執行本部に手話通訳者を配置。(全区)</p> <p>【市議会議員中央区選挙区再選挙】 計画のとおり中央区選挙執行本部に手話通訳者を配置。</p> <p>特になし。</p>					
				<p>【统一地方選挙・参議院議員通常選挙】 計画のとおり投票所又は選挙執行本部に手話通訳者を配置。(全区)</p> <p>【市議会議員中央区選挙区再選挙】 計画のとおり中央区選挙執行本部に手話通訳者を配置。</p> <p>特になし。</p>					
				<p>受講者数31名(30年度実績)と同数以上</p>					
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面通訳 緑音図書カードの並みや	点訳奉仕員養成事業	福祉局障がい福祉課	山田係長	<p>意思疎通を図ることが困難な視覚障がい者等に対し、点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成する。(受講者31名)</p> <p>受講者の人数はここ数年で大きな変化は無いがわずかに増加傾向にある。効果的な募集方法を検討する。</p>					
				<p>点訳奉仕員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。</p> <p>意思疎通を図ることが困難な視覚障がい者等に対し、点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成する。(受講者21名)</p> <p>ここ数年、一定数の受講者の確保はできているが、効果的な募集方法を検討する。</p>					
	手話奉仕員養成研修	福祉局障がい福祉課	山田係長	<p>受講者数839名(30年度実績)と同数以上または修了者率68%(30年度実績)と同数以上</p>					
				<p>日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。(受講者839名)</p> <p>手話言語条例の制定で手話への関心が高まっていると考えられるため、受講者は増加傾向。修了者率の向上(修了者570名、68%)が課題。</p>					
	手話通訳者養成研修	福祉局障がい福祉課	山田係長	<p>受講者数94名(30年度実績)と同数以上</p>					
				<p>聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための手話通訳者を養成する。(受講者94名)</p> <p>近年受講者が増加傾向にあるが、さらに受講者増に向けた取組みが必要である。</p>					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
				課題(C:評価)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)					
<p>市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。</p> <p>・「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疎通の支援、手話を必要とするひとへの相談支援に関する施策を推進するとともに、これらが大阪市の施策全体に広がるよう、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。</p> <p>・また、大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われる講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。</p>	要約筆記者養成研修	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	<p>受講者数27名(30年度実績)と同数以上</p> <p>聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための要約筆記者を養成する。(受講者27名)</p> <p>養成研修を修了した者(過去に養成研修を修了した者も含む)の試験合格率の向上や要約筆記者のスキルの向上。</p>									
				<p>要約筆記者の確保に向けて、引き続き事業を継続し、要約筆記者のスキルの向上等に関する課題を整理する。</p> <p>養成研修を修了した者(過去に養成研修を修了した者も含む)の試験合格率の向上や要約筆記者のスキルの向上。</p>									
	盲ろう者通訳・介助者養成研修	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	<p>受講者数15名(30年度実績)と同数以上</p> <p>視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者のコミュニケーションや移動の支援を行う、通訳・介助者の養成を行。(受講者15名)</p> <p>視覚と聴覚の障がいを併せ持つ盲ろう者のコミュニケーション支援は単独の障がいを持つ障がい者支援と比較するとその支援が難しい。</p>									
				<p>盲ろう者通訳・介助員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。</p> <p>視覚と聴覚の障がいを併せ持つ盲ろう者のコミュニケーション支援は単独の障がいを持つ障がい者支援と比較するとその支援が難しい。</p>									
	手話通訳者派遣事業	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	<p>手話通訳者数111名(30年度実績)と同数以上</p> <p>聴覚・言語障がい者からの派遣依頼により、手話通訳者を派遣し、利用者の情報保障を行う。(3,723件、10,616時間)(手話通訳者数111名)</p> <p>手話言語条例の制定により、市民生活のより多くの場面で手話通訳者によるコミュニケーション支援が必要である。</p>									
				<p>派遣件数は年々増加をしており、今後も見込まれる需要に対して適切に対応できるように手話通訳者の数を増やすなど体制整備を整える必要がある。</p> <p>手話言語条例の制定により、市民生活のより多くの場面で手話通訳者によるコミュニケーション支援が必要である。</p>									
	要約筆記者派遣事業	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	<p>派遣件数78件(30年度実績)と同数以上</p> <p>聴覚障がい者からの派遣依頼により、要約筆記者を派遣し、利用者の情報保障を行う。(78件、234時間)</p> <p>中途失聴者を中心に要約筆記の需要自体は高いが、同じ聴覚障がいに係る意思疎通支援の手話と比較し、利用件数が少ない。</p>									
				<p>要約筆記者を必要とする人への情報保障が確保されるため、利用しやすい制度への見直しを図る必要がある。</p> <p>中途失聴者を中心に要約筆記の需要自体は高いが、同じ聴覚障がいに係る意思疎通支援の手話と比較し、利用件数が少ない。</p>									
	手話通訳指導員派遣事業	教育委員会事務局		<p>聴覚障がいのある保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るために、学校への手話通訳指導員派遣を実施</p> <p>・学校行事における手話通訳派遣 189回</p> <p>計画通り実施</p>									
				<p>要約筆記者を必要とする人への情報保障が確保されるため、利用しやすい制度への見直しを図る必要がある。</p> <p>中途失聴者を中心に要約筆記の需要自体は高いが、同じ聴覚障がいに係る意思疎通支援の手話と比較し、利用件数が少ない。</p> <p>計画通り実施</p>									

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方針性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方針性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方針性(A:改善)
(ウ)情報バリアフリーの推進									
障がいのある人が情報通信機器を利用する環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報バリアフリーの推進に努めます。	大阪市ホームページの運用・管理(再計)	政策企画室 広報担当		大阪市ウェブアクセシビリティ方針に基づき、障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用する。					
				ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。 JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠	取組内容を継続して実施する。	ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施。 JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAAに準拠	取組内容を継続して実施する。		
	生活ガイドブック「くらしの便利帳」点字版・音声版(再計)	政策企画室 広報担当		隔年で発行する「くらしの便利帳」の点字版・録音版を作成。					
				デイジー版:148枚(地域情報編)	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(令和2年3月発行予定)も引き続き実施する。	点字版:152組 デイジー版:146枚	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(令和4年3月発行予定)も引き続き実施する。		
	区広報紙点字版・音声版(再計)	政策企画室・各区 広報担当		区広報紙の点字版を毎月発行し希望者へ配付するとともに、音声版をホームページに毎月掲載する。					
				【実績】 点字版:約270部／月平均 音声版:ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。	【実績】 点字版:約260部／月平均 音声版:ホームページに毎月掲載	取組内容を継続して実施する。		
	「障がいがある方のための福祉のあらまし」点字版・音声版(再計)	福祉局 障がい 福祉課	高田係長	点字版と音声版を隔年で作成し、障がいの状況や特性に応じた情報提供を行う					
				点字版 400部 ※点字版と録音版は隔年で作成。 H29は、録音版(テープ50巻、デイジー200枚)作成	引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。	点字版:152組 デイジー版:146枚	市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(令和4年3月発行予定)も引き続き実施する。		
				予定通り作成	当初予定通り実施できた。				

平成30年度からの障がい者支援計画実施状況

第2章 地域での暮らしを支えるために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
1-(1)サービス利用の支援	(ア)福祉サービスの適切な利用								
福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。	障がいのある方のための「福祉のあらまし」	福祉局 障がい 福祉課	高田係長	制度等を利用される方に必要な情報を提供できるよう、毎年作成する。					
				障がいのある方や、そのご家族の方々向けに、障がい福祉に関する制度や施設を紹介した冊子を作成している。ホームページに原稿を掲載する他、点字版と音声版を隔年で作成している。 作成部数 37,000部	引き続き作成し、必要な情報を広く提供するよう取組む。	障がいのある方や、そのご家族の方々向けに、障がい福祉に関する制度や施設を紹介した冊子を作成している。ホームページに原稿を掲載する他、点字版と音声版を隔年で作成している。 作成部数 37,000部	引き続き作成し、必要な情報を広く提供するよう取組む。		
				予定通り作成		予定通り作成			
障がいのある人の意思を尊重したサービスが行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用の促進を図ります。	「意思決定支援ガイドライン」の周知	福祉局 障がい 支援課	古藤係長	平成29年3月31日に「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」が作成されたことから、基幹相談支援センター及び相談支援事業所へ周知を行った。	障がい者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、指定障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、同年度に「知的障がいのある人の自己決定を踏まえた支援」をテーマとして社会福祉・研修情報センターにおいて実施する予定の研修について周知を行った。	令和元年9月24日～27日に実施した指定障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、同年度に「知的障がいのある人の自己決定を踏まえた支援」をテーマとして社会福祉・研修情報センターにおいて実施する予定の研修について周知を行った。	コロナ禍で研修の開催が中止となつたことから、感染対策を徹底するかオンライン等の活用による開催を目指す。		
事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。	事業者等への指導監査	福祉局 運営指導課		実地指導件数が前年度以上					
				関係省令等の基準にもとづく指導・監査を行う際に、利用者の観点からの説明・指導を基本とし、事業者に理解を深めてもらうことで、障がいのある人にとって適切なサービス利用となるよう、事業者に働きかけた。 平成30年度では、1,024件の事業所に対して実地指導を実施した。	今後も、指導・監査を通じて、左記取組を継続していく。指導体制等を見直し、前年度の実施数を上回るよう取組みを実施していく。	前年度に引き続き、関係省令等の基準にもとづく指導・監査を行う際に、利用者の観点からの説明・指導を基本とし、事業者に理解を深めてもらうことで、障がいのある人にとって適切なサービス利用となるよう、事業者に働きかけた。 令和元年度では、975件の事業所に対して実地指導を実施した。	新型コロナウイルス感染症の市中感染状況を踏まえ、実地指導の再開時期や実施手法について適時検討し、安定的な実地指導の実施、および実施件数の向上をめざす。		
				指導監査の対象となる事業所数が増加傾向にあるため、対象事業所全体に対する実地指導件数が伸び悩んだ。		依然として指導監査の対象となる事業所数が増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年2月ごろより実地指導の実施を中断したことにより、件数が伸び悩んだ。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(イ)人材の確保・資質の向上									
福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。また、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。	<u>社会福祉従事者研修の実施</u>	福祉局 地域福祉課	人材	研修等の企画の成果指標として実施する受講者アンケートの満足度の評価指数が5段階評価で4.0以上					
				大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 ・研修回数123回 ・延べ受講者数7,674名 ・2018年度 満足度の評価指数 年間平均:4.4 引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質を向上させる取組みが必要である。	効果検証を行い、引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上につながる取組みを実施する。	大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 ・研修回数106回 ・延べ受講者数7,485名 ・2019年度 満足度の評価指数 年間平均:4.4 引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質を向上させる取組みが必要である。	効果検証を行い、引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上につながる取組みを実施する。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
(ウ)成年後見制度の利用の促進									
「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み(地域連携ネットワーク)の構築を図ります。	大阪市成年後見支援センター事業	福祉局 地域福祉課	相談G	5つの部会を年に各2回以上開催し協議会の取り組みを進める					
				<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めた。 ・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中心とした専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」には、5つの部会(広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。 ・相談支援機関(区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター(生活支援型))が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、「対応マニュアル」を策定し、研修を行った。 ・成年後見支援センターと福祉局が隨時後方支援を行った。 ・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 <ul style="list-style-type: none"> 【H31.3末までに42件、事例検討会1回開催した】 ・協議会の機能を果たすため5つの部会を設置し、各年2回ずつ開催 <ul style="list-style-type: none"> 【H31.3末までに、広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援3回・点検評価2回開催した】 ・4月にマニュアル(成年後見制度利用促進の手引き)を策定 ・4～7月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 【H31.3末までに7回実施】 ・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修等を強化するとともに、効果的な専門職派遣の利用を促進することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めしていく。 ・相談部会において、相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るために、マニュアルを隨時改訂していく。 ・専門職派遣の利用を促進するため、さらなる周知と利用しやすくなる工夫の検討が必要である。 ・専門職の助言の精度を上げるため、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度 広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援2回・点検評価2回開催】 ・5月にマニュアル(成年後見制度利用促進の手引き)を改訂 ・4～8月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度 6回実施】 ・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修等を強化するとともに、効果的な専門職派遣の利用を促進することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、成年後見制度の利用促進のために「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めた。 ・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中心とした専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」には、5つの部会(広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。 ・相談支援機関(区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター(生活支援型))が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、「対応マニュアル」を策定し、研修を行った。 ・成年後見支援センターと福祉局が隨時後方支援を行った。 ・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 <ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度 43件派遣・事例検討会1回開催】 ・協議会の機能を果たすため5つの部会を年2回ずつ開催 <ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度 広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援2回・点検評価2回開催】 ・5月にマニュアル(成年後見制度利用促進の手引き)を改訂 ・4～8月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度 6回実施】 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めしていく。 ・相談部会において、相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るために、マニュアルを随时改訂していく。 ・専門職派遣の利用を促進するため、さらなる周知と利用しやすくなる工夫の検討が必要である。 ・専門職の助言の精度を上げるため、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。 		
成年後見制度の理念の尊重や、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期の利用を念頭においた普及啓発に努めます。	大阪市成年後見支援センター事業	福祉局 地域福祉課	相談G	成年後見制度の認知度向上					
				<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための作品作成等を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・本人向け制度説明用リーフレット(相談支援機関設置)の新規作成(H31年2月 1,000部作成) ・相談支援機関一覧チラシ(金融機関設置)の新規作成(H31年1月 12,000部作成) ・制度説明会(セミナー等)は、要望に応じて随時開催(H31.3末までに13回開催) ・障がい者、高齢者、後見、保佐・補助向けなど、それぞれの状態に応じた効果的な広報が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報部会において、障がい者、高齢者、後見、保佐・補助向けなど、それぞれの状態に応じた啓発物品の作成等、更なる効果的な広報周知方法について今後検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための広報物の作成を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・障がいがある本人向け制度説明用リーフレット(相談支援機関設置)の新規作成(R2年3月 1,000部作成) ・市民後見人啓発ポスターの新規作成(R2年3月 600部作成) ・制度説明会(セミナー等)は、要望に応じて随時開催(令和元年度 12回開催) ・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで作成した広報物を活用しつつ、地域でのセミナー開催やインターネットでの情報発信を充実させると、更なる効果的な広報周知方法について広報部会において検討していく。 		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。	市民後見人の養成	福祉局 地域福祉課	相談G	<p>・市民後見人のパンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。</p> <p>・5月にオリエンテーションを3回開催 ・6～7月に基礎講座(4日間)を市内北部と南部に分けて開催 ・10～H31.1月に実務講習(6日間)、施設実習(4日間)開催 (H31.3末までに講座修了者22人、パンク登録者20人)</p> <p>・多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。</p>	<p>・後見人支援部会では、養成講座に参加しやすいように、開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫を検討していく。</p>	<p>・市民後見人のパンク登録者を増やすため、市民後見人の活動について広報啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。</p> <p>・5月にオリエンテーションを3回開催 ・6～8月に基礎講座(4日間)を市内北部と南部に分けて開催 ・10～12月に実務講習(6日間)を市内北部と南部に分けて開催、施設実習(4日間)実施 (R2.3末までに講座修了者46人、パンク登録者42人)</p> <p>・多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。</p>	<p>・後見人支援部会では、養成講座に参加しやすいように、開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫を検討していく。</p>		
福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援とともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。	・大阪市成年後見支援センター事業 ・あんしんさぼーと事業	福祉局 地域福祉課	相談G	<p>・あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。</p> <p>・あんしんさぼーと事業相談員向けの「制度移行のための手引き」を作成した。</p> <p>・6～9月にあんしんさぼーと事業相談員・生活支援員に、成年後見制度の研修を実施(5回) ・あんしんさぼーと事業相談員と連携により、制度移行が望ましい方と随時面接(H31.3末までに78人移行)</p> <p>・あんしんさぼーと事業利用者の中で制度利用が望ましい方においては、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多い。</p>	<p>・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。</p>	<p>・あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。</p> <p>・あんしんさぼーと事業相談員・生活支援員に、成年後見制度の研修を実施(4回) ・あんしんさぼーと事業相談員と連携により、制度移行が望ましい方と随時面接(令和元年度 99人移行)</p> <p>・あんしんさぼーと事業利用者の中で制度利用が望ましい方においては、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多い。</p>	<p>・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。</p>		

1-(2)相談、情報提供体制の充実

(ア)相談支援事業等の充実									
<p>これまでの区障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」と位置づけ、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。</p>									
これまでの区障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」と位置づけ、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。	各区基幹相談支援センター	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	<p>各区の障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」として位置づけ、体制の強化を図る。区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。</p> <p>・設置数 各区1か所 計24か所</p> <p>引き続き、困難事例や複合課題に的確に対応するため、それぞれの障がい特性に応じた支援を提供できるよう専門性の確保が必要。</p>	<p>体制強化の取り組み結果を検証しつつ、区域の中心的な相談支援機関として専門性の確保を図る。</p>	<p>区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。</p> <p>・設置数 各区1か所 計24か所</p> <p>引き続き、困難事例や複合課題に的確に対応するため、それぞれの障がい特性に応じた支援を提供できるよう専門性の確保が必要。</p>	<p>体制強化の取り組み結果を検証しつつ、区域の中心的な相談支援機関として専門性の確保を図る。</p>		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
区障がい者基幹相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター(生活支援型)と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。	福祉局 障がい 福祉課	和田係長		各区に地域自立支援協議会を設置・運営					
				区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会へ主体的に参画し、様々な機関によるネットワークの構築を図り、社会資源の情報等を他機関と共有する。また、地域課題を総合的に集約し、地域ニーズに合わせて社会資源の改善・開発に取り組む。 ・各区にて地域自立支援協議会に参加	引き続き、区保健福祉センターや地域活動支援センター(生活支援型)等と連携を図り、各区地域自立支援協議会の円滑な運営に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会へ主体的に参画し、様々な機関によるネットワークの構築を図り、社会資源の情報等を他機関と共有する。また、地域課題を総合的に集約し、地域ニーズに合わせて社会資源の改善・開発に取り組む。 ・各区にて地域自立支援協議会に参加	引き続き、区保健福祉センターや地域活動支援センター(生活支援型)等と連携を図り、各区地域自立支援協議会の円滑な運営に努める。		
				29年度施設数(9か所)					
				専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 9か所	支援のネットワーク作りに向け、引き続き基幹相談支援センター等と連携を実施していく。	専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 9か所	支援のネットワーク作りに向け、引き続き基幹相談支援センター等と連携を実施していく。		
				施設数は指標を維持している。 基幹相談支援センター等との連携は一定進んでいると考えるもの、今後より緊密に行っていく必要がある。		施設数は指標を維持している。 基幹相談支援センター等との連携は一定進んでいると考えるもの、今後より緊密に行っていく必要がある。			
	障がい者相談支援事業 (各区基幹相談支援センター)	和田係長		障がい者基幹相談支援センター設置か所数 24か所					
				区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加 各区参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。		
				他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。		他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。			
				相談支援従事者のスキルアップ					
				障がい者相談支援研修センターにおいて、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、支援の難しいケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家(スーパーバイザー)を派遣する体制を確保する。 ・研修回数 6回 延233人 ・スーパーバイザー派遣回数 7回	引き続き、相談支援専門員向けの研修に努めるとともに、実践的な助言・指導が可能なスーパーバイザーの確保を行っていき。	障がい者相談支援研修センターにおいて、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、支援の難しいケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家(スーパーバイザー)を派遣する体制を確保する。 ・研修回数 4回 延114人 ・スーパーバイザー派遣回数 10回	相談支援専門員向けの研修について、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しつつ、積極的な開催をめざす。また、実践的な助言・指導が可能なスーパーバイザーの確保に努める。		
				相談支援専門員のさらなるスキルアップを図る必要がある。また、相談支援の質の向上のため、適切なスーパーバイザーの派遣が求められる。		相談支援専門員のさらなるスキルアップを図る必要がある。また、相談支援の質の向上のため、適切なスーパーバイザーの派遣が求められる。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。	障がい者相談支援調整事業 (ピアカウンセラー養成講座)	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	ピアカウンセラーの積極的な養成					
計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、適切なサービス利用に向け相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に対して求めています。ながら、相談支援体制の充実を図ります。	障がい児相談支援	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	障がい児の心身の状況などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。 平成30年度の報酬改定において、質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等評価する加算が創設された。 【実績】月あたり利用実人員 1,265人	引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。	障がい児の心身の状況などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。 平成30年度の報酬改定において、質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等評価する加算が創設された。 【実績】月あたり利用実人員 1,542人	引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。	月あたり利用人員 1,125人	
				障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。		障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。			
	計画相談支援	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	計画相談支援提供体制の充実					
				計画相談支援の提供体制の確保のため、障がい福祉サービス事業を運営する社会福祉法人等に対して、指定特定相談支援事業所の新規立ち上げや相談支援専門員の増員を呼びかける文書を送付。 ・送付先 341か所	引き続き、機会を捉えて指定相談支援事業所の立ち上げ等を呼びかけていく。 また、相談支援事業の制度的課題を整理し、国に対して改善の要望を行う。	平成30年度報酬改定を踏まえた相談支援事業の実態と課題等を把握するため、指定特定相談支援事業所へのアンケート調査を実施。 ・調査対象 355か所(H30.11.1) ・回答数 124か所	引き続き、相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とともに連携して実施。 ・調査対象 398か所 ・回答数 214か所	引き続き、相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とともに連携して実施。 ・調査対象 398か所 ・回答数 214か所	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
(イ)相談支援体制の強化									
区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。	障がい者相談支援事業 <u>(各区基幹相談支援センター)</u>	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	障がい者基幹相談支援センター設置か所数 24か所	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を發揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。	他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。	他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。
複合的な課題を抱えた要援護者に対し、施策横断的な連携の仕組みづくりを進めるため、2017(平成29)年度から区保健福祉センターが中心となり、様々な分野の関係者が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」の開催等を行うモデル事業を実施しており、今後、事業の検証結果を踏まえ、複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築をめざします。	総合的な相談支援体制の充実	福祉局 地域福祉課	総合相談	・支援困難事例を適切な支援につなげができるなど、モデル事業の効果や、スーパーバイザーによる後方支援等の手法の有効性が確認できた。 ・支援調整の場開催件数 H29:73件、H30:76件 ・支援調整の場参加者アンケート調査の結果(代表例) 「課題解決の方向性が確認できた」:81% 「SVの助言により支援が円滑に進んだ」:70% ・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関等を対象とした説明会等を通じ、事業の周知を図るとともに、区職員等を対象として事業実施に向けた具体的な実施手法等に関する研修会等を開催した。 支援困難事例に対しスーパーバイザーが専門的な助言を行う体制を整備し、各区の取組みを支援する必要がある。	・2019年度から全区において事業を実施し、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実に向けた取組みを行う。 ・各区の進捗状況を把握し、取組内容を共有するとともに、しくみの構築に向けた必要な後方支援を行う。	・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んだ。 【令和2年3月末実績(24区計)】 相談受付件数 303件、つながる場開催件数 158件 ツール等の開発 14件、研修会等の開催 26件 ・福祉局は各区の事業進捗状況を把握するとともに、区職員を対象とした事業担当者研修会を開催しており、研修会では、モデル事業の取組内容の共有のほか、各区の事業取組内容等の共有・意見交換、「ファシリテーション研修」による職員のスキルアップ研修等を実施した(5月・8月・11月・2月に実施)。 ・そのほか、庁内ポータルを活用し、研修内容の共有や各区にて開発したツール等の好事例について情報共有するなど、必要な後方支援を行った。 ・令和元年度より、福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効率的・効率的な助言を受けることができる体制(SVバンク)を構築し、各区の取り組みを支援している。 ・全区展開初年度であり、取組みが低調な区もある。	・研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく予定である。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性																	
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度													
				取組指標																	
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)		今後の方向性 (A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)													
見守り相談室では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場(つながる場)」を活用することにより、課題の解決に取り組みます。	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	福祉局 地域福祉課	見守り	<p>2020年度におけるアウトリーチ件数が5,600件以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意確認をCSWが行う体制を整備(平成30年4月より) ・CSW研修会を開催 3回 ・支援調整の場(つながる場)の取組みを実施している区においては、随時連携した取り組みを実施 ・アウトリーチ件数 6,222件 		<p>・CSW研修会を開催 3回</p> <p>・支援調整の場(つながる場)の取組みを実施している区においては、随時連携した取り組みを実施</p> <p>・アウトリーチ件数 4,393件</p> <p>・市内全333地域へ要援護者名簿を提供</p>		<p>引き続き、地域の見守りネットワークの強化に努め、支援が必要な人を適切なサービスにつなげるよう取り組んでいく。</p> <p>引き続きCSWの資質向上に取り組む必要がある。</p>													
障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応していきます。	人権相談	市民局		<p>「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度30.0%(令和1年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 17.8%</td> <td>専門相談員による人権相談 延 1,740件 区役所人権相談 延 10件</td> <td>相談事業の認知度を向上させる</td> <td>「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 30.0%</td> <td>専門相談員による人権相談 延 1,160件 区役所人権相談 延 13件</td> <td>相談事業の認知度を向上させる</td> </tr> <tr> <td colspan="6">認知度の向上が必要</td> </tr> </table>						「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 17.8%	専門相談員による人権相談 延 1,740件 区役所人権相談 延 10件	相談事業の認知度を向上させる	「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 30.0%	専門相談員による人権相談 延 1,160件 区役所人権相談 延 13件	相談事業の認知度を向上させる	認知度の向上が必要					
「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 17.8%	専門相談員による人権相談 延 1,740件 区役所人権相談 延 10件	相談事業の認知度を向上させる	「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 30.0%	専門相談員による人権相談 延 1,160件 区役所人権相談 延 13件	相談事業の認知度を向上させる																
認知度の向上が必要																					
発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。	発達障がい者支援センターにおける相談支援	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレンツ・トレーニング等の親支援を実施。 啓発講座 39回 延1,701人 機関支援 197回 親支援講座 220回 延2,639人 ・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援 1,809件 就労支援 661件 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレンツ・トレーニング等の親支援を実施。 啓発講座 35回 延2,441人 機関支援 162回 親支援講座 202回 延2,185人 ・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援 1,956件 就労支援 489件 		<p>今後も引き続き、ニーズ把握を行ないながら、必要な研修・支援等を実施していく。</p> <p>今後も引き続き、ニーズ把握を行ないながら、必要な研修・支援等を実施していく。</p>													

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター(生活支援型)、区障がい者基幹相談センター間の連携強化を図ります。	<u>こころの健康センターにおける相談支援</u>	健康局 <u>こころの健康センター</u>		地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
				こころの悩み電話相談(3,104件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(788件) 自死遺族相談【電話・面接】(96件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(532件) でかけるチーム精神保健相談(延66件)	本市HPなどを利用した事業周知	こころの悩み電話相談(3,516件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(668件) 自死遺族相談【電話・面接】(140件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(527件) でかけるチーム精神保健相談(延61件)	本市HPなどを利用した事業周知		
	専門医による精神保健福祉相談事業	健康局 <u>こころの健康センター</u>		安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
				地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
	社会復帰相談指導事業	健康局 <u>こころの健康センター</u>		医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(719回、延1,847件)	本市HPなどを利用した事業周知	医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(658回、延1,823件)	本市HPなどを利用した事業周知		
				安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
	精神保健福祉相談	健康局 <u>こころの健康センター</u>		地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応					
				回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るために、社会復帰に関する相談指導を行う。(364回、延1,829件)	本市HPなどを利用した事業周知	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るために、社会復帰に関する相談指導を行う。(279回、延1,284件)	本市HPなどを利用した事業周知		
				安定した相談件数の確保		安定した相談件数の確保			
また、こころの健康センター、地域活動支援センター(生活支援型)は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行っています。	精神保健福祉訪問指導	健康局 <u>こころの健康センター</u>		精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、専門的な助言・指導					
				保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数5,220人、延人数42,114人)	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数5,070人、延人数45,255人)	本市HPなどを利用した事業周知		
				安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			
				保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。(実人数1,729人、延人数4,446人)	本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。(実人数1,639人、延人数4,250人)	本市HPなどを利用した事業周知		
				安定した相談者数の確保		安定した相談者数の確保			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性						
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度		
				取組指標						
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	
区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。	難病患者面接・訪問相談事業	健康局 保健所 管理課		各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80%以上とする(参考:平成28年度90.5%)						
				患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図る。 保健師研修理解度 93.5% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 4,457人 訪問数 (延べ) 932人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る	患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図る。 保健師研修理解度 86.3% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 4,147人 訪問数 (延べ) 920人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る			
				引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある						
				各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80%以上とする(参考:平成28年度90.5%)						
				小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行うとともに相談指導を行う。 保健師研修理解度 93.5% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 1,161人 訪問数 (延べ) 340人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る	小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行ふとともに相談指導を行う。 保健師研修理解度 86.3% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 1,160人 訪問数 (延べ) 396人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る			
	長期療養児等療育指導事業	健康局 保健所 管理課		引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある						
				各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80%以上とする(参考:平成28年度90.5%)						
				小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行ふとともに相談指導を行う。 保健師研修理解度 93.5% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 1,161人 訪問数 (延べ) 340人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る	小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行ふとともに相談指導を行う。 保健師研修理解度 86.3% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 1,160人 訪問数 (延べ) 396人	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る			
				引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある						
				各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80%以上とする(参考:平成28年度90.5%)						

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	

(ウ) 地域自立支援協議会の活性化

市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行っていきます。

区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。

市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るために、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。

また、区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるよう仕組みづくりを行います。

自立支援協議会

福祉局
障がい
福祉課

和田係長

				地域自立支援協議会設置数 25か所					
				<p>市、区において、それぞれの圏域における地域課題や支援体制の整備について協議を行う。</p> <p>各区地域自立支援協議会においては、必要に応じて部会等を設置し、多様な機関等によるネットワークを構築し、支援に関する情報の共有、地域課題の明確化、地域ニーズに合わせた社会資源の改善・開発などの活動に取り組んだ。また、全市的課題と認識されているものについて集約を図り、市地域自立支援協議会へ情報提供した。</p> <p>市地域自立支援協議会においては、学識経験者、障がい当事者、医療・就業も含めた多様な支援関係者による協議の場として、障がい者施策の方向性について専門的見地から検討を進めた。その後、区地域自立支援協議会からの全市的課題についても、施策に反映されるように検討に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市自立支援協議会 2回開催 ・区自立支援協議会 24区開催(回数は区ごとに異なる) <p>市、区それぞれの地域の実情に応じた取組の活性化、議論の一層の深まりが必要。</p>					

1-(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

(ア) 相談対応力の向上

「事業者等による障がいのある方への不当な差別的扱い等に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。	福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長		<p>下記の研修等において、障害者差別解消の法制度や「相談対応マニュアル」の説明、相談事例の紹介等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉担当職員新任研修 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 区保健福祉課新任担当者 40人 ・各区基幹相談支援センター連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 各区基幹相談支援センター担当者 30人 ・地域活動支援センター長会 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 地域活動支援センター(生活支援型)担当者 15人 	今後も機会を捉えて研修等を実施し、対応力の向上を図る。

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
また、合理的配慮の提供に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。		福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長	障害者差別解消法にかかる相談(事業者による差別等)対応マニュアルの改訂。					
				障害者差別解消法にかかる相談(事業者による差別等)対応マニュアルの改訂。	よりわかりやすいマニュアルとなるよう、必要に応じて内容を改善していく。	障害者差別解消法にかかる相談(事業者による差別等)対応マニュアルの改訂。	よりわかりやすいマニュアルとなるよう、今後も必要に応じて内容を改善していく。		
(イ) 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携				障がい者差別解消支援地域協議部会との連携					
引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。		福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長	大阪市障がい者施策推進協議会の専門部会に「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置。 【実施】 平成30年度 第1回 平成30年10月5日 平成30年度 第2回 平成31年3月13日	障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、引き続会を開催し、今後の取組に繋げていく。	大阪市障がい者施策推進協議会の専門部会に「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置。 【実施】 令和元年度 第1回 令和元年9月17日 令和元年度 第2回 令和2年3月24日【開催中止】	障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、引き続会を開催し、今後の取組に繋げていく。		
また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。		福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長	障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。 ☆相談事案 区障がい者基幹相談支援センター 3件 地域活動支援センター(生活支援型) 0件 区役所 14件 局等 15件 合計 32件	引き続き相談窓口を設置し対応を行う。また、相談対応の事例紹介や各種啓発パンフレットなどをHPに掲載等を行い啓発につなげていく。	障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。 また啓発資料を作成、配布。HPを随時更新。 ☆相談事案 区障がい者基幹相談支援センター 11件 地域活動支援センター(生活支援型) 0件 区役所 6件 局等 30件 合計 47件 ☆啓発資料 ・障がい者差別解消の相談窓口周知チラシ ・住宅入居に係る差別解消啓発チラシ	引き続き相談窓口を設置し対応を行う。また、相談対応の事例紹介や各種啓発パンフレットなどをHPに掲載等を行い啓発につなげていく。		
(ウ) 他都市との連携				障がいを理由とする差別に関する相談事案にかかる他都市との連携					
障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、地域外での対応が必要なものがあります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。		福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長	障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。 ☆広域にわたる相談事案 1件	広域にわたる事案について、迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き、大阪府及び関係市町村と連携して対応する。	障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行うなかで、大阪府及び関係市町村とは適宜連携を実施。	広域にわたる事案について、迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き、大阪府及び関係市町村と連携して対応する。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
(エ)市条例制定の検討									
障がいを理由とする差別の解消に向けて、蓄積された相談事例から見えてきた課題を分析し、障害者差別解消法や大阪府条例の改正の動向等も見据え、大阪市における条例の制定の必要性について検討を進めます。		福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長	条例制定の必要性について検討					
				・(法)政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。(今年度取りまとめ予定) ・(府条例)知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。 国や府の見直しの状況を確認し、必要性について引き続き検討。	国や府の見直しの状況を確認し、必要性について引き続き検討する。	国や府の見直しの状況を確認し、必要性について引き続き検討。			

1-(4)虐待防止のための取組

(ア)障がい者虐待の防止のための啓発									
虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っています。	虐待防止に関する広報啓発物	福祉局 地域福祉課	相談G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加					
				リーフレット等を作成し、区役所、障がい者基幹相談支援センター、公共施設等で配布した。 ・卓上カレンダー 5,000部 ・リーフレット 25,000部 ・マニュアル概要版 5,000部	今後も引き続き啓発物の作成配付により効果的な周知啓発を継続する。	リーフレット等を作成し、区役所・障がい者基幹相談支援センター、関係機関等へ配布した。 ・卓上カレンダー 5,000部 ・リーフレット 22,500部 ・マニュアル概要版 5,000部	今後も引き続き啓発物の作成配付により効果的な周知啓発を継続する。	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加
障がい者虐待防止研修会		福祉局 地域福祉課	相談G	市民を対象に10月6日に障がい者虐待防止啓発講演会を開催した。 参加者56人	参加者増に資するよう、報道等を参考に社会情勢に配慮し、市民の関心を集めると講演内容を検討する。	市民を対象に1月25日に障がい者虐待防止啓発講演会を開催した。 参加者55人	参加者増に資するよう、報道等を参考に社会情勢に配慮し、市民の関心を集めると講演内容を検討する。	当日の参加者は昨年度水準を保ったものの、一昨年度よりも減少しているため、参加者増となるよう講演内容の検討が必要。	当日の参加者は昨年度水準を保ったものの、目標人員に達していない為、参加者増となるよう周知方法及び講演内容等の検討が必要。

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(イ)養護者等による虐待への対応									
養護者等による虐待について では、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となります。	養護者等による虐待防止への対応	福祉局地域福祉課	相談G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施					
				各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、463件の相談・通報・届出を受け(速報値)、対応を実施した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、520件の相談・通報・届出を受け(速報値)、対応を実施した。	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。	前年度の463件より増の520件(速報値)の通報、届出を受理し、対応した。	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。
養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。	要援護障がい者緊急一時保護事業	福祉局地域福祉課	和田係長	障がい者基幹相談支援センター設置か所数 24か所					
				各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターが虐待の通報・届出窓口となる。虐待の通報・届出があった場合は各区保健福祉センターに連携するとともに、必要に応じて、各区保健福祉センターと協力して対応に当たる。 ・設置数:24か所	各区保健福祉センターと連携し、引き続き虐待の通報・届出窓口としての役割を果たす。	各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターが虐待の通報・届出窓口となる。虐待の通報・届出があった場合は各区保健福祉センターに連携するとともに、必要に応じて、各区保健福祉センターと協力して対応に当たる。 ・設置数:24か所	各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターと連携し、引き続き虐待の通報・届出窓口としての役割を果たす。	各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターと連携し、引き続き虐待の通報・届出窓口としての役割を果たす。	各区に設置されている区障がい者基幹相談支援センターと連携し、引き続き虐待の通報・届出窓口としての役割を果たす。
				虐待予防、虐待の早期発見、被虐待者への適切な支援などに役割を果たしている。	虐待予防、虐待の早期発見、被虐待者への適切な支援などに役割を果たしている。	虐待を受けた障がい者の一時保護が可能な体制の継続的な確保			
養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。	要援護障がい者緊急一時保護事業	福祉局地域福祉課	相談G	一時保護7件	虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。	一時保護7件	虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。	虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。	虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。
				広報啓発活動の成果により、通報・届出が早期に行われた結果、少数にとどましたが、緊急性がある事例は常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を保護可能な体制の確保が必要である。また、障がいの程度や特性は事例により様々であり、障がい特性に応じた施設の確保が困難となっている。	広報啓発活動の成果により、通報・届出が早期に行われた結果、少数にとどましたが、緊急性がある事例は常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を保護可能な体制の確保が必要である。また、障がいの程度や特性は事例により様々であり、障がい特性に応じた施設の確保が困難となっている。				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。	養護者等による虐待防止への対応（再計）	福祉局 地域福祉課	相談G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施					
				各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、463件の相談・通報・届出を受け(速報値)、対応を実施した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、520件の相談・通報・届出を受け(速報値)、対応を実施した。	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となつて、適切な対応を図っていく。	前年度の463件より増の520件(速報値)の通報、届出を受理し、対応した。	今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となつて、適切な対応を図っていく。	
	障がい者基幹相談支援センター設置か所数 24か所	福祉局 障がい福祉課	和田係長	障がい者基幹相談支援センター設置か所数 24か所					
				区障がい者基幹相談支援センターにおいては、虐待にかかる養護者等からの相談にも応じ、障がい福祉サービスの利用など、養護者の負担軽減を通じて虐待の防止に向けた取組を行う。	各区保健福祉センター等とも連携し、養護者等への支援にも引き続き取り組む。	区障がい者基幹相談支援センターにおいては、虐待にかかる養護者等からの相談にも応じ、障がい福祉サービスの利用など、養護者の負担軽減を通じて虐待の防止に向けた取組を行う。	各区保健福祉センター等とも連携し、養護者等への支援にも引き続き取り組む。	関係機関とも連携しつつ、世帯全体への支援にも取り組んでいる。	
				対応が困難な養護者による障がい者虐待事案について、専門相談を6件実施した。	引き続き、対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な養護者による障がい者虐待事案について、専門相談を6件実施した。	引き続き、対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	
区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。	専門相談事業	福祉局 地域福祉課	相談G	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた適切な対応の実施					
				対応が困難な養護者による障がい者虐待事案について、専門相談を6件実施した。	引き続き、対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な養護者による障がい者虐待事案について、専門相談を6件実施した。	引き続き、対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	
				対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受けた。	
(ウ) 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応									
障がい福祉サービス事業者に対しては、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然に防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。	障がい福祉サービス事業所集団指導	福祉局 運営指導課		集団指導における研修を通じ、虐待の未然防止に努め、引き続き事業者への指導に取り組む					
				平成30年度集団指導において、障がい福祉課とも連携し、事業所における人権・権利擁護に関する研修を実施した。平成30年度の障がい福祉サービス事業者集団指導では、延べ5,461事業所(全体の約95%)が参加した。	次年度においても、集団指導等の機会を通じて研修を実施するなど取組を継続する。	令和元年度集団指導において、障がい福祉課とも連携し、事業所における人権・権利擁護に関する研修を実施した。令和元年度の障がい福祉サービス事業者集団指導では、延べ4,452事業所(全体の約90%)が参加した。	次年度においても、集団指導等の機会を通じて障がい者等の人権・権利擁護・虐待防止に関する知識を周知するなど、取組を継続する。		
				対象とする障がい福祉サービス事業所の約95%が参加し、目標は概ね達成できたものと思われる。		対象とする障がい福祉サービス事業所の約90%が参加し、目標は概ね達成できたものと思われる。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)			
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)		
虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。	障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応	福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	上田係長	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施							
				福祉局障がい福祉課が通報・届出窓口となり、81件の相談・通報・届出を受け、局内各課で連携し対応を実施した。	今後も引き続き関係課で連携し、適切な対応を図っていく。	福祉局障がい福祉課が通報・届出窓口となり、102件の相談・通報・届出を受け、局内各課で連携し対応を実施した。	今後も引き続き関係課で連携し、適切な対応を図っていく。				
				前年度の70件より増の81件の通報、届出を受理し、対応した。		前年度の81件より増。なお、府県が受理し本市が対応した3件を除く。					
(エ)使用者による虐待への対応											
使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。	使用者による虐待への対応	福祉局 地域福祉課	相談G	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加及び適切な対応の実施							
				福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援)が通報・届出窓口となり、5件通報・届出を受け(連報値)、必要に応じて大阪府及び大阪労働局に連携した。	今後も引き続き福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援)が市町村の通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。	福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援)が通報・届出窓口となり、11件通報・届出を受け(連報値)、必要に応じて大阪府及び大阪労働局に連携した。	今後も引き続き福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援)が市町村の通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。				
				5件(連報値)の通報、届出を受理し、適切に対応した。		11件(連報値)の通報、届出を受理し、適切に対応した。					
(オ)関係機関の連携体制の構築											
市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関・関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。	障がい者虐待防止連絡会議	福祉局 地域福祉課	相談G	障がい者虐待防止連絡会議の開催等による関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化							
				関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めるため、障がい者虐待防止連絡会議を開催した。 市レベル 1回 区レベル26回開催	引き続き、市レベルだけでなく、区レベルでも地域の特性に応じた課題の共有等により関係機関の連携強化に努めしていく。	関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めるため、障がい者虐待防止連絡会議を開催した。 市レベル 1回 区レベル25回開催	引き続き、市レベルだけでなく、区レベルでも地域の特性に応じた課題の共有等により関係機関の連携強化に努めしていく。				
				障がい者虐待防止連絡会議を開催し、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有した。		障がい者虐待防止連絡会議を開催し、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有した。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	

2-(1)在宅福祉サービス等の充実

(ア)訪問系サービス及び短期入所の充実

居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行なながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。	居宅介護	福祉局障がい支援課	大谷係長	(30年度計画見込み)月あたり 12,422人、248,823時間 (31年度計画見込み)月あたり 13,564人、266,987時間					
				<p>(事業内容) 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。 (実績:月あたり) 11,642人、243,012時間 ※29年度実績:月あたり 11,165人 230,016時間</p> <p>利用者数、利用時間増加で、サービスの充実は図られている。個々のニーズに沿ったサービス利用ができるよう推進を図る必要がある。</p>					
				<p>個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握しながら事業のあり方を検討し、サービスの充実に取り組む。</p> <p>(事業内容) 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。 (実績:月あたり) 11,612人、260,965時間</p> <p>平成30年度と比べ、利用者数は減少しているが、利用時間数は増加している。令和2年度においても、増加傾向を見込んでおり、サービスとしてのニーズは高い。</p>					
	重度訪問介護	福祉局障がい支援課	大谷係長	(30年度計画見込み)月あたり 1,923人、258,436時間 (31年度計画見込み)月あたり 1,989人、264,832時間					
				<p>(事業内容) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,821人、255,203時間 ※29年度実績:月あたり 2,147人、248,548時間</p> <p>平成29年度と比べ、利用者数は減少しているが、利用時間数は増加している。平成31年度においても、増加傾向を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。</p>					
				<p>個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握しながら事業のあり方を検討し、サービスの充実に取り組む。</p> <p>(事業内容) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,643人、256,913時間</p> <p>平成30年度と比べ、利用者数は減少しているが、利用時間数は増加している。令和2年度においても、増加傾向を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。</p>					
	同行援護	福祉局障がい支援課	大谷係長	(30年度計画見込み)月あたり 1,505人、38,190時間 (31年度計画見込み)月あたり 1,623人、40,328時間					
				<p>(事業内容) 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 (実績:月あたり) 1,375人、35,073時間 ※29年度実績:月あたり 1,269人、35,074時間</p> <p>同行援護は視覚障がい者に特化した外出支援であり、障がい福祉サービス固有のものである。平成29年度と比べ、月当たりの平均人數、時間ともに増加している。平成31年度においても増加を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。</p>					
				<p>個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握しながら事業のあり方を検討し、サービスの充実に取り組む。</p> <p>(事業内容) 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 (実績:月あたり) 1,294人、36,556時間</p> <p>同行援護は視覚障がい者に特化した外出支援であり、障がい福祉サービス固有のものである。平成30年度と比べ、利用者数は減少しているが、利用時間数は増加している。令和2年度においても、増加傾向を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。</p>					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性																
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度												
				取組指標																
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)										
				(30年度計画見込み)月あたり 371人、8,064時間																
	行動援護	福祉局 障がい 支援課	大谷係 長	知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護等行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 (実績:月あたり) 400人、7,351時間 ※29年度実績 月あたり 319人、6,869時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護等行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 (実績:月あたり) 312人、6,986時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。													
2018(平成30)年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となります。常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけています。	重度訪問介護 等	福祉局 障がい 支援課	大谷係 長	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートを利用していた方で、対象者となった方は、重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになり、入院時コミュニケーションサポート事業の利用者数が減少した。																
移動支援事業については、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。	移動支援事業	福祉局 障がい 支援課	大谷係 長	(30年度計画見込み)月あたり 6,018人、140,197時間																
				(30年度計画見込み)月あたり 6,018人、140,197時間																
				(30年度計画見込み)月あたり 6,018人、140,197時間																

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするために、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるよう国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。	短期入所(ショートステイ)	福祉局 障がい者支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均1257人,8083日)					
居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 月あたり平均 1,157人、7,825日 ※29年度実績:月あたり 1,111人、6,406日 当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。				引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 月あたり平均 1,208人、9,053日 ※30年度実績:月あたり 1,157人、7,825日 当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。		引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
事業者や利用者及び区役所等から問合せ等があつた際に緊急時への対応だけでなく必要に応じた利用ができる旨回答する等対応している。 理解は一定進んでいると考えるもの、広く理解啓発を行っていく必要である。				理解啓発のため、引き続き実施していく。	事業者や利用者及び区役所等から問合せ等があつた際に緊急時への対応だけでなく必要に応じた利用ができる旨回答する等対応している。 理解は一定進んでいると考えるもの、広く理解啓発を行っていく必要である。		理解啓発のため、引き続き実施していく。		
(イ) 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課		心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。					
・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・訪問相談)・助言・情報提供、福祉用具の適合評価(フォローとして専門相談を通じて個々の相談者の状況に応じた助言・指導も行う)等 延相談件数:4,244件				障がいのある方の自立支援・QOL向上と介護者の負担軽減のために補装具・福祉機器は欠かすことのできないものであり、相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する取り組みは今後も必要であると考える。	・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・訪問相談)・情報提供、指導・助言・福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行等 延相談件数:3,863件		障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直積的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後も必要であると考える。		
福祉用具関連の技術の発展や、平成25年から障がい者に定義された難病患者への対応も必須となり、中には重度の神経難病にかかる意思伝達装置等の高度な工学技術を要するニーズへの対応が求められている。				平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性																	
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度													
				取組指標																	
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)													
個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。	補装具費の支給	福祉局 障がい 支援課	新家係 長	総合支援法第76条に基づき、障がい者が失われた身体機能を補完又は代替するための用具である補装具を購入又は修理する際の費用を支給する。																	
				●平成30年度支給実績 7,722件		引き続き、補装具費の支給対象者に確実に補装具を支給するため、更生相談所(リハセント)連携しながら研修等により各区の補装具費支給事務担当職員の知識向上を図るとともに関係予算の確保に努める。		●令和元年度支給実績 7,489件		引き続き、補装具費の支給対象者に確実に補装具を支給するため、更生相談所(リハセント)連携しながら研修等により各区の補装具費支給事務担当職員の知識向上を図るとともに関係予算の確保に努める。											
				補装具費の支給対象者に確実に補装具費を支給することができた。																	
				品目の追加・見直しや基準の改正等について検討するなど、より効果的な給付に努める。																	
				●平成30年度給付実績 61,889件		引き続き、日常生活用具を確実に給付するための予算確保に努めるとともに、2種の会議を活用して、時勢に対応した的確で効果的な事業とするよう、事業内容や品目の見直し等について検討し、見直しが必要な内容については施策(事業)に反映するよう努める。		●令和元年度給付実績 62,317件		引き続き、日常生活用具を確実に給付するための予算確保に努めるとともに、2種の会議を活用して、時勢に対応した的確で効果的な事業とするよう、事業内容や品目の見直し等について検討し、見直しが必要な内容については施策(事業)に反映するよう努める。											
	重度身体障がい児 (者)日常生活用具給付事業	福祉局 障がい 支援課	新家係 長	●日常生活用具に係る情報収集・共有、課題の抽出や解決方策の検討を目的とし、2種の会議を開催。 ①検討会議(外部委員からの意見聴取):平成31年1月10日 ②担当者会議(市民からの要望や課題等の収集):平成31年3月4日																	
				日常生活用具の給付対象者に確実に当該用具を給付することができた。 また、時勢に対応した的確な事業となるよう2種の会議を開催し、日常生活用具に係るニーズの把握並びに福祉用具や同市場に係る最新情報の収集、事業内容の検討を行った。																	
				障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。																	
				住宅改造に関する相談 相談件数:76件		障がいのある方の自立支援・ QOLの向上と介護者の負担軽減のため今後も実施していく。		住宅改造に関する相談 相談件数:67件		障がいのある方の自立支援・ QOLの向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要性がある。											
				難病による重度障がいのある人など、障がいが重度化してから相談を受ける場合があり、住宅改造ではなく、補装具や福祉機器の利用による対処方法で問題解決を図っている状況にある。																	
住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改修費助成事業の推進を図ります。	補装具・福祉機器普及事業における住宅改修相談会	福祉局 心身障 がい者リ ハビリテーシ ンセンタ ー	管理課	障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。																	
				●平成30年度給付実績 51件		引き続き、障がい児・者の地域における自立を支援するため、住環境改善に係る費用の一部を給付できるよう関係予算の確保に努める。		●令和元年度給付実績 43件		引き続き、障がい児・者の地域における自立を支援するため、住環境改善に係る費用の一部を給付できるよう関係予算の確保に努める。											
	重症心身障がい住宅改修費の助成	福祉局 障がい 支援課	新家係 長	住宅改修費の一部を給付し、障がい児・者の住環境を改善することにより、地域における自立を支援することができた。																	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(ウ)所得保障の充実									
年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者のへの対応を強く国に要望します。	年金給付水準の引き上げ	福祉局 保険年 金課		年金給付水準の引き上げ					
				年金給付水準の引き上げについて一層の改善措置を講ずるよう、各会議を通じて国へ要望した	各会議を通じて引き続き国へ要望を行う	年金給付水準の引き上げについて一層の改善措置を講ずるよう、各会議を通じて国へ要望した	各会議を通じて引き続き国へ要望を行う		
	特別障がい者手当、 福祉手当等の支給	福祉局 障がい 福祉課	宮本係 長	身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 特別障がい者手当 3800人 障がい児福祉手当 2,082人 (経過的)福祉手当 116人 合計5,998人 (経過的)福祉手当については、制度上減少傾向。 特別障がい者手当については横ばい、障害児福祉手当については増傾向で推移。	重度障がい者、児に対し手当を支給し、生活の安定を図る制度であり、継続的な実施が必要	身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 特別障がい者手当 3,828人 障がい児福祉手当 2,195人 (経過的)福祉手当 103人 合計6,126人 (経過的)福祉手当については、制度上減少傾向。 特別障がい者手当については微増、障害児福祉手当については増傾向で推移。	重度障がい者、児に対し手当を支給し、生活の安定を図る制度であり、継続的な実施が必要		
	特別障がい者手当、 福祉手当等の支給	福祉局 障がい 福祉課	宮本係 長	外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付 74人 制度上減少傾向で推移。	年金法の制度上公的年金(障がい基礎年金等)を受給できない者に対し、給付金を支給する事業であり、継続的な実施が必要	外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付 62人 制度上減少傾向で推移。	年金法の制度上公的年金(障がい基礎年金等)を受給できない者に対し、給付金を支給する事業であり、継続的な実施が必要		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
2-2(2)居住系サービス等の充実													
経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること	グループホーム事業	福祉局障がい支援課	池田係長	(30年度計画見込み)月あたり利用人数 2,582人									
グループホーム利用者の居住介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること				(事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。 (実績) 月あたり利用人数 2,346人 ※29年度実績:月あたり 2,281人	引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、引き継ぎ、利用しやすい制度となるよう、国に対して要望する。	(事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。 (実績) 月あたり利用人数 2,673人 ※30年度実績:月あたり 2,457人	引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、引き継ぎ、利用しやすい制度となるよう、国に対して要望する。						
入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うとともに、特に夜間支援体制において労働関係法規に即した職員配置を見込んだ適正な報酬の単価を設定すること				・グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられていないグループホームの人員だけでは支援できない部分ができるている。 ・また、生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円があるが、家賃は、各グループホームごとに決められていることから、家賃が高額のため入居できないこともある。	・グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられていないグループホームの人員だけでは支援できない部分ができるている。 ・また、生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円があるが、家賃は、各グループホームごとに決められていることから、家賃が高額のため入居できないこともある。	・グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられていないグループホームの人員だけでは支援できない部分ができるている。 ・また、生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円があるが、家賃は、各グループホームごとに決められていることから、家賃が高額のため入居できないこともある。	・引き継ぎ国に対して要望する。	・引き継ぎ国に対して要望する。	・引き継ぎ国に対して要望する。				
生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成(特定障がい者特別給付)について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること。	グループホーム事業	福祉局障がい支援課	池田係長	・引き継ぎ国に対して要望する。									
グループホームの設置促進のため、引き継ぎ、国の補助制度(新築)を活用した設置促進に努めます。				・グループホームごとに家賃が決められており、利用者が希望しても家賃高額のため入居できないことがある。	・開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげよう支援していく。	・グループホームごとに家賃が決められており、利用者が希望しても家賃高額のため入居できないことがある。	・開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげよう支援していく。	・開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげよう支援していく。	・開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげよう支援していく。				
本市においては、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する整備補助等について、今後も引き継ぎ実施していきます。	グループホーム事業	福祉局障がい支援課	池田係長	・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 ・補助金を希望する開所希望の法人について、うまく手続きにつなげている。	・引き継ぎ年度内開所に向かって支援していく。	・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 ・補助金を希望する開所希望の法人について、うまく手続きにつなげている。	・引き継ぎ年度内開所に向かって支援していく。	・引き継ぎ年度内開所に向かって支援していく。	・引き継ぎ年度内開所に向かって支援していく。				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性											
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度							
				取組指標											
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)					
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	A:改善)				
都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。	グループホーム整備助成	福祉局障がい支援課	池田係長	<p>・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。</p> <p>大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。</p>		<p>・グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。</p> <p>大阪市内は物件の確保が多額となることや、近隣住民の理解が得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するが希望する市営住宅の空きがない。</p>		<p>・グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。</p>							
				<p>42戸</p> <p>-</p>		<p>関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。</p>		<p>42戸</p> <p>-</p>							
2-(3)日中活動系サービス等の充実															
生活介護については、送迎加算の拡充や医療的ケアが必要な重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。	生活介護	福祉局障がい支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均6555人,113729日)											
				<p>常時介護を要する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事及び生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 6,736人、112,998日 ※29年度実績:月あたり 6,293人、99,937日</p>		<p>引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。</p>		<p>常時介護を要する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事及び生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 6,927人、117,001日 ※30年度実績:月あたり 6,736人、112,998日</p>							
自立訓練については、利用時間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、利用しやすい制度となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけるとともに、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。	自立訓練	福祉局障がい支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均400人,6203日)											
				<p>障がい者支援施設などに通い、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を受けることや、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 機能訓練:63人 903日 生活訓練:305人 4,829人 ※29年度実績:月あたり 機能訓練:63人、829日 生活訓練:298人 4,129日</p>		<p>引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。</p>		<p>障がい者支援施設などに通い、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を受けることや、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 機能訓練:76人 1,044日 生活訓練:305人 4,855人 ※30年度実績:月あたり 機能訓練:63人、685日 生活訓練:305人 4,829日</p>							

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、支援がより効果的に發揮できるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。	就労移行支援	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均1340人、21937日)					
				生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 (実績)月あたり平均 1,445人、20,818日 ※29年度実績:月あたり 1,244人、19,170人 事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 (実績)月あたり平均 1,493人、23,125日 ※30年度実績:月あたり 1,449人、22,566人 当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
	就労継続支援A型	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均2376人、42521日)					
				企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 (実績)月あたり平均 2,465人、43,573日 ※29年度実績:月あたり 2,302人、36,634人 事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 (実績)月あたり平均 2,685人、46,150日 ※30年度実績:月あたり 2,465人、43,573人 当初見込みのとおり、計画値と近い値となつた。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
	就労継続支援B型	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均4756人、73863日)					
				就労移行支援によても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 (実績)月あたり平均 5,075人、73,992日 ※29年度実績:月あたり 4,280人、59,328人 事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	就労移行支援によても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 (実績)月あたり平均 5,541人、85,524日 ※30年度実績:月あたり 5,075人、73,992人 事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		
	就労定着支援	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均1112人)					
				就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。月あたり平均 82人 9月まで就労移行の加算があり、事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。月あたり平均 278人 事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	A:改善)
就労移行支援及び就労継続支援A型について、2015(平成27)年度に策定した就労系障がい福祉アセスメントシートの活用により、障がいのある人本人の希望を尊重し、それぞれの能力や適性に応じたより適切なサービス利用につながるよう努めます。	アセスメントシートの活用	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	事業者等向け集団指導資料や区役所向け利用の手引およびHPへアセスメントシート様式を掲載し、シートの活用するよう周知対応している。	理解啓発のため、引き続き実施していく。	事業者等向け集団指導資料や区役所向け利用の手引およびHPへアセスメントシート様式を掲載し、シートの活用するよう周知対応している。	理解啓発のため、引き続き実施していく。	理解は一定進んでいると考えるもの、広く理解啓発を行っていく必要である。	理解は一定進んでいると考えるもの、広く理解啓発を行っていく必要である。		
さらに、就労継続支援A型については、適正な運営の確保を図るために2017(平成29)年4月に改正された指定基準やその取扱いに係る国通知等を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいます。	就労継続支援事業A型 (再計)	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 (実績)月あたり平均 2,465人、43,573日 ※29年度実績:月あたり 2,302人、36,634人 事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 (実績)月あたり平均 2,685人、46,150日 ※30年度実績:月あたり 2,465人、43,573人 当初見込みのとおり、計画値と近い値となつた。	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	計画値(30年度見込:月あたり平均2376人、42521日)			
地域活動支援センターについては、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう制度の意義とあり方を検討とともに、安定した運営ができるよう努めます。	地域活動支援センター(活動支援A型)	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	障がいのある方に対して、通所により、創造的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 38か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。	障がいのある方に対して、通所により、創造的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 36か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。	29年度施設数(40か所)			
				施設数は指標(前年度施設数)を下回った。		施設数は指標(前年度施設数)を下回った。					
	地域活動支援センター(活動支援B型)	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	障がいのある方に対して、通所により、創造的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 7か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。	障がいのある方に対して、通所により、創造的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 7か所	引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。	29年度施設数(8か所)			
				施設数は指標(前年度施設数)を下回った。		施設数は指標(前年度施設数)と変化なし。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		今後の方向性(A:改善)		課題(C:評価)	

2-(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実

(ア) 障がいのあるこどもへの支援の充実

児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等が行えるように取組を進めます。	児童発達支援センター	福祉局 障がい 支援課 佐治係 長		11か所									
				障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。 【実績】 11か所 ・障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。		引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。		障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。 【実績】 11か所		引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。			
				児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。				児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。					
				月あたり利用人員 2,745人 月あたり利用日数 27,294日									
				障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 【実績】 月あたり利用実人員 2,630人 月あたり利用延べ日数 28,595日 ・障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。		概ね目標値を達成する。引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 【実績】 月あたり利用実人員 3,058人 月あたり利用延べ日数 33,872日		概ね目標値を達成する。引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。			
				事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。									
				月あたり利用人員 34人 月あたり利用日数 326日									
				児童発達支援に加えて医療の提供を行う。 【実績】 月あたり利用実人員 25人 月あたり利用延べ日数 414日		引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		児童発達支援に加えて医療の提供を行う。 【実績】 月あたり利用実人員 44人 月あたり利用延べ日数 382日		引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。			
				利用日数が増加傾向にある。									
				月あたり利用人員 5,065人 月あたり利用日数 65,039日									
				在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員 5,076人 月あたり利用延べ日数 66,404日 ・障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。		引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員 6,054人 月あたり利用延べ日数 77,934日 ・障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。		引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。			
				事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。									

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
	居宅訪問型児童発達支援	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。 【実績】月あたり利用延べ回数 15回	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の確保と利用促進に向けた取組を図る。	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。 【実績】月あたり利用延べ回数 36回	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の確保と利用促進に向けた取組を図る。	月あたり利用回数 362回	
保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのない子どもの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に対して働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。	保育所等訪問支援	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】月あたり利用延べ回数 170回	引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】月あたり利用延べ回数 482回	引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。	月あたり利用回数 114回	
障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。	障がい児支援	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	関係機関と連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築する					
				手帳や診断名を有していないにもかかわらず、乳幼児健診などで障がいが想定され支援の必要性が認められる児童等に対し、早期にかつ必要な支援が受けられるよう、手引きを作成し、各区保健福祉センターに周知している。	引き続き障がい児支援の適正な利用促進に向けた取組を図る。	手帳や診断名を有していないにもかかわらず、乳幼児健診などで障がいが想定され支援の必要性が認められる児童等に対し、早期にかつ必要な支援が受けられるよう、手引きを作成し、各区保健福祉センターに周知している。	引き続き障がい児支援の適正な利用促進に向けた取組を図る。		
				障がい児支援に係る李勝者数及び利用日数が増加傾向にある。		障がい児支援に係る利用者数及び利用日数が増加傾向にある。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
発達障がいのある児童や重症心身障がいのある児童に対する支援の確保と、医療的ケアに対するショートステイ事業の実施などを通じて、児童の自立や地域での生活を支援する。	発達障がい児専門養育機関	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人 低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人 低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。		
	児童発達支援 放課後等デイサービス			主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援:利用定員35人 重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 在学中の重症心身障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 児童発達支援 17事業所 利用定員120人 放課後等デイサービス 17事業所 利用定員123人 事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。	引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 在学中の重症心身障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 児童発達支援 23事業所 利用定員150人 放課後等デイサービス 26事業所 利用定員165人 事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。	引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。		
	医療的ケアに対応したショートステイ事業	福祉局 障がい支援課	古藤係長 大谷係長	重症心身障害児者等を介護している家庭において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、各指定短期入所事業所(医療機関)等への短期間の入所を必要とする障がい児者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 月あたり平均 84人、539日(うち障がい児43人、277日)	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	重症心身障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童等(以下「重症心身障がい児等」とする)を介護している家庭において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、各指定短期入所事業所(医療機関)等への短期間の入所を必要とする場合に、重症心身障がい児等に対して必要なサービスを提供する。 月あたり平均 障がい児 48人、281日(全体 95人、548日)	支援を必要とする背景や、利用者ごとの利用日数の把握を行っていく。		
	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等医療型短期入所事業)			当初見込みのとおり、指標と近い値となった。					
医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施									
		福祉局 障がい支援課	古藤係長 大谷係長	重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 6医療機関で実施 延335件、2,327日利用 ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保する必要がある。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。	重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 6医療機関で実施 延396件、2,736日利用 ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保が必要である。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性						
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度		
				取組指標						
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	
障がい児入所施設においては18歳以上の入所者(年齢超過者)が多くおられることから、年齢超過者の地域移行について必要な支援のあり方を検討し、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。	福祉型障がい児入所施設	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	入所施設に実情や地域移行支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する 【実績】 厚生労働省からの照会により、実態把握を行うとともに、施設から聞き取り調査を行った 強度行動障がいを有する入所者の地域以降が困難な状況にある	引き続き実態調査を進め、年齢超過者の地域移行に向け、検討する	入所施設に実情や地域移行支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する 【実績】 厚生労働省からの照会により、実態把握を行うとともに、施設から聞き取り調査を行った 強度行動障がいを有する入所者の地域以降が困難な状況にある	引き続き実態調査を進め、年齢超過者の地域移行に向け、検討する	なし規定の期限終了までに年齢超過者の地域以降を進める		
重症心身障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き確保するとともに、適正な報酬単価となるよう国に対して働きかけています。	児童発達支援 放課後等デイサービス	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援:利用定員35人 重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 在学中の重症心身障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 平成30年度の報酬改定において、人員配置基準以上に手厚い配置をしていることを評価する加算が拡充された。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 児童発達支援 17事業所 利用定員120人 放課後等デイサービス 17事業所 利用定員123人 事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある	引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 在学中の重症心身障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 平成30年度の報酬改定において、人員配置基準以上に手厚い配置をしていることを評価する加算が拡充された。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 児童発達支援 23事業所 利用定員150人 放課後等デイサービス 26事業所 利用定員165人 事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 在学中の重症心身障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 平成30年度の報酬改定において、人員配置基準以上に手厚い配置をしていることを評価する加算が拡充された。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 児童発達支援 23事業所 利用定員150人 放課後等デイサービス 26事業所 利用定員165人 事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある	引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス:利用定数100人	
強度高度障がいや高次脳機能障がいのある子どもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。	児童発達支援 放課後等デイサービス	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	平成30年度の報酬改定において、強度行動障がいを有する障がい児に適切な支援を行うことを評価する加算が創設された 障がい児支援の給付決定に際し、保護者から勘案事項の聴き取りを実施するとともに、障がい児通所支援事業所に対し、加算制度の周知や、強度行動障がいや高次脳機能障がいについての理解、支援方法等に関する研修の案内を行っている 研修を事項した人員を配置し、支援体制を整えている事業所が増加傾向にある。	引き続き、適正な支援が行われるよう取り組む	平成30年度の報酬改定において、強度行動障がいを有する障がい児に適切な支援を行うことを評価する加算が創設された 障がい児支援の給付決定に際し、保護者から勘案事項の聴き取りを実施するとともに、障がい児通所支援事業所に対し、加算制度の周知や、強度行動障がいや高次脳機能障がいについての理解、支援方法等に関する研修の案内を行っている 研修を事項した人員を配置し、支援体制を整えている事業所が増加傾向にある。	平成30年度の報酬改定において、強度行動障がいを有する障がい児に適切な支援を行うことを評価する加算が創設された 障がい児支援の給付決定に際し、保護者から勘案事項の聴き取りを実施するとともに、障がい児通所支援事業所に対し、加算制度の周知や、強度行動障がいや高次脳機能障がいについての理解、支援方法等に関する研修の案内を行っている 研修を事項した人員を配置し、支援体制を整えている事業所が増加傾向にある。	引き続き、適正な支援が行われるよう取り組む	強度高度障がいや高次脳機能障がいを有する児童に対する適切な支援の確保	
虐待を受けた障がいのある子どもに対して、障がい児入所施設において障がいのある子どもの状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望していきます。	障がい児入所施設	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	虐待を受けた障がい児入所施設に入所する児童に対し、よりきめ細かな支援を行えるよう支援体制の充実を図る 障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、子ども相談センターが被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額37,900円を支給している。 また、被虐待児の支援については、きめ細やかな対応できるよう、職員の配置基準の見直し及び必要な支援が評価される報酬体系の見直し、また、併せて児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容への見直しについて、国に要望を行っている。 児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している	引き続き、よりきめ細やかな支援が行われるよう取り組む	障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、子ども相談センターが被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額37,900円を支給している。 また、被虐待児の支援については、きめ細やかな対応できるよう、職員の配置基準の見直し及び必要な支援が評価される報酬体系の見直し、また、併せて児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容への見直しについて、国に要望を行っている。 児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している	障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、子ども相談センターが被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額37,900円を支給している。 また、被虐待児の支援については、きめ細やかな対応できるよう、職員の配置基準の見直し及び必要な支援が評価される報酬体系の見直し、また、併せて児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容への見直しについて、国に要望を行っている。 児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している	引き続き、よりきめ細やかな支援が行われるよう取り組む	虐待を受けた障がい児入所施設に入所する児童に対し、よりきめ細かな支援を行えるよう支援体制の充実を図る	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)		
(イ)関係機関の連携した支援の推進											
医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要なこどもの支援を総合的に調整するコーディネーターの確保に努めます。	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議の設置	福祉局 障がい 支援課	古藤係 長 大谷係 長	医療的ケア児支援に関する行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。							
				医療的ケア児とその家族を地域で支えるために、大阪市における医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の関係機関と地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。	医療的ケア児支援に関する行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図ることで、医療的ケア児の切れ目ない支援の実現を目指す。	令和元年度 令和元年10月24日開催	各関係機関が把握する「対象者」や「把握の契機」の共有を図ることで、支援の対象となる医療的ケア児を漏れなく把握する仕組みの構築を目指す。				
障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的功能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業)	福祉局 障がい 支援課	古藤係 長 大谷係 長	平成31年度から重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業において、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施。							
				医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るために、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	平成31年度から、重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業の研修で医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施する。	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るために、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行つ。				
障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的功能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。	障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。	福祉局 障がい 支援課	佐治係 長	・障がい児相談支援 月あたり利用実人員 1,265人	引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。	・障がい児相談支援 月あたり利用実人員 1,542人	引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。				
				障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。		障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。					
障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的功能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレンティング等の親支援を実施。 啓発講座 39回 延1,701人 親支援講座 220回 延2,639人 ・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援 1,809件 就労支援 661件 ・親支援講座では、応募者が少なく中止をしたものがあり、講座構成に工夫が必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。	福祉局 心身障 がい者リ ハビリ テーショ ンセン ター	0	今後も引き続き、ニーズ把握を行なながら、必要な研修・支援等を実施していく。	第2章1-(2)イ「発達障がい者支援センターにおける相談支援」と同じ		0				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)		
3-1(1)スポーツ・文化活動の振興				(ア)スポーツ・文化活動への参加の促進							
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機に、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、また、障がいのある人がスポーツを始めるとかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置	事業担当	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター:14施設 計18名 プール:14施設、計44名	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めしていく。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター:21施設 計29名 プール:18施設、計55名	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。				
	大阪市障がい者スポーツ大会	福祉局障がい福祉課	安田係長	スポーツを通して障がい者の自立と社会参加を促進し、より多くの障がい者が参加できるよう大会の普及・啓発に努めていく。 広く障がい者のスポーツ競技力の向上に寄与できるよう、大阪市障がい者スポーツ大会を開催するとともに、当該スポーツ大会の観戦と応援を通じて、障がい者スポーツに関する市民への啓発を図る。 2018(平成30)年度 参加者数:延481人	より多くの障がいのある方が参加できるよう大会の普及・啓発に引き続き努める。	広く障がい者のスポーツ競技力の向上に寄与できるよう、大阪市障がい者スポーツ大会を開催するとともに、当該スポーツ大会の観戦と応援を通じて、障がい者スポーツに関する市民への啓発を図る。 2019(平成31)年度 参加者数:延448名	より多くの障がいのある方が参加できるよう大会の普及・啓発に引き続き努める。				
	全国障害者スポーツ大会	福祉局障がい福祉課	安田係長	スポーツを通して障がい者の自立と社会参加を促進し、より多くの障がい者が参加できるよう大会の普及・啓発に努めていく。 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき開催される全国障害者スポーツ大会に市代表選手団を派遣する。	全国大会への出場枠は全国における障がい者手帳所持者数の比率により決められていることを鑑み、より多くの障がいのある人が参加できるよう調整する。	全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき開催される全国障害者スポーツ大会に市代表選手団を派遣する。	全国大会への出場枠は全国における障がい者手帳所持者数の比率により決められていることを鑑み、より多くの障がいのある人が参加できるよう調整する。				
	障がい者スキー教室	福祉局障がい福祉課	安田係長	初めての参加や幅広い世代からの参加を図ることができるよう運営する。 スキー技術の向上や仲間づくりを図り、活動の中で意欲や自信を養うことを目的として、障がいのある人が参加することができるスキー教室を開催する。 2018(平成30)年度 参加者数:118人(うち参加者55人、スタッフ63人)	未参加の方にも多く参加していただけるよう広く周知し、参加を募る。	スキー技術の向上や仲間づくりを図り、活動の中で意欲や自信を養うことを目的として、障がいのある人が参加することができるスキー教室を開催する。 2019(平成31)年度 参加者数:122人(うち参加者62人、スタッフ60人)	未参加の方にも多く参加していただけるよう広く周知し、参加を募る。				
	国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会	福祉局障がい福祉課	安田係長	地域における障がい者スポーツ振興及び普及を図るとともに、障がいの理解を促進する。 障がいのあるスポーツ選手と市民との交流及び障がい者スポーツの体験を通じた市民への障がい者スポーツの理解促進事業の実施する。	地域におけるスポーツ振興を進め、地域住民への障がい者スポーツの理解促進事業の実施する。	地域におけるスポーツ振興を進め、地域住民への障がいの理解を促進する。	大会来場者数:延12,634人(3日間) 交流会参加者数:1,231人(7区7会場)	2019(平成31)年度 大会来場者数:延12,441人(3日間) 交流会参加者数:1,336人(8区8会場)	今後、障がいのある人の芸術・文化活動への参加を促進する。		
芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。	地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業【社会参加支援業務】)	福祉局障がい福祉課	山田係長		福祉のあらまし(37,000部発行)等による入場料割引のある文化施設等の掲載などの周知を実施した。	多くの方が芸術・文化に触れる機会を提供する。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
(イ)スポーツ・文化活動の環境整備													
舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図ります。	障がい者スポーツセンター	福祉局 障がい者 福祉課 (施設G)	安田係長	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。									
				長居障がい者スポーツセンター(スポーツ施設)及び舞洲障がい者スポーツセンター(スポーツ施設・宿泊研修施設)で実施	障がいのある人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。	長居障がい者スポーツセンター(スポーツ施設)及び舞洲障がい者スポーツセンター(スポーツ施設・宿泊研修施設)で実施	障がいのある人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。						
障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアを育成します。また、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行なう取り組みます。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置(再計)	経済戦略局 スポーツ課	事業担当	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めしていく。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供	引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めしていく。						
				スポーツセンター:14施設 計18名 プール:14施設、計44名	スポーツセンター:21施設 計29名 プール:18施設、計55名	早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供	早期のスポーツ指導員等の配置、その情報提供						
	障がい者スポーツ指導員の育成	経済戦略局 スポーツ課	事業担当	・障がい者スポーツ指導員研修を実施(スポーツ推進委員向け) 参加者数:24名 ・スポーツ推進委員と障がい者スポーツ指導者との情報交換の実施 指導者の育成及びスポーツイベントによる障がい者スポーツの普及・振興を図ることができた。	今後も障がい者スポーツ指導員の育成、また障がい者スポーツの普及・振興及び発展に取り組む	・障がい者スポーツ指導員研修を実施(スポーツ推進委員向け) 参加者数:21名 ・スポーツ推進委員と障がい者スポーツ指導者との情報交換の実施 指導者の育成及びスポーツイベントによる障がい者スポーツの普及・振興を図ることができた。	今後も障がい者スポーツ指導員の育成、また障がい者スポーツの普及・振興及び発展に取り組む						
	障がい者スポーツ指導者養成事業	福祉局 障がい者 福祉課 (施設G)	安田係長	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。									
				1 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級) 地域や団体、学校等において、スポーツを指導する者等を対象に、障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級)を開催する。 2 障がい者スポーツ指導者の養成、研修の強化及び普及 指導力の向上、ひいては障がい者スポーツ振興に寄与することを目的として、ステップアップ研修を開催する。 3 ボランティアの育成及び強化 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級)の修了者に対して、障がい者スポーツセンターでのボランティア活動を紹介し、市障がい者スポーツ大会等の運営に協力を得る。	今後も引き続き、障がい者スポーツ指導者の養成、研修の強化及び普及 指導力の向上、ひいては障がい者スポーツ振興に寄与することを目的として、ステップアップ研修を開催する。 3 ボランティアの育成及び強化 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級)の修了者に対して、障がい者スポーツセンターでのボランティア活動を紹介し、市障がい者スポーツ大会等の運営に協力を得る。	1 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級) 地域や団体、学校等において、スポーツを指導する者等を対象に、障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級)を開催する。 2 障がい者スポーツ指導者の養成、研修の強化及び普及 指導力の向上、ひいては障がい者スポーツ振興に寄与することを目的として、ステップアップ研修を開催する。 3 ボランティアの育成及び強化 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級)の修了者に対して、障がい者スポーツセンターでのボランティア活動を紹介し、市障がい者スポーツ大会等の運営に協力を得る。	今後も引き続き、障がい者スポーツ指導者の養成、研修の強化及び普及 指導力の向上、ひいては障がい者スポーツ振興に寄与することを目的として、ステップアップ研修を開催する。						
				2018(平成30)年度 1 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級) 受講者数:55人(うち修了者数53人) 2 ステップアップ研修 参加者数:42名	2019(平成31)年度 1 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級) 受講者数:88人(うち修了者数88人) 2 ステップアップ研修 参加者数:52名								

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。	・オリンピック・パラリンピック教育 ・オリンピック・パラリンピック機運醸成イベント等	経済戦略局 スポーツ課	事業担当	○トップアスリートによる「夢・授業」にかかるオンライン・パラリンピック教育を実施 ○集客効果がある2つの大規模スポーツ大会に付属したプログラムの実施 1、大阪城トライアスロン大会 時期:H30.6開催 来場者:1.6万人 2、ハルカススカイラン(てんしば)イベント 時期:H30.11開催 来場者:3.2万人 上記イベント時に「オリ・パラ教育講座」「スポーツ体験会」等を実施 多数の来場者に向け、実際に体験をいただくことにより、オリンピック・パラリンピックの機運を高められた。	実施したイベント内容を元に、広報・内容等を精査し、一層の来場者の獲得に取り組む。	○トップアスリートによる「夢・授業」にかかるオンライン・パラリンピック教育を実施 ○集客効果がある2つの大規模スポーツ大会に付属したプログラムの実施 1、大阪城トライアスロン大会 時期:R1.9開催 来場者:1.7万人 2、ハルカススカイラン(てんしば)イベント 時期:R1.11開催 来場者:4.8万人 上記イベント時に「オリ・パラ教育講座」「スポーツ体験会」等を実施 多数の来場者に向け、実際に体験をいただくことにより、オリンピック・パラリンピックの機運を高められた。	実施したイベント内容を元に、広報・内容等を精査し、一層の来場者の獲得に取り組む。		
				障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。					
障がいのある・ない間にわざともに競技するスポーツ大会事業や、仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化といった社会参加を促進するためのレクリエーション事業を実施する。	スポーツ・レクリエーション交流事業	福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	安田係長	障がいのある・ない間にわざともに競技するスポーツ大会事業や、仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化といった社会参加を促進するためのレクリエーション事業を実施する。	今後も引き続き、スポーツを通じた障がいのある方の社会参加を促進するよう努める。	障がいのある・ない間にわざともに競技するスポーツ大会事業や、仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化といった社会参加を促進するためのレクリエーション事業を実施する。	今後も引き続き、スポーツを通じた障がいのある方の社会参加を促進するよう努める。		
				2018(平成30)年度 参加者数:延9,837人		2019(平成31)年度 参加者数:延7,139人			

(ウ) スポーツ・文化活動の推進

国際競技大会または全国的な規模のスポーツの協議会において優秀な成績を收めることができるよう、スポーツ技術の向上を図るために、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機にトップアスリートへの支援に努めます。	・競技力向上補助(アスリート支援) 経済戦略局 スポーツ課	事業担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
			取組指標									
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
			課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)					
			・トップアスリートを育成するための練習会や試合・大会に対して補助を行い、大阪からトップアスリートを育成し、東京オリンピック・パラリンピックに向けた代表選手の排出並びに機運の醸成を図る。 対象団体:3団体	引き続き、トップアスリートを育成し、東京オリンピック・パラリンピックに向けた代表選手の排出並びに機運の醸成を図る。	・トップアスリートを育成するための練習会や試合・大会に対して補助を行い、大阪からトップアスリートを育成し、東京オリンピック・パラリンピックに向けた代表選手の排出並びに機運の醸成を図った。 対象団体:3団体	本事業は東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係るトップアスリート支援事業のため、令和元年度にて終了。						
			選手の育成に向けた強化練習や合宿等により試合に結果を残す等、選手の強化を図れている		選手の育成に向けた強化練習や合宿等により試合に結果を残す等、選手の強化を図れている。							
障がい者スポーツセンター	福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	安田係長	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。									
			舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、宿泊施設を併設したスポーツ施設の特性を生かした全国規模の大会や合宿、イベント等の招致を実施。	今後も引き続き、全国規模の大会等の招致に努める。	舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、宿泊施設を併設したスポーツ施設の特性を生かした全国規模の大会や合宿、イベント等の招致を実施。	今後も引き続き、全国規模の大会等の招致に努める。						
			2018(平成30)年度 招致件数:19事業		2019(平成31)年度 誘致件数:11事業							

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)			
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)		
舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、障がい者スポーツのさらなる発展を図る観点から、東京2020パラリンピック競技大会への貢献はもとより競技力の向上に努めます。	パラリンピック支援スポーツ振興育成事業	経済戦略局 スポーツ課	事業担当								
				東京2020パラリンピックの機運の醸成に向け、市内スポーツ施設を機運醸成を図る活動及びパラリンピックアスリートの育成のために必要な場所を提供する 対象団体:3団体	今後も引き続き、アスリートの育成を図るとともに、東京パラリンピックへ向けた機運醸成及び市民にバスケットボールの理解を深めることを図る	東京2020パラリンピックの機運の醸成に向け、市内スポーツ施設を機運醸成を図る活動及びパラリンピックアスリートの育成のために必要な場所を提供した。 対象団体:2団体	今後も引き続き、アスリートの育成を図るとともに、東京パラリンピックへ向けた機運醸成及び市民にバスケットボールの理解を深めることを図る。				
障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 ※文部科学省受託事業	福祉局 障がい福祉課(施設G)	安田係長	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。							
				舞洲障がい者スポーツセンターは、平成28年7月に文部科学省より「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されており、日本ボッチャ協会との連携による指定強化選手や次世代育成選手を対象とする強化合宿や強化練習会のサポート等、様々な取組を実施する。	今後も引き続き、強化合宿や強化練習会のサポート等、様々な取組を展開するよう努める。	舞洲障がい者スポーツセンターは、平成28年7月に文部科学省より「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されており、日本ボッチャ協会との連携による指定強化選手や次世代育成選手を対象とする強化合宿や強化練習会のサポート等、様々な取組を実施する。	今後も引き続き、強化合宿や強化練習会のサポート等、様々な取組を展開するよう努める。				
				強化合宿及び強化練習会等のサポートを実施		強化合宿及び強化練習会等のサポートを実施					
障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。	大阪市身体障がい者社会参加促進事業	福祉局 障がい福祉課	山田係長								
				身体障がい者の芸術・文化活動やスポーツ活動等への参加意欲を高めることで、自立と円滑な社会参加を促進していく。(スポーツ活動延べ人数1,966人、芸術・文化活動延べ人数1,951人)	今後は新たな参加者を募集するなど参加者数を増加させることで、より多くの障がい者の地域活動や社会参加につながるよう取組みを進める必要がある	身体障がい者の芸術・文化活動やスポーツ活動等への参加意欲を高めることで、自立と円滑な社会参加を促進していく。(スポーツ活動延べ人数1,680人、芸術・文化活動延べ人数1,930人)	今後は新たな参加者を募集するなど参加者数を増加させることで、より多くの障がい者の地域活動や社会参加につながるよう取組みを進める必要がある				
				身体障がいだけではなく、幅広い地域活動が必要。		身体障がいだけではなく、幅広い地域活動が必要。					
3-(2) 地域での交流の推進											
障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。	大阪市身体障がい者社会参加促進事業	福祉局 障がい福祉課	山田係長								
				実績なし	地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を実施する。	地域住民が交流する場として、各区において啓発活動やイベント等を開催している。	地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を実施する。				
				地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動の実施が必要。		地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動を行い、多くの方が参加できる場を提供する。					

平成30年度からの障がい者支援計画実施状況

第3章 地域生活への移行

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
1-(1)施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり	(ア)施設入所者への働きかけ			施設入所者の地域移行の推進					
地域移行を進めるためには、地域生活に関する情報提供や不安の解消など、地域移行の支援の前段階における取組を通じた意識づくりが必要であることから、障がいの程度にかかわらず施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。	地域移行支援(精神除く)	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	地域移行支援等の支援が円滑に提供できるよう、区障がい者基幹相談支援センターとともに市内20か所の障がい者支援施設を訪問し、顔の見える関係づくりを構築する。 ・訪問施設 計7か所	残り13か所の施設訪問を行い、施設との連携を強化していく。	地域移行支援等の支援が、必要に応じて円滑に提供されるよう、区障がい者基幹相談支援センターとともに市内20か所の障がい者支援施設を訪問し、顔の見える関係づくりを促進するとともに、地域移行に向けた様々な情報提供により、施設職員や施設入所者の地域移行への意識づくりにつなげていく。 ・訪問施設 12か所	市内すべての施設を訪問し、施設との連携の強化、情報提供の充実を図っていく。		
				施設を訪問することで、入所者の状況や地域移行に対する施設の意向について把握することができた。		施設を訪問することで、入所者の状況や地域移行に対する施設の意向について把握することができた。また、実際に地域移行したケースや、地域の社会資源等についての情報提供を行い、施設職員の認識を深めることにつながっている。			
地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。	福祉局 障がい 福祉課	和田係長		区障がい者基幹相談支援センターに、「障がい者支援施設入所者・職員等に向けた地域生活への移行に関する情報提供の取組」業務を付加。	今後も施設訪問時に情報提供を行っていく。	地域移行支援等の支援が、必要に応じて円滑に提供されるよう、区障がい者基幹相談支援センターとともに市内20か所の障がい者支援施設を訪問し、顔の見える関係づくりを促進するとともに、地域移行に向けた様々な情報提供により、施設職員や施設入所者の地域移行への意識づくりにつなげていく。 ・訪問施設 12か所	市内すべての施設を訪問し、施設との連携の強化、情報提供の充実を図っていく。		
				施設訪問時に、実際に地域移行したケースや、地域の社会資源等についての情報提供をすることが必要。		施設を訪問することで、入所者の状況や地域移行に対する施設の意向について把握することができた。また、実際に地域移行したケースや、地域の社会資源等についての情報提供を行い、施設職員の認識を深めることにつながっている。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性								
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度				
				取組指標								
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		
入所施設において、地域との交流を行うとともに、地域生活への移行に向けた支援を進めるように働きかけます。	地域移行支援(精神障がい【再計】)	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	地域移行支援等の支援が円滑に提供できるよう、区障がい者基幹相談支援センターとともに市内20か所の障がい者支援施設を訪問し、顔の見える関係づくりを構築する。 ・訪問施設 計7か所	残り13か所の施設訪問を行い、施設との連携を強化していく。 ・訪問施設 12か所	地域移行支援等の支援が、必要に応じて円滑に提供されるよう、区障がい者基幹相談支援センターとともに市内20か所の障がい者支援施設を訪問し、顔の見える関係づくりを促進するとともに、地域移行に向けた様々な情報提供により、施設職員や施設入所者の地域移行への意識づくりにつなげていく。 ・訪問施設 12か所	市内すべての施設を訪問し、施設との連携の強化、情報提供の充実を図っていく。	施設入所者の地域移行の推進				
				施設を訪問することで、入所者の状況や地域移行に対する施設の意向について把握することができた。				施設入所者の地域移行の推進				
	施設入所支援	福祉局 障がい 支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均1338人)								
				施設に入所する障がい者につき、主として夜間ににおいて、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。 月あたり平均 1,327人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	施設に入所する障がい者につき、主として夜間ににおいて、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。 月あたり平均 1,306人	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。	施設入所者の地域移行の推進				
				当初見込みより利用が少なく、計画値を下回った。		当初見込みより利用が少なく、計画値を下回った。		施設入所者の地域移行の推進				
施設入所者の地域移行の推進												
地域生活への移行や、地域移行後の地域定着について、家族の不安を軽減するため、入所施設等と連携して地域生活に関する情報提供等に取り組みます。	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	区障がい者基幹相談支援センターに、「障がい者支援施設入所者・職員等に向けた地域生活への移行に関する情報提供の取組」業務を付加。家族が不安に感じている点について、施設訪問時に職員より聞き取りを行う。	今後も施設訪問時に情報提供を行っていく。	家族が不安に感じている点について、職員より聞き取りを行い、地域移行に関する情報提供を行うことにより家族の不安軽減につなげていく。		市内すべての施設を訪問し、施設との連携の強化、情報提供の充実を図っていく。	施設入所者の地域移行の推進				
					施設訪問時に、実際に地域移行したケースや、地域の社会資源等についての情報提供をすることが必要。			施設入所者の地域移行の推進				
								施設入所者の地域移行の推進				
(ウ) 地域移行に係る啓発												
地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や入所施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などを取り組みます。	障がい者相談支援調整事業	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	障がい者相談支援研修センターは、地域移行を推進していくために啓発・広報活動を行う。 ・リーフレットを区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター(生活支援型)、指定特定相談支援事業所、行政機関に配布	地域移行に関する啓発活動について、対象者や手法など、効果的な実施に向けて検討する。	障がい者相談支援研修センターは、地域移行を推進していくために啓発・広報活動を行う。 ・リーフレットを必要に応じて関係機関に配布		地域移行に関する啓発活動について、対象者や手法など、効果的な実施に向けて検討する。	施設入所者の地域移行の推進			
						地域移行に関する啓発活動の充実が必要			施設入所者の地域移行の推進			
									施設入所者の地域移行の推進			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
入所施設による地域移行への取組が重要であるため、施設職員に対する研修や啓発活動などに取り組みます。	相談支援事業所に対する研修会	福祉局障がい福祉課	和田係長	施設入所者の地域移行の推進					
					施設訪問時に施設職員の地域移行に対する考え方や施設での現状について聞き取り、地域移行に関する情報提供により意識づけを図る。		研修の実施により、施設職員の地域移行に対する理解を深めよう努める。		
					研修による施設職員の理解促進が必要。				

1-(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

(ア) 入所施設と相談支援事業者の連携の強化													
相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターが地域移行に係るコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。	基幹相談支援センターによる地域移行のコーディネート	福祉局障がい福祉課	和田係長	施設入所者の地域移行の推進									
				地域移行先として希望されている区の障がい者基幹相談支援センターが、地域移行支援を提供する指定一般相談支援事業者とのコーディネートを行い、入所施設と指定相談支援事業者との円滑な連携を図っている。		施設訪問による障がい者基幹相談支援センターと入所施設の頼り見える関係づくりを進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターの指定相談支援事業者への後方支援の取組などを通じて、障がい者基幹相談支援センターがコーディネート機能を十分に發揮できるように努めしていく。		施設訪問による障がい者基幹相談支援センターと入所施設の頼り見える関係づくりを進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターへの後方支援の取組などを通じて、障がい者基幹相談支援センターがコーディネート機能を十分に發揮できるように努めていく。					
				障がい者基幹相談支援センターと入所施設、指定相談支援事業者との日ごろからの連携強化が必要。		障がい者基幹相談支援センターと入所施設、指定相談支援事業者との日ごろからの連携強化が必要。		障がい者基幹相談支援センターがコーディネート機能を十分に發揮できるように努めていく。					
(イ) 地域移行支援の推進													
施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。		福祉局障がい福祉課	和田係長	地域移行支援の月当たり利用者数(R2年度) 35人									
				指定一般相談支援事業者は、地域移行支援のサービスを提供し、地域移行の実現を目指して取り組む。 ・利用者数: 10人	個別のニーズに応じた適切な支援が提供されるよう指定相談支援事業者に促していく。	指定一般相談支援事業者は、地域移行支援のサービスを提供し、地域移行の実現を目指して取り組む。 ・月当たり利用者数 14人	個別のニーズに応じた適切な支援が提供されるよう指定相談支援事業者に促していく。	個別のニーズに応じた適切な支援が提供されるよう指定相談支援事業者に促していくとともに、障がい者支援施設からの退所に当たっても地域移行支援が活用されるよう周知を図る。					
地域移行支援の実施にあたっては、入所施設が遠方にあることも多く、訪問に時間がかかることや交通費が必要となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、適切なサービス提供が行えるよう、国に対して制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。	地域移行支援利用交通費給付事業	福祉局障がい福祉課	和田係長	地域移行支援利用交通費給付事業の実施									
				地域移行支援の提供において、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要な交通費を扶助する制度を創設。 ・支給決定者数 16人	交通費給付事業について地域移行支援事業者への周知に努める。また、地域移行支援の制度的課題について、その改善を国に働きかけていく。	地域移行支援の提供において、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要な交通費を扶助する事業を実施。 ・支給決定者数 16人	交通費給付事業について地域移行支援事業者への周知に努める。また、地域移行支援の制度的課題について、その改善を国に働きかけていく。						
				入所施設への訪問にかかる利用は無い。地域移行支援の制度が使いづらいとの声がある。		入所施設への訪問にかかる利用は無い。地域移行支援の制度が使いづらいとの声がある。							

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	

(ウ)相談支援事業者の量的・質的な確保

地域移行支援の活用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう、地域移行支援に関する研修について取組を進めています。	相談支援事業所の確保	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	施設入所者の地域移行の推進				
				指定相談支援事業者に対して、地域移行の意義や必要性を認識する機会として、大阪市障がい者相談支援研修センターによる研修を実施。 ・研修会数:2回 ・受講者:145名	地域移行支援の実践的な学びの機会を設定し、地域移行支援に取り組む指定相談支援事業者の増加に努める。	指定相談支援事業者に対して、地域移行の意義や必要性を認識する機会として、大阪市障がい者相談支援研修センターによる研修を実施。 ・研修会数 1回 ・受講者 24名	地域移行支援の実践的な学びの機会を設定し、地域移行支援に取り組む指定相談支援事業者の増加に努める。	
				地域移行に対する認識は高まりつつあるが、地域移行支援を実施する指定相談支援事業者が少ない状態が続いている。		地域移行に対する認識は高まりつつあるが、地域移行支援を実施する指定相談支援事業者が少ない状態が続いている。		

(エ)障がい児入所施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取組

障がい児入所施設の18歳以上の入所者(年齢超過者)や、市外施設への入所者が多くおられることから、他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、必要な支援のあり方について検討いたします。	福祉型障がい児入所施設	福祉局 障がい 支援課	佐治係長	みなし規定の期限終了までに年齢超過者の地域以降を進める				
				入所施設に実情や地域移行支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する 【実績】厚生労働省からの照会により、実態把握を行うとともに、施設から聞き取り調査を行った	引き続き実態調査を進め、年齢超過者の地域移行に向け、検討する	入所施設に実情や地域移行支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する 【実績】厚生労働省からの照会により、実態把握を行うとともに、施設から聞き取り調査を行った	引き続き実態調査を進め、年齢超過者の地域移行に向け、検討する	
				強度行動障がいを有する入所者の地域以降が困難な状況にある		強度行動障がいを有する入所者の地域以降が困難な状況にある		

1-(3)地域で暮らすための受け皿づくり

(ア) 地域での受け皿の確保								
地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、設置助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては、入居契約手続き等の支援に努めます。	グループホーム整備助成	福祉局 障がい 支援課	池田係長					
				・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対していく。	・引き続き年度内開所に向かって支援していく。	・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対していく。	・引き続き年度内開所に向かって支援していく。	
	グループホームの市営住宅活用	福祉局 障がい 支援課	池田係長	・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。	・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。	・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	
				・法人が希望する市営住宅の空きがない。		・法人が希望する市営住宅の空きがない。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性								
				2018(平成30)年度			2019年度			2020年度		
				取組指標								
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性	取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性	取組内容・成果(P:計画・D:実行)		
				課題(C:評価)	(A:改善)		課題(C:評価)	(A:改善)		課題(C:評価)	(A:改善)	
居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望しています。		福祉局障がい支援課	大谷係長 逢坂係長			・サービスを必要とされる方が適切に支援が受けられるよう、引き継ぎ国に対して要望する。			・サービスを必要とされる方が適切に支援が受けられるよう、引き継ぎ国に対して要望する。			
地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。		福祉局障がい支援課	池田係長		・グループホームの啓発のホームページを作成し、公開している。	・他に啓発・広報活動を検討していく。	・グループホームの啓発のホームページを作成し、公開している。					
(イ) 地域生活の支援に向けたネットワークの構築												
地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。		福祉局障がい福祉課	和田係長		施設入所者の地域移行の推進							
(ウ) 地域における相談支援サービスの充実												
相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時の相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活が継続できるよう、地域定着支援の活用促進に努めます。	地域定着支援	福祉局障がい福祉課	和田係長		地域定着支援の月当たり利用者数(R2年度) 617人							
計画値(30年度見込:月あたり平均178人)												
地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。	自立生活援助	福祉局障がい支援課	逢坂係長		居宅において、単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。 ・利用者数 474人(H31.3.31)	地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。	居宅において、単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。 ・利用者数 586人(R2年3月)	市内全域において、地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。	利用者数は増加傾向にあるが、引き続き対象となる方が円滑に利用できるよう周知が必要。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
(エ)地域移行困難者に対する支援									
行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受け入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を検討していきます。		福祉局 障がい 福祉課・ 障がい 支援課	和田係 長 池田係 長			強度行動障がいのある方がグループホームなどに移行できるような効果的な事業実施に向け検討(2020年度より実施予定)、障がいのある方々及び事業者が抱える課題の把握に取り組んでおり、補助メニューの創設については、早期に具体化する予定。			
また、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域定着支援センター等と連携して対応を進めています。	障がい者相談支援事業 (各区基幹相談支援センター) (再計)	福祉局 障がい 福祉課	和田係 長	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加 各区参加 他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加 他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。	複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。	障がい者基幹相談支援センター設置か所数 24か所	
(オ)地域生活を続けるための支援									
地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。	(再計)	福祉局 障がい 福祉課	和田係 長	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。 ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。	区地域自立支援協議会の活動等を通じ、地域の支援体制の充実に努める。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。 ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。	区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。		
2-1(1)精神科病院との連携									
こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行っています。	地域移行・地域生活 支援事業	健康局 こころの 健康セン ター		精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。(病院訪問啓発活動及び連絡調整 72件、病院啓発講座 8件)	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。(病院訪問啓発活動及び連絡調整 17件)	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性						
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度		
				取組指標						
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	
各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院(退院後生活環境相談員など病院職員)と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。	地域移行・地域生活支援事業	健康局 こころの健康センター		各精神科病院(退院後生活環境相談員など病院職員)と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やす						
地域移行利用者を増やすために、各区精神保健福祉相談員の事前面接に同行する等病院訪問を行った。(地域移行相談者への事前面接 18件)				ケース相談、入院患者面接等各区精神保健福祉相談員との連携、病院職員との関係づくりのためにも病院訪問を行う。	地域移行利用者を増やすために、各区精神保健福祉相談員の事前面接に同行する等病院訪問を行った。(地域移行相談者への事前面接 26件)		ケース相談、入院患者面接等各区精神保健福祉相談員との連携、病院職員との関係づくりのためにも病院訪問を行う。			
また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。	地域移行・地域生活支援事業	健康局 こころの健康センター		精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進						
大阪府・市・堺市合同地域移行担当者連絡会議に参加し、大阪府の地域精神医療体制整備広域コーディネーターとも連携できる関係づくりを行った。(2回開催)				大阪府・堺市合同連絡会議開催を継続し連携を高める。	大阪府・市・堺市合同地域移行担当者連絡会議に参加し、大阪府の地域精神医療体制整備広域コーディネーターとも連携できる関係づくりを行った。(1回開催)		大阪府・堺市合同連絡会議開催を継続し連携を高める。			
2-(2)地域活動支援センター(生活支援型)等との連携				こころの健康センターと地域活動支援センター(生活支援型)がともに技術支援を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の支援機関とも協働						
大阪市では、地域活動支援センター(生活支援型)の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきました経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター(生活支援型)がともに技術支援を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の支援機関とも協働していきます。	地域活動支援センター	健康局 こころの健康センター		地域活動支援センター(生活支援型)と協力し、相談支援事業所に研修を行った。(2回開催 参加人数 26人)	精神科病院からの退院支援に役立つスキルアップ研修を相談支援事業所に行う。	地域活動支援センター(生活支援型)と協力し、相談支援事業所に研修を行った。(2回開催 参加人数 27人)		精神科病院からの退院支援に役立つスキルアップ研修を相談支援事業所に行う。		
障がい福祉サービス事業者等との連携と育成						障がい福祉サービス事業者等との連携と育成				
2-(3)精神科病院入院者への働きかけ・支援				積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施						
こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している方に對して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。	地域生活移行推進事業	健康局 こころの健康センター		病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。(利用者 9人、内地域移行支援申請者 4人、支援継続中 5名)	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。	病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。(利用者 11人、内地域移行支援申請者 6人、支援継続中 5名)		地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。		
地域移行の推進						地域移行の推進				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
入院中の対象者への働きかけ及び精神科病院に対する啓発として、ピアセンターを中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施とともに、地域において入院中の対象者との交流を図る働きかけを実施していきます。	ピアサポートの活用に係る事業	健康局 こころの健康センター		<p>ピアセンターを中心し精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施とともに、地域において入院中の対象者との交流を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 自身の体験等を通じて事業対象者を支援するピアセンターを養成するためのピアセンター養成講座を実施した。(開催数 8回、修了者 7人) ピアセンターによる精神科病院での啓発活動や院内茶話会への参加、ピアセンター・事業対象者・支援者・関係機関等による地域交流会を実施した。(病院啓発 2回、院内茶話会 6回、地域交流会 1回開催) 	ピアセンターの養成とピアセンターによる啓発活動を継続する。	<p>自身の体験等を通じて事業対象者を支援するピアセンターを養成するためのピアセンター養成講座を実施した。(開催数 8回、修了者 6人)</p> <p>ピアセンターによる精神科病院での啓発活動や院内茶話会への参加、ピアセンター・事業対象者・支援者・関係機関等による地域交流会を実施した。(地城交流会1回開催)</p>	ピアセンターの養成とピアセンターによる啓発活動を継続する。		
ピアセンターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。	地域生活移行推進事業	健康局 こころの健康センター		ピアセンターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させる					
一方で、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら、対象者に一対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。	地域移行支援(精神のみ)【再計】	健康局 こころの健康センター		積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施					
また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。	地域移行・地域生活支援事業	健康局 こころの健康センター		<p>病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。(利用者 9人、内地域移行支援申請者 4人、支援継続中 5名)</p> <p>地域移行の推進</p>	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。	<p>病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。(利用者 11人、内地域移行支援申請者 6人、支援継続中 5名)</p> <p>地域移行の推進</p>	地域生活移行推進事業対象者面接の継続と事業利用者の退院に向けたフォローアップを行う。		
				生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握する					
				<p>生活保護担当職員研修で「地域移行支援について」の講演を行い、担当職員への理解を深め長期入院者の相談先を伝えた。(研修会 1回開催)</p> <p>生活保護受給中の長期入院者のケース把握</p>	生活保護担当者との連携を深め、対象ケースの把握を行う。	<p>生活保護担当職員研修で「地域移行支援について」の講演を行い、担当職員への理解を深め長期入院者の相談先を伝えた。(研修会 1回開催)</p> <p>生活保護受給中の長期入院者のケース把握</p>	生活保護担当者との連携を深め、対象ケースの把握を行う		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性(A:改善)
課題(C:評価)				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	

2-(4)地域住民への理解のための啓発

市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図ていくとともに、共に生きる地域の大さを伝えています。また、ピアサポートによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施してきます。	ピアサポートの活用に係る事業	健康局 こころの健康センター	市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていく						
			・各区およびこころの健康センターで精神障がいのある人の地域生活の正しい理解を深めるためピアサポートによる啓発講座を実施した。(17回参加者192人)	ピアサポートによる啓発講座を継続して開催する。	・各区およびこころの健康センターで精神障がいのある人の地域生活の正しい理解を深めるためピアサポートによる啓発講座を実施した。(16回参加者 143人)	ピアサポートによる啓発講座を継続して開催する。			
			市民への啓発活動	市民への啓発活動					

2-(5)家族への働きかけ

高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があり、地域移行・地域定着に向けて、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。	精神障がい者家族教室	健康局 こころの健康センター	ピアサポートによる啓発を通して、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解						
			各区保健福祉センターにおいて、精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促すため家族教室を開催した。(283回開催、1,791人参加)	家族教室を開催する。	各区保健福祉センターにおいて、精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促すため家族教室を開催した。(275回開催、1,645人参加)	家族教室を開催する。			
			家族教室開催の周知	家族教室開催の周知					

2-(6)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(ア) 地域での受け皿の確保									
地域生活への移行を促進するためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。	令和2年度より強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業を実施予定	福祉局 障がい支援課	池田係長	(未記入)	強度行動障がいのある方がグループホームなどに移行できるような効果的な事業実施に向け検討(2020年度より実施予定)、障がいのある方々及び事業者が抱える課題の把握に取り組んでおり、補助メニューの創設については、早期に具体化する予定。				
(イ) 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援	地域移行・地域生活支援事業	健康局 こころの健康センター		各区精神保健福祉相談員への技術支援					
こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。									
こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。	地域移行・地域生活支援事業	健康局 こころの健康センター		各区精神保健福祉相談員への技術支援	区精神保健福祉相談員との連携を継続する。	各区精神保健福祉相談員への技術支援・調整を行った。(78件)	区精神保健福祉相談員との連携を継続する。		
				区精神保健福祉相談員との連携と技術支援					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。	地域移行・地域生活支援事業(再計)	健康局 こころの健康センター		精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。(病院訪問啓発活動及び連絡調整 72件、病院啓発講座 8件)	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。(病院訪問啓発活動及び連絡調整 17件)	精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する。	精神科病院との連携	精神科病院との連携
(ウ)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置									
当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援していきます。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議会の開催	健康局 こころの健康センター		保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するにあたり、有識者等の意見聴取、関係部局との調整を行った。	引き続き協議の場の設置に向けた準備を行う。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するにあたり、有識者等の意見聴取、関係部局との調整を行った。	引き続き協議の場の設置に向けた準備を行う。	協議の場の設置	協議の場の設置

平成30年度からの障がい者支援計画実施状況

第4章 地域で学び・働くために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
1-(1)就学前教育の充実									
(ア)教育・保育施設における教育・保育内容の充実									
地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育・保育を今後とも積極的に推進し、受け入れの促進に努め、教育・保育の内容充実を図ります。	障がい児保育事業	こども青少年局保育所運営課		(受入れ促進) 保育が円滑にできるよう施設環境や設備の整備等をし、障がい児の受け入れ促進を図る。 (民間運営委託保育所及び民間保育所への障がい児保育にかかる補助) 受け入れ状況 公立保育所 62か所 291人 公設置民営保育所 (民間運営委託) 30か所 150人 民間保育所 285か所 944人 認定こども園 9か所 22人	障がい児の実態把握や保育現場(職員・保護者)への助言・指導を目的として障がい児保育巡回指導講師を派遣し、障がい児保育の推進に努める。	(受入れ促進) 保育が円滑にできるよう施設環境や設備の整備等をし、障がい児の受け入れ促進を図る。 (民間運営委託保育所及び民間保育所への特別支援保育にかかる補助) 受け入れ状況 公立保育所 61か所 267人 公設置民営保育所 (民間運営委託) 27か所 150人 民間保育所 304か所 986人 認定こども園 8か所 18人	支援が必要な児童の実態把握や保育現場(職員・保護者)への助言・指導を目的として特別支援保育巡回指導講師を派遣し、特別支援保育の推進に努める。		
		こども青少年局保育所運営課		(民間運営委託保育所及び民間保育所への障がい児保育にかかる補助)	継続	(民間運営委託保育所及び民間保育所への障がい児保育にかかる補助)	継続		
		こども青少年局保育・幼児教育センター		障がいの特性別の「研修テーマ」の設定、また障がいの特性別の「研究会グループ」で話し合う等を行うことにより、それぞれの特性の理解や適切な支援方法について、学びを深めあつた。 【実施回数】 研修会 3回(延べ参加者数 284人) 研究会 10回(延べ参加者数 145人) 専門的知識をもった講師の確保及び日程調整が困難ではあるが、今後も実践に生かすことができる内容の研修会及び研究会を実施する。		自園所の事例等から即実践に生かすことができる内容を選択し、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 実施回数12回(参加者数 1679人) 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。 専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。	引き続き、幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来的自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。	<u>児童発達支援センター</u>	福祉局 障がい支援課	佐治係長	11か所					
				障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。 【実績】 11か所 ・ 障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。	引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。 【実績】 11か所	引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。		
保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	<u>保育所等訪問支援</u>	福祉局 障がい支援課	佐治係長	月あたり利用回数 114回					
				保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数 170回 事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。	引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数 482回 事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。	引き続き保育所等訪問支援事業所の確保と適正な利用促進に向けた取組を図る。		
家庭の経済状況にかかわらず、障がいのあるこどもも含めたすべてのこどもたちが生涯にわたり自己実現をめざし、生きる力を培っていくために、幼児教育の無償化に取り組みます。	<u>児童発達支援等利用者負担給付金事業</u>	福祉局 障がい支援課	佐治係長	すべての子どもが等しく教育を受けられる「子どもの教育 無償都市大阪」をめざす					
				4歳児からの幼児教育の無償化を国に先駆け実施し、すべての子どもが等しく教育を受けられる環境づくりを進めるべく、4・5歳児の児童発達支援事業の利用者負担額について、無償とする。 児童発達支援事業利用児童のうち利用者負担が生じる保護者に対して、全員に周知し、また当該事業の事業者への周知も行っていることから、対象となる児童の保護者から申請等の必要な手続きが行われ、結果として利用者負担の軽減を行った。 対象年齢及び対象事業について、更なる拡大が必要	平成31年度においては4・5歳児に加え、3歳児の利用者負担を無償化する。 令和元年10月より国の事業として幼児教育無償化を実施する。	3歳児からの幼児教育の無償化を国に先駆け実施し、すべての子どもが等しく教育を受けられる環境づくりを進めるべく、3～5歳児の児童発達支援事業の利用者負担額について、無償とする。 児童発達支援事業利用児童のうち利用者負担が生じる保護者に対して、全員に周知し、また当該事業の事業者への周知も行っていることから、対象となる児童の保護者から申請等の必要な手続きが行われ、結果として利用者負担の軽減を行った。 -	令和元年10月より国の事業として幼児教育無償化を実施したため、本事業は終了		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当 部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(イ)教育諸条件のある整備・充実								
教育・保育施設の利用を希望する障がいのある子どもが、教育・保育施設を利用できるよう環境の整備に努めます。	エレベーター設置	教育委員会事務局 施設整備	移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置					
			新規設置1基。 小学校 289校中 276校 中学校 130校中 128校 高等学校 20校中 7校(18施設中7施設)	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	新規設置1基。 小学校 289校中 277校 中学校 130校中 125校 高等学校 21校中 8校(19施設中8施設)	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う		
			小中学校においては約96%の学校においてエレベーターの設置が完了している					
	学校施設の整備	教育委員会事務局 インクルーシブ 施設整備	教育環境の整備が必要な学校への整備					
			特別支援学級室の改造、手すりの等の設置 小学校 8校 中学校 3校	学校施設の整備面からインクルーシブ教育システムの充実と推進を図る	特別支援学級室の改造、手すりの等の設置 小学校 5校 中学校 2校	学校施設の整備面からインクルーシブ教育システムの充実と推進を図る		
	特別支援学級児童・生徒通学用タクシー	教育委員会事務局 インクルーシブ 施設整備	重度肢体不自由で自力通学が困難な児童・生徒への登校に向けた通学支援					
			自力通学困難な児童生徒への通学支援 小学校24校 31名 中学校13校 17名	合理的配慮として継続した支援を実施する	自力通学困難な児童生徒への通学支援 小学校29校 39名 中学校10校 13名	自力通学困難な児童生徒への通学支援 小学校29校 39名 中学校10校 13名	継続した支援を実施する	
			対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がいの状況を把握し、より効果的な活用が必要である		対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がいの状況を把握し、より効果的な活用が必要である			
施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのある子どもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。	研修の充実	こども青少年局	障がいの特性別の「研修テーマ」の設定、また障がいの特性別の「研究会グループ」で話し合う等を行うことにより、それぞれの特性の理解や適切な支援方法について、学びを深めあつた。 【実施回数】 研修会 3回(延べ参加者数 284人) 研究会 10回(延べ参加者数 145人) 専門的知識をもった講師の確保及び日程調整が困難ではあるが、今後も実践に生かすことができる内容の研修会及び研究会を実施する。	自園所の事例等から即実践に生かすことができる内容を選択し、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 実施回数12回(参加者数 1679人) 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。 専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。	引き続き、幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
幼稚園・認定こども園では、障がい等特別に支援が必要な児童に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助者を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。	看護師の配置	教育委員会事務局初等・中学校教育担当		市立幼稚園においては、共に学ぶ教育が進むよう、全園に介助アルバイトを配置している。					
				支援が必要な児童への対応の充実につながっている	引き続き、対応を進める。	支援が必要な児童への対応の充実につながっている		一層の充実のため、引き続き、対応を進める。	
				一人一人の障がいの程度に応じた、よりきめ細やかな対応が望まれる		支援が必要な児童の割合は年々増加傾向にあり、より一層、一人一人の障がいの程度に応じたきめ細やかな対応が求められる			

1-(2)義務教育段階における教育の充実

(ア)共に学び共に育ちあう多様な教育の展開												
障がいのある子どもの就学先を決める際には、小学校がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の小学校で学ぶことを基本として取り組みます。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないように取り組みます。さらに、学校教育全体で障がいのある児童生徒を受けとめるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図ります。	障がいのある児童生徒の就学・進学	教育委員会事務局インクルーシブ		障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校で学ぶことを基本とする								
				・通学区域の小学校がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行っている ・地域の小・中学校で学ぶことを基本とする ・特別支援学校に就学・進学した場合にも、居住地交流を行い、地域で育ち、生きている仲間であると位置づけている								
				本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知								
				・通学区域の小学校がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行っている ・地域の小・中学校で学ぶことを基本としている ・特別支援学校に就学・進学した場合にも、居住地交流を行い、地域で共に育ち、共に生きる仲間であると位置づけている								
				本人・保護者に対し、よりよい就学に向けた情報提供と、丁寧な相談対応								
子どもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。	個別の教育支援計画と個別の指導計画	教育委員会事務局インクルーシブ		・教育振興基本計画における、特別支援教育のめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進」「自立し、主体的に、社会参加できる力を養う」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」「一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点をふまえる								
				・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」 100%作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知								
				「個別の教育支援計画及び「個別の指導計画」の活用をすすめ、適切な指導支援に努める。								
				・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」 100%作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知								
				・保護者参画のもと、医療・福祉など関係諸機関との連携のもと「個別の教育支援計画」を就学・進学先への引き継ぎにつなげる。								
				「個別の教育支援計画及び「個別の指導計画」の活用をすすめ、適切な指導支援に努める。								

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	A:改善)
障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々の理解を進めていくことが必要です。障がいのある人とない人との豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等、共に学び活動する取組をさらに積極的に進めます。		教育委員会事務局							
(イ) 教育諸条件の整備・充実									
小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。	再計	教育委員会事務局		「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたインクルーシブ教育システムの構築					
				・特別支援教育センター 小・中学校577名配置 インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校19名配置 巡回相談体制の強化 アドバイザー4名配置 ・障がいのある幼児児童生徒の保護者を対象、特別支援教育に関する「保護者講座」開催 5回 ・障がいのある児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進	・特別支援教育センター 小・中学校577名配置 インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校21名配置 巡回相談体制の強化 アドバイザー4名配置 ・障がいのある幼児児童生徒の保護者対象、特別支援教育に関する「保護者講座」開催 5回 ・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進		
特別支援教育センターを配置し、障がいのある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教職員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育センターへの研修を実施します。加えて、区のマネジメントによる発達障がいサポートへの配置により、発達障がい等のある児童生徒の学習支援等にあたるなど、今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、校内における支援体制整備の充実に努めます。		特別支援教育センター・インクルーシブ教育推進スタッフの配置	教育委員会事務局 インクルーシブ高時	一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施に向け、適切な人材を配置し支援体制の充実を図る					
				・小・中学校へ特別支援教育センター 577名配置 インクルーシブ教育推進スタッフ 19名配置 ・発達障がいサポート事業担当者連絡会を開催し、情報共有を行った	効果的な支援に向けた人材の確保と専門性の向上	・小・中学校へ特別支援教育センター 577名配置 インクルーシブ教育推進スタッフ 21名配置 ・発達障がいサポート事業担当者連絡会を開催し、情報共有を行った	効果的な支援に向けた人材の確保と専門性の向上		
				・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上		・障がいのある幼児児童生徒の増加・障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。	特別支援教育モデル研究	教育委員会事務局 インクルーシブ		本市におけるインクルーシブ教育の充実と推進に向け、「特別支援教育の視点に基づいた授業のユニバーサルデザイン」をテーマをはじめ、4つのテーマを設定し、実践と効果検証を行うことで、全市校園への一層の汎化を進める特別支援教育モデル研究を実施する					
				モデル研究実施校園 幼稚園 4園 小学校 24校 中学校 7校 高等学校 2校 専門家チーム等が学校園を訪問し、特別支援教育の校内体制整備に向けた必要な支援を実施	・特別支援教育モデル研究のテーマの焦点化 ・全市校園への一層の汎化	モデル研究実施校園 幼稚園 2園 小学校 6校 中小一貫校 1校 専門家チーム等が学校園を訪問し、特別支援教育の校内体制整備に向けた必要な支援を実施	・特別支援教育モデル研究のテーマの焦点化 ・全市校園への一層の汎化	研究課題及び研究校園の精選	
指導主事および巡回相談アドバイザー(臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士)が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行います。校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。	学校園への巡回相談	教育委員会事務局 インクルーシブ		障がいの有無に関わらず幼児児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の一層の推進に向け、全校園を対象として巡回相談を実施し、各校園における校園内指導体制の強化を図る					
				巡回校園数 幼稚園 93園 小学校 556校 中学校 136校 高等学校 12校	多様化する相談内容に対応し、相談を実施	巡回校園数 幼稚園 120園 小学校 489校 中学校 124校 高等学校 6校	多様化する相談内容に対応し、相談を実施	対象とする幼児児童生徒数の増加、障がいの多様化への対応	
特別支援学校(府立支援学校)による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図ってまいります。	特別支援学校のセンター的機能	教育委員会事務局 インクルーシブ		地域の小・中学校の特別支援教育担当者からの教育相談について、地域学校園を支援するセンター的機能として、大阪府教育庁と連携を図りながら府立支援学校より各学校に教育相談を取り組んでいる。					
				校種別支援相談依頼数 幼稚園 6校 小学校 151校 中学校 36校 高等学校 7校	今後も、大阪府教育庁と連携を図りながら取り組む。	校種別支援相談依頼数 幼稚園 10校 小学校 166校 中学校 32校 高等学校 4校	今後も、大阪府教育庁と連携を図りながら取り組む。	対象とする幼児児童生徒数の増加、障がいの多様化への対応	
エレベーターの設置など施設整備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデイジーテクノロジー教科書等の活用を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。	エレベーターの設置	教育委員会事務局 施設整備課 インクルーシブ		移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置 拡大教科書やマルチメディアデイジーテクノロジー教科書等の活用による、読みが困難な児童生徒への支援充実					
				新規設置1基。 小学校 289校中 276校 中学校 130校中 128校 高等学校 20校中 7校(18施設中7施設)	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	新規設置1基。 小学校 289校中 277校 中学校 130校中 128校 高等学校 21校中 8校(19施設中8施設)	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	
				拡大教科書の活用 小学校 平成30年度 34名 中学校 平成30年度 15名	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書の活用 小学校 79校 414名 中学校 18校 45名	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書の活用 小学校 109校 666名 中学校 26校 68名	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書の活用 小学校 令和元年度 42名 中学校 令和元年度 9名	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書の活用 小学校 109校 666名 中学校 26校 68名	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書の活用 小学校 令和元年度 42名 中学校 令和元年度 9名
				・小中学校においては約96%の学校においてエレベーターの設置が完了している。 ・拡大教科書及びICT活用について、教職員への一層の普及・促進	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書活用等、環境の整備に努める	・小中学校においては約96%の学校においてエレベーターの設置が完了している。 ・拡大教科書及びICT活用について、教職員への一層の普及・促進	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書活用等、環境の整備に努める	マルチメディアデイジーテクノロジー教科書活用等、環境の整備に努める	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)	(A:改善)	課題(C:評価)	(A:改善)	課題(C:評価)	(A:改善)
医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の常時配置を行うなど、本人・保護者の意向を尊重し、教育・福祉・医療の連携を図ります。	<u>看護師の配置</u>	教育委員会事務局 インクルーシブ		「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進に向け、医療的ケアの必要な児童生徒在籍校に看護師を配置。					
				計47校 50名	看護師配置とともに教員への医療的ケアに関する研修の実施を推進し、校内支援体制の充実を図る	計56校63名	看護師配置とともに教員への医療的ケアに関する研修の実施を推進し、校内支援体制の充実を図る		
障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用や旧大阪市立特別支援学校(肢体不自由教育校)に在籍する気管切開により医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない大阪市在住の児童生徒を対象に通学支援事業を実施します。	<u>特別支援学級児童・生徒通学用タクシー</u>	教育委員会事務局 インクルーシブ		小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒や本市在住のもと大阪市立肢体不自由特別支援学校(4校)に在籍する児童生徒の通学支援の実施と保護者負担の軽減のための取組					
				旧大阪市立特別支援学校(肢体不自由教育校)に在籍する児童・生徒の申請者数 24名 内訳:光陽支援12名 西淀川支援4名 東住吉支援3名 平野支援5名	今後も通学支援事業の取組において充実を図る	旧大阪市立特別支援学校(肢体不自由教育校)に在籍する児童・生徒の申請者数 24名 内訳:光陽支援13名 西淀川支援4名 東住吉支援3名 平野支援4名	今後も通学支援事業の取組において充実を図る		
				タクシーに同乗する看護師の確保		タクシーに同乗する看護師の確保			
特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図つています。	<u>府市連携</u>	教育委員会事務局 インクルーシブ		居住地の小・中学校を就学の窓口とし、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、府立支援学校に就学した場合も居住地の小・中学校との関係が絶たれることのないよう、府教育庁と連携を図る					
				交流及び共同学習を積極的に実施している。 大阪府立支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校との交流も推進している	大阪府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒が、地元の小・中学校とつながっていることより感じることのできる交流方法を考えていいく	交流及び共同学習を積極的に実施している。 大阪府立支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校との交流も推進している	大阪府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒が、地元の小・中学校とつながっていることより感じることのできる交流方法を考えていいく		
				教育実践の深化に努めた		教育実践の深化に努めた			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性													
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度									
				取組指標													
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)							
1-3)後期中等教育段階における教育の充実(高等学校・高等部)																	
(ア)多様な教育の展開																	
義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受入に係る調査研究」の成果を踏まえて、2006(平成18)年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受入の拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。	知的障がいのある生徒の高等学校受け入れに係る調査研究	教育委員会事務局 高等学校教育		普通科・工業科2校で【知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜】を実施し、各校3名、計6名の生徒を受け入れる。													
				普通科・工業科2校で入学者選抜を行い、各3名の合格者を決定。	継続実施	普通科・工業科2校で入学者選抜を行い、各3名の合格者を決定。		継続実施									
				計画通り実施した。		計画通り実施した。											
(イ)自立に向けた教育内容等の充実																	
自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標を立て、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化を踏まえ一人でも多くの生徒が一般就業につながるよう、ジョブアドバイザーの活用等、職業教育も含め自立にむけた教育の推進を図ります。	職場実習等	教育委員会事務局 インクルーシブ		・大阪市キャリア教育支援センターでの実習参加生徒の付添教員や保護者に対して、キャリア教育に関するガイダンスの実施 ・大阪市立の各中学校、もと大阪市立特別支援学校、自立支援コースを有する大阪市立高等学校に対して、現場実習先の新規開拓、卒業生の追指導、就職希望者との面談、教員や保護者対象の講演会の講師など、さまざまな分野での支援依頼に応えている													
				ジョブアドバイザーの活動結果 保護者講習175回 教員講習238回 企業開拓70社 研修支援72回 就労支援73回	今後も、各中学校、元市立特別支援学校、高等 学校自立支援コースのキャリア教育の充実を図 る	ジョブアドバイザーの活動結果 保護者講習155回 教員講習268回 企業開拓97社 研修支援44回 就労支援72回	今後も、各中学校、元市立特別支援学校、高等 学校自立支援コースのキャリア教育の充実を図 る										
卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行ふため、「個別の教育支援計画」を作成し”移行計画”として活用することで、ライフ	インクルーシブ教育システムの充実と推進	教育委員会事務局 インクルーシブ		幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、医療、福祉等との関係機関と連携し、今後の社会参加に向けた支援の充実を図る													
				・「個別の支援計画」作成・活用の充実に向け、研修等を通して、各校園への周知を図っている ・進学先の学校等と連携を深めるため、年度当初に事業説明会を開催し、学校の取り組むべき内容について周知している	・「個別の教育支援計画」の作成及び効果的な活用に向け、各校園への周知を充 実を図る	・「個別の支援計画」作成・活用の充実に向け、研修等を通して、各校園への周知を図っている ・進学先の学校等と連携を深めるため、年度当初に事業説明会を開催し、学校の取り組むべき内容について周知している	・「個別の教育支援計画」の作成及び効果的な活用に向け、各校園への周知を充 実を図る										
				継続した支援が実施できるよう、関係機関(教育・福祉・医療等)との連携を深める		継続した支援が実施できるよう、関係機関(教育・福祉・医療等)との連携を深める											

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
ノンを通じて、真した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職やトラブルの防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課		6月～11月の期間に、リハビリテーションセンターにおいて、支援学校(肢体不自由)高等部卒業後の生活等についてケースワーカー、医師、理学療法士、心理判定員による個別相談を行った。 相談者数 20名	引き続き施設等の関係機関や支援学校と連携し取組みの充実に努める。	8月9日及び8月26日の2日間、長居障がい者スポーツセンターにおいて、支援学校高等部の生徒の保護者を対象とした施設・事業所合同説明会を開催した。 参加施設・事業所 116カ所 参加者数 118名	引き続き施設等の関係機関や支援学校と連携し取り組みの充実に努める。	8月9日及び8月26日の2日間、長居障がい者スポーツセンターにおいて、支援学校高等部の生徒の保護者を対象とした施設・事業所合同説明会を開催した。開催時期についても、生徒と一緒に参加しやすい上う夏休み期間の開催とした。 参加施設・事業所 44カ所 参加者数 64名	引き続き施設等の関係機関や支援学校と連携し取り組みの充実に努める。
(ウ)教育諸条件の整備・充実									

高等学校、キャリア教育支援センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を設置するなど教育諸条件を整備、その充実を図ります。	教育委員会事務局高等学校教育インクルーシブ			高等学校に介助補助員を週当たり82時間配置する					
				・高等学校4校に、介助補助員を週当たり82時間(4校合計)配置することとし、実行した。 ・キャリア教育支援センターの実習内容について、多様化する生徒に対応するために新たな実習内容(洗濯)を取り入れた	・介助補助員については継続実施 ・引き続き実習内容の充実の検討を図る	・キャリア教育支援センターの実習内容について、多様化する生徒に対応するために新たな実習内容の検討を行った。	・引き続き実習内容の充実の検討を図る		
高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。	看護師の配置	教育委員会事務局高等学校教育		計画通り実施した		計画通り実施した			
				高等学校4校に、介助補助員を週当たり82時間(4校合計)配置することとし、実行した。	継続実施	高等学校6校に、介助補助員を週当たり59時間(5校合計)配置することとし、実行した。	継続実施		
計画通り実施した。									

1-(4)生涯学習や相談・支援の充実

(ア)生涯学習の機会提供									
	成人学校	教育委員会事務局生涯学習担当		一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行う。					
				聴覚障がい者を対象とした成人学校の開催 4講座 58回	若年層の参加促進に向けて、ニーズの掘り下げや広報の工夫が必要。	聴覚障がい者を対象とした成人学校の開催 4講座 55回	若年層の参加促進に向けて、ニーズの掘り下げや広報の工夫が必要。		
				視覚障がい者を対象とした成人講座の開催 2講座 13回		視覚障がい者を対象とした成人講座の開催 2講座 13回			
				参加者の固定化		参加者の固定化			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき施策を推進していきます。	障がい者交流学習事業	教育委員会事務局生涯学習担当		一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行う。					
				仲間づくり教室の開催 1講座 4教室(各2グループ) 各20回	引き続き機会の提供に努める。	仲間づくり教室の開催 1講座 8グループ(各13回)	引き続き機会の提供に努める。		
	聴覚障がい者を対象とした高齢者学級	教育委員会事務局生涯学習担当		一人ひとりの人権を尊重し差別のない共生社会づくりのための啓発及び学習機会の提供を行う。					
				セミナーの開催 1講座 6回	新たな参加者の獲得に向けて、広報の工夫が必要。	セミナーの開催 1講座 6回	新たな参加者の獲得に向けて、広報の工夫が必要。		
	図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。	教育委員会事務局中央図書館		障がいのある利用者のニーズが多様化している。					
				難聴者集団補聴装置(5階会議室) 設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
				拡大読書器、筆談ボード、車椅子対応読書席(各フロア) 設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	設置	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
		教育委員会事務局中央図書館		障がいのある利用者のニーズが多様化している。					
				視覚障がい者用音声対応パソコン(対面朗読室内) 設置(3台)	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	設置(2台)	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
		教育委員会事務局中央図書館		障がいのある利用者のニーズが多様化している。					
				大活字本、点訳絵本などの所蔵・貸出 大活字本 4,281冊、点訳絵本 546冊、さわる絵本 127冊、布の絵本 95冊、点字資料 9,228冊、録音資料 2,337点、マルチメディアディジタル55点、LLブック 165冊、点字雑誌 21タイトル、録音雑誌 4タイトル	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	大活字本 4,340冊、点訳絵本 547冊、さわる絵本 127冊、布の絵本 112冊、点字資料 9,241冊、録音資料 2,212点、マルチメディアディジタル86点、LLブック 164冊、点字雑誌 23タイトル、録音雑誌 59タイトル	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。		
				障がいのある利用者のニーズが多様化している。	障がいのある利用者のニーズが多様化している。	障がいのある利用者のニーズが多様化している。	障がいのある利用者のニーズが多様化している。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)			
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)		
障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。	教育委員会事務局中央図書館	教育委員会事務局中央図書館	教育委員会事務局中央図書館	視覚障がい者に対面朗読を実施。							
				利用件数 1,193件	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。	利用件数 1,158件	それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組みます。				
				障がいのある利用者のニーズが多様化している。							
				東淀川図書館・旭図書館・平野図書館・阿倍野図書館・鶴見図書館・西淀川図書館・住吉図書館・東成図書館・城東図書館において、拡大読書器を設置及び対面朗読を実施。利用件数 379件。また、全館に筆談ボードを設置及び大活字本等を所蔵し、貸出提供。							
				対面朗読の利用件数 379件	今後、建て替え等の際に拡大読書器、対面朗読室を設置するよう調整していく。	対面朗読の利用件数 359件	今後、建て替え等の際に拡大読書器、対面朗読室を設置するよう調整していく。				
読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。	教育委員会事務局中央図書館	教育委員会事務局中央図書館	教育委員会事務局中央図書館	肢体不自由者に対して図書の郵送貸出を実施。							
				登録 195人、利用 1,297件、4,673冊	今後も利用者の利便性を考慮しつつ継続します。	登録 199人、利用 1,312件、4,400冊	今後も利用者の利便性を考慮しつつ継続します。				
				外出が困難な重度の障がい者にとって有効なサービスとなっている。							
				読み上げソフトに対応した図書館ホームページ(大阪市立図書館ホームページ ノンフレーム版、モバイル版)および「やさしいにほんご」ページ、「障がい者サービス」ページの提供。							
				利用件数 ノンフレーム版 301,094件、モバイル版 4,066,057件、やさしいにほんごページトップ13,286件、障がい者サービスページトップ11,912件	引き続き情報提供できるよう整備を進めます。	利用件数 ノンフレーム版 235,778件、モバイル版 3,640,317件、やさしいにほんごページトップ14,562件、障がい者サービスページトップ13,573件	引き続き情報提供できるよう整備を進めます。				
事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。	本市が実施する事業等における手話通訳者派遣	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	障がいのある利用者の方への情報提供として有効に機能している。							
				本市が実施する事業等について、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣する体制を整備する。(派遣件数73件)	要約筆記に関しても手話と同様の体制整備を行い、誰もが参加しやすい環境整備のため、引き続き事業を継続していく。	本市が実施する事業等について、手話通訳又は要約筆記が必要な場合に手話通訳者等を派遣する体制を整備する。(派遣件数81件)	手話通訳者及び要約筆記者派遣に係る体制整備に努め、誰もが参加しやすい環境整備のため、引き続き事業を継続していく。				
				要約筆記に關しても同様の体制整備が必要。		より要約筆記者の派遣件数の増加につながるよう工夫が必要。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
(イ)相談事業・相談活動の充実											
移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育センター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしてまいります。	教育委員会事務局 インクルーシブ南総括	発達障がい等も含めた障がいのある児童・生徒に対する相談や研修の実施により、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を円滑に活用できるよう普段から大阪府教育庁との連携に努める	府立支援学校14校で実施 (200回)	引き続き、府教育庁との連携を図る	府立支援学校14校で実施 (212回)	引き続き、府教育庁との連携を図る	普段から、府市教委間での連絡・連携により、相談・支援活動をスムーズに実施できた				
こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。	特別支援教育相談(こども相談センター内)	こども青少年局 こども相談センター	545件 延1,756回		465件 延1,471回						
(ウ)放課後活動等の充実											
障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。	児童いきいき放課後事業	こども青少年局	放課後等における安全安心な居場所として、参加を希望するすべての児童の受け入れを行い、様々な活動を通じて児童の健全育成を図る。 大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供 288か所(287校+1分校) 3,294人	市内市立全小学校において事業を継続実施	大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供 288か所(287校+1分校) 3,647人	市内市立全小学校において事業を継続実施	放課後等の居場所として重要な役割を果たしているが、児童数の増加に伴い活動場所の確保が課題となっている				
児童いきいき放課後事業に参加しない児童についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取組を進めるよう努めます。	留守家庭児童対策事業	こども青少年局	保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るために事業において、障がいのある児童が地域の協力を得て、放課後に地域の中で成長していくことができるよう、必要な補助事項を定め、障がい児の健全育成を図る 保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るために事業(放課後児童クラブ)において、障がい児受け入れのある事業者に対し、事業経費の一部を補助に加え算補助金を交付。		保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るために事業(放課後児童クラブ)において、障がい児受け入れのある事業者に対し、事業経費の一部を補助に加え算補助金を交付。	継続実施					
中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。	教育委員会事務局 保健体育担当 高等学校教育		各校において、生徒個々の状況に応じて適切に対応する。 各校で、生徒個々の状況に応じて対応している。 各校において、個々の生徒や保護者と密に連携し、適切に対応していく必要がある。	引き続き、各校において、生徒個々の状況に応じて適切に対応していく。	・学校の部活動指導体制の充実を図るとともに、教職員の長時間勤務の解消を図るために、部活動指導員活用事業と部活動技術指導者招聘事業に取り組んだ。(部活動指導員の配置目標:180部活動 部活動技術指導者配置目標:172名) ・部活動指導員の配置は、172部活動 ・部活動技術指導者の承認は、125部活動 ・平日15時から18時に指導できる人事の確保	拡充					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	A:改善)
放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。	放課後等デイサービス(再計)	福祉局 障がい支援課	佐治係長	月あたり利用人員 5,065人　月あたり利用日数 65,039日					
				在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】月あたり利用実人員 5,076人 月あたり利用延べ日数 66,404日 ・障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。	引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】月あたり利用実人員 6,054人 月あたり利用延べ日数 77,934日 ・障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。	引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。		
				事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。		事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。			

1-(5)教職員等の資質の向上

(ア)研修の充実									
すべての教職員等が、障がいのある人にについての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極める専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。	教職員等の資質向上の取組	教育委員会事務局 インクルーシブ		「特別支援教育実践講座」、「特別支援教育コーディネーター研修」、「合理的配慮研修」「通級担当者研修」等 様々な学校園のニーズに応じた研修を行い、研修の充実を図る					
				特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等 15種類 97回	認定講習の充実を図り、障がいに関する専門性の向上を図る	特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等 15種類 100回	認定講習の充実を図り、障がいに関する専門性の向上を図る		
				特別支援教育に関するさらなる専門性の向上		特別支援教育に関するさらなる専門性の向上			
一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。	教職員等の資質向上の取組	教育委員会事務局 インクルーシブ		障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶしきみであるインクルーシブ教育システムの充実のため特別支援教育の一層の推進を図るため、参考となる資料を作成配布する					
				「ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット」の発行・配付	研修等で幅広く教職員への周知徹底を図る	「すべての子どもの『わかる・できる』をめざして通常学級における『よみ・書き・計算』課題の反復学習による効果について」(平成30年度文部科学省委託事業発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業 報告書)冊子発行・HP掲載	研修等で幅広く教職員への周知徹底を図る		
				特別支援教育に関する事例等の情報提供の充実		特別支援教育に関する事例等の情報提供の充実			
教職員等の資質向上の取組	教育委員会事務局 人権生活指導 教育センター こども相談 インクルーシブ			いじめ対応に関する教職員向け研修会を実施する。					
				・いじめに関する管理職向け研修会を実施する(生活指導) ・教職員人権教育研修等(生活指導) ・相談の中で障がい理解に関する助言を行った(こども相談センター教育相談)	各校においてスクールロイヤーによる研修を活用する。	・いじめに関する管理職向け研修を実施する。(生活指導、教育センター) ・生活指導に関する研修等(生活指導) ・教職員地域研修(教育センター) ・相談の中で教職員に対して障がい理解に関する助言を行った(こども相談センター教育相談)	各校においてスクールロイヤーによる研修を活用する。		
				管理職向けの研修内容を、各校で教職員に伝達すること。		管理職向けの研修内容を、各校で教職員に伝達すること。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性															
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度											
				取組指標															
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)											
(イ)研究活動の活性化																			
教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。	教育委員会事務局 リンクルーンブ			特別支援教育に関する専門性向上のため「特別支援教育専門講座」「特別支援学校教育職員免許法認定講習」など実施する															
<p>・「特別支援教育専門講座」13回 ・「特別支援学校教育職員免許法認定講習」3科目 本市単独による開催 平成29年度7科目227名 平成30年度3科目570名</p> <p>本市として、免許保有率の向上による教員の専門性の確保</p> <p>・「特別支援教育専門講座」13回 ・「特別支援学校教育職員免許法認定講習」4科目 本市単独による開催 令和元年度4科目671名</p> <p>本市として、免許保有率の向上による教員の専門性の確保</p>																			
2-(1)就業の推進																			
(ア)多様な働く機会の確保																			
通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。	大阪市職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。これまでの精神障がい、発達障がいなどに続き、高次脳機能障がい、難病の職業リハビリテーション開発を進めます。	大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	<p>○職業訓練 【大阪市職業リハビリテーションセンター】 ・OA実務コース(身体障がい) 1年 10名 ・ビジネスパートナーコース(知的障がい)、1年 13名 ・ワーキングスキル科(知的障がい) 1年 15名 ・ワークアドバンスト科(精神障がい) 1年 7名 ・ジョブ・コミュニケーション科 1年 5名</p> <p>【大阪市職業指導センター】 ・職業基礎科(1年次) 15名 ・総合流通科(2年次) 15名</p> <p>○職業訓練 【大阪市職業リハビリテーションセンター】 ・OA実務コース(身体障がい) 1年 10名 ・ビジネスパートナーコース(知的障がい)、1年 13名 ・ワーキングスキル科(知的障がい) 1年 15名 ・ワークアドバンスト科(精神障がい) 1年 7名 ・ジョブ・コミュニケーション科 1年 5名</p> <p>【大阪市職業指導センター】 ・職業基礎科(1年次) 15名 ・総合流通科(2年次) 15名</p>														
<p>企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。</p>																			
介護現場での就労をめざす知的障がいのある人に介護職員養成研修を行い、企業就労に必要な知識や技能を取得し就労自立できるように支援します。	知的障がい者の介護職員養成研修	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	介護職員初任者研修の実施(定員10名)															
<p>府指定研修:131時間 実習:45時間 復習等学習:174時間 研修修了者 10名</p> <p>知的障がい者の就労の促進と職業生活における自立の安定を図ることから、引き続き、実施する。</p> <p>府指定研修: 131時間 実習: 123時間 復習等学習: 96時間 研修修了者: 10名</p> <p>当研修にかかる業務委託については、資格取得の環境が充実していることから、2019年度で終了。</p>																			
(イ)働く場における合理的配慮の推進																			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スマーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。	<u>補装具・福祉機器普及事業【再計】</u>	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する取り組みは、今後も必要であると考えています。 ・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・訪問相談)、助言・情報提供、福祉用具の適合評価(フォローとして専門相談を通じて個々の相談者の状況に応じた助言・指導も行う)等 延相談件数:4,244件	障がいのある方の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のために補装具・福祉機器は欠かすことのできないものであり、相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する取り組みは今後も必要であると考えます。	・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談)、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数:3,863件	障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直積的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後も必要であると考える。		
障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。	<u>就業支援フェスタ</u>	福祉局 障がい福祉課	各務係長	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために広報・啓発イベントを行う(定員120名以上) 【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 テーマ:働き「始める・続ける・変える」 11月7日開催 240名参加 障がいの理解は一定進んでいると考えるもの、まだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。	【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 テーマ:「学校から地域へ」 12月3日開催 380名参加 障がいの理解は一定進んでいると考えるもの、まだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。	障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。		
大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。	<u>障がい者雇用支援月間</u>	福祉局 障がい福祉課	各務係長	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深める。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会 市役所1階ロビー 9月25日～27日 障がいの理解は一定進んでいると考えるもの、まだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深める。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会 市役所1階ロビー 9月24日～26日 障がいの理解は一定進んでいると考えるもの、まだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深めるために引き続き関係機関と連携して実施していく。	障がい者雇用等について市民・企業の理解を深めるために引き続き関係機関と連携して実施していく。		
(ウ) 大阪市における障がいのある人の職員採用と連携して関係団体への働きかけ									
大阪市における職員採用について、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準としてその数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。	<u>障がい者の職員採用</u>	大阪市人事室		事務職員採用を基準としてその数の4%を基本に推進し、計画的な採用を実施					
				(取組内容) 身体障がいのある方を対象とした大阪市職員採用試験を実施 ・内部障がい者の受験可 ・点字、音声パソコンによる受験可 ・自力通勤、自力勤務の要件無 (成果) 採用数:事務職員5名 知的・精神障がい者の本務採用について、引き続き検討が必要	引き続き、計画的な採用に努めていく	(取組内容) 身体障がいのある方を対象とした大阪市職員採用試験を実施 ・内部障がい者の受験可 ・点字、音声パソコンによる受験可 ・自力通勤、自力勤務の要件無 (成果) 採用数:事務職員5名 知的・精神障がい者の本務採用について、引き続き検討が必要	引き続き、計画的な採用に努めていく		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性						
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度		
				取組指標						
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		
				課題(C:評価)	(A:改善)	課題(C:評価)	(A:改善)	課題(C:評価)	(A:改善)	
知的障がいのある人の雇用についても、「知的障がい者長期・短期プロジェクト」等の取組をさらに進め、本格的な雇用に向けて検討を行います。	知的障がい者短期受け入れプロジェクト	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	知的障がいのある人の職員採用の検討。						
				(水道局) 2018年度 1名受け入れ 受入期間:H30.10.1～H30.11.30	本格的な雇用に 向けた検討を行 うために、引き続 き取組を実施す る。、	2019年度は実施なし	本格的な雇用に 向けた検討を行 うために、引き続 き実施する。			
	知的障がい者長期受け入れプロジェクト	福祉局 障がい 福祉課		知的障がいのある人の職員採用の検討。						
				(福祉局) 「事務」で嘱託雇用 1名 「作業」で嘱託雇用 1名 (教育委員会事務局) 「図書館作業」で嘱託雇用 2名 「事務」で嘱託雇用 1名	本格的な雇用に 向けた検討を行 うために、引き続 き取組を実施す る。、	(福祉局) 「事務」で嘱託雇用 1名 「作業」で嘱託雇用 1名 (教育委員会事務局) 「図書館作業」で嘱託雇用 2名 「事務」で嘱託雇用 1名	本格的な雇用に 向けた検討を行 うために、引き続 き取組を実施す る。、			
	障がい者の職員採用	人事室		知的・精神障がい者の本務採用について、引き続 き検討が必要						
				(取組内容) 他都市における採用状況の把握に努めるととも に、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都 市状況等の把握 に努めるとともに、 本務採用に向け た検討を実施	(取組内容) 他都市における採用状況の把握に努めるととも に、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都 市状況等の把握 に努めるとともに、 本務採用に向け た検討を実施			
精神障がいのある人の雇用については、「障害者雇用促進法」の改正による2018(平成30)年度からの雇用義務化を踏まえ、知的障がいのある人を対象とした「長期・短期プロジェクト」などこれまでの取組を参考として、就業支援事業と連携しながら、国や他都市等の動向も注視しつつ、検討を進めます。	知的障がい者長期・ 短期受け入れプロ ジェクト	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	精神障がいのある人の職員採用の検討。						
				○短期受け入れ(H30.10.1～H30.11.30) (水道局) 1名		○短期受け入れ 実績なし				
	障がい者の職員採用 (再計)	人事室		○長期受け入れ(1年間) (福祉局) 「事務」で嘱託雇用 1名 「作業」で嘱託雇用 1名 (教育委員会事務局) 「図書館作業」で嘱託雇用 2名 「事務」で嘱託雇用 1名	雇用に向けた検 討を行うために、 引き続き取組を 実施する。	○長期受け入れ(1年間) (福祉局) 「事務」で嘱託雇用 1名 「作業」で嘱託雇用 1名 (教育委員会事務局) 「図書館作業」で嘱託雇用 2名 「事務」で嘱託雇用 1名	雇用に向けた検 討を行うために、 引き続き取組を 実施する。			
				引き続き精神障がいのある人の雇用に向けた向 けた検討が必要。		引き続き精神障がいのある人の雇用に向けた向 けた検討が必要。				
				(取組内容) 他都市における採用状況の把握に努めるととも に、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都 市状況等の把握 に努めるとともに、 本務採用に向け た検討を実施	(取組内容) 他都市における採用状況の把握に努めるととも に、本市における職域等の検討を実施	引き続き、他都 市状況等の把握 に努めるとともに、 本務採用に向け た検討を実施			
				知的・精神障がい者の本務採用について、引き続 き検討が必要		知的・精神障がい者の本務採用について、引き続 き検討が必要				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適正を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。	知的障がい者長期・短期受け入れプロジェクト 障がい者就業・生活支援センター(ジョブコーチによる支援)	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	安定した職業生活が送れるよう支援する。					
関係団体において法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。		福祉局 障がい 福祉課	各務係長	長期・短期受け入れプロジェクトによる受入れた知的障がいのある人や受入所属に対して、ジョブコーチによる支援を実施。	障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、引き続き実施していく。	長期・短期受け入れプロジェクトによる受入れた知的障がいのある人や受入所属に対して、ジョブコーチによる支援を実施。	障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、引き続き実施していく。	持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、引き続き個々に応じた支援を行っていく必要がある。	持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、引き続き個々に応じた支援を行っていく必要がある。
(エ) 大阪市の事業を活用した雇用創出				関係団体における法定雇用率の達成。					
大阪市が発注する一部の府舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけでなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しております。今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。	総合評価一般競争入札の実施	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	【総合評価一般競争入札】 長期継続:20件 単年度:1件	障がいのある人の雇用創出を図るために引き続き実施する。	【総合評価一般競争入札】 長期継続:6件 単年度:1件	障がいのある人の雇用創出を図るために引き続き実施する。		
		契約管財局		予定価格が1,500万円以上2,000万円以上の府舎清掃業務委託及び病院清掃業務委託を対象に実施する。					
(オ) 大阪市における障がい者福祉施設への等への支援				障がい者福祉施設等からの調達件数が前年度を上回る。					
大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施工令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしています。	「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針の策定	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	【障がい者福祉施設等との契約】 88件 161,191,705円 (参考) 2018年度 94件 156,536,966円	市各部署に対して、改めて法の趣旨並びに調達方針について周知を行い、さらなる優先調達にを推進する。	【障がい者福祉施設等との契約】 77件 169,034,914円	市各部署に対して、改めて法の趣旨並びに調達方針について周知を行い、さらなる優先調達にを推進する。	調達金額は前年度を上回ったものの、件数が下回る結果となった。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。	区役所等の空きスペースを活用した物品等販売の場の提供	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	区役所庁舎等を活用するための行政財産の目的外使用申請に対して副申を発行し、物品等販売の場の提供を促進。12か所で実施。	工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため引き続き実施する。	区役所庁舎等を活用するための行政財産の目的外使用申請に対して副申を発行し、物品等販売の場の提供を促進。12か所で実施。	工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため引き続き実施する。	区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進する。	
障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。	障がい者福祉施設製品販売促進支援事業	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	○インターネットショッピング アクセス数 47,967回 販売額 820,180円 ○イベント販売会等 開催回数 50回 販売額1,317,820円	障がい者福祉施設製品の販売促進を図るために引き続き実施する。	○インターネットショッピング アクセス数 34,023回 販売額 130,790円 ○イベント販売会等 開催回数 46回 販売額1,166,860円	障がい者福祉施設製品の販売促進を図るために引き続き実施する。	障がい者福祉施設製品の販売促進を図るために引き続き実施する。	障がい者福祉施設製品の販売促進を図る。

2-(2)就業支援のための施策の展開

(ア)地域の就労支援ネットワークの構築									
障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。									
<p>ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的な支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校・高等学校・専修学校等の教育機関、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。</p> <p>障がい者就業・生活支援センター</p> <p>福祉局 障がい 福祉課</p> <p>各務係長</p> <p>○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,374人(うち新規 546人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 103人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 39人 ・就労移行支援事業所 23人 ・上記以外の福祉サービス事業所 84人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 69人 ・直接利用(家族を含む) 80人 ・上記以外 140人 相談件数 24,601件 就職者数 269人 定着支援件数 1,969件</p>									

施策の方向性	取組(事業)名称	担当 部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(イ)「仕事」と「生活」両面での総合的な支援								
就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスマーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。	大阪市障がい者就業・生活支援センター(再計)	福祉局 障がい 福祉課	各務係長 人	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,374人(うち新規 546人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 103人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 39人 ・就労移行支援事業所 23人 ・上記以外の福祉サービス事業所 84人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 69人 ・直接利用 (家族を含む) 80人 ・上記以外 140人 相談件数 24,601件 就職者数 269人 定着支援件数 1,969件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,841人(うち新規 532人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 112人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 45人 ・就労移行支援事業所 32人 ・上記以外の福祉サービス事業所 78人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 67人 ・直接利用 (家族を含む) 50人 ・上記以外 140人 相談件数 21,502件 就職者数 218人 定着支援件数 1,765件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	
(ウ)精神障がいのある人の就業支援								
精神障がいのある人の就業を促進するため、「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」や「ジョブコーチ支援」などを活用し、就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。	精神障がい者就業支援コーディネーターの配置	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	○精神障がいのある人に対する支援 利用登録者数 525人(うち新規 48人) 相談件数 3,489件 就職者数 36人 定着支援件数 219件	雇用促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○精神障がいのある人に対する支援 利用登録者数 2,171人(うち新規 262人) 相談件数 8,933件 就職者数 88人 定着支援件数 1,224件	雇用促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	
就業支援の関係機関や地域の雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の定着を図ります。				精神障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。				
				○事業主に対して障がいのある人の雇入れや職場適応・職場定着等に関する支援を実施。 支援件数 382件	雇用促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○事業主に対して障がいのある人の雇入れや職場適応・職場定着等に関する支援を実施。 支援件数 341件	雇用促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
(エ)発達障がいのある人の就業支援													
発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。	発達障がい者就業支援コーディネーターの配置	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	発達障がいのある人の就業促進と職業安定を図る。									
				○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数 161人(うち新規 33人) 相談件数 1,451件 就職者数 18人 定着支援件数 112件	就業促進と職業 安定を図るために、引き続き実 施する。	○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数 216人(うち新規 35人) 相談件数 1,187件 就職者数 24人 定着支援件数 170件	就業促進と職業 安定を図るために、引き続き実 施する。						
発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。	発達障がい者就業支援コーディネーターの配置 (再計)	福祉局 心身障 がい者リ ハビリ テーンショ ンセン ター	相談課	・発達障がい者に対し、就労支援・相談支援を実施。 延支援件数 661件	今後も引き続き 関係先と連携し 必要な支援を実 施していく。	・発達障がい者に対し、就労支援・相談支援を実施。 延支援件数 489件	今後も引き続き 関係先と連携し 必要な支援を実 施していく。						
				就労支援・相談支援件数が年々増加している。		ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。							
(オ)難病患者の就業支援													
難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。	障がい者就業・生活 支援センター	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	難病患者の就業促進と職業安定を図る。									
				○難病患者に対する支援 利用登録者数 6人(うち新規 1人) 相談件数 71件 就職者数 0人	就業促進と職業 安定を図るために、引き続き実 施する。	○難病患者に対する支援 利用登録者数 6人(うち新規 0人) 相談件数 22件 就職者数 1人	就業促進と職業 安定を図るために、引き続き実 施する。						

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
課題(C:評価)				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	

2-(3)福祉施設からの一般就労

(ア)就労移行支援事業者等の支援力の強化									
障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就労移行支援事業者が的確に支援できるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。また、新たに創設された就労定着支援事業の円滑な実施に努めます。	就労移行支援事業所の確保	福祉課 障がい支援課	逢坂係長	29年度当初事業所数(122か所)					
				就労移行支援事業所の量的な確保に努める。 事業所数 151か所 (30年度当初時点)		引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。 事業所数は指標を上回っている。		就労移行支援事業所の量的な確保に努める。 事業所数 159か所 (31年度当初時点)	
				事業所数は指標を上回っている。					
障がいのある人がその適正に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。併せて、就労移行支援事業等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めています。	就労移行支援 (再計)	福祉局 障がい支援課	逢坂係長	計画値(30年度見込:月あたり平均1340人,21937日)					
				生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 (実績)月あたり平均 1,445人、20,818日 ※29年度実績:月あたり 1,244人、19,170人		引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。		生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 (実績)月あたり平均 1,493人、23,125日 ※30年度実績:月あたり 1,449人、22,566人	
				当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
(イ) 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所との連携強化									
障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。	<u>障がい者就業・生活支援センター</u>	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,374人(うち新規 546人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 103人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 39人 ・就労移行支援事業所 23人 ・上記以外の福祉サービス事業所 84人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 69人 ・直接利用 (家族を含む) 80人 ・上記以外 140人 相談件数 24,601件 就職者数 269人 定着支援件数 1,969件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,841人(うち新規 532人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 112人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 45人 ・就労移行支援事業所 32人 ・上記以外の福祉サービス事業所 78人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 67人 ・直接利用 (家族を含む) 50人 ・上記以外 140人 相談件数 21,502件 就職者数 218人 定着支援件数 1,765件	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		
				○地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施。市内4か所で概ね月1回開催。 【構成】 ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など		○地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施。市内4か所で概ね月1回開催。 【構成】 ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など			
(ウ) 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用									
福祉施設から一般就労への就業支援策である「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」について、関係機関・関係者に周知し、利用の働きかけます。障がい者就業・生活支援センターでは、委託訓練の受講者募集や訓練先機関の開拓など、障がいのある人の職業能力開発訓練の受講促進を図ります。	<u>障がい者就業・生活支援センター</u>	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,374人(うち新規 546人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 103人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 39人 ・就労移行支援事業所 23人 ・上記以外の福祉サービス事業所 84人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 69人 ・直接利用 (家族を含む) 80人 ・上記以外 140人 相談件数 24,601件 就職者数 269人 定着支援件数 1,969件 ※相談等の支援の中で必要に応じて訓練の活用を図っている。	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,841人(うち新規 532人) 『新規相談経路』 ・ハローワーク 112人 ・地域障害者職業センター 8人 ・特別支援学校 45人 ・就労移行支援事業所 32人 ・上記以外の福祉サービス事業所 78人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 67人 ・直接利用 (家族を含む) 50人 ・上記以外 140人 相談件数 21,502件 就職者数 218人 定着支援件数 1,765件 ※相談等の支援の中で必要に応じて訓練の活用を図っている。	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(エ)就業者支援にかかる支援者の育成									
障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。	就業支援フェスタ	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	・就業支援フェスタ 1回 ・地域関係機関(学校、福祉事業所など)への出前講座等 29回	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。	・就業支援フェスタ ・地域関係機関(学校、福祉事業所など)への出前講座等	就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。		

29項目

平成30年度からの障がい者支援計画実施状況

第5章 住みよい環境づくりのために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
課題(C:評価)	課題(C:評価)					課題(C:評価)		課題(C:評価)	
1-(1)生活環境の整備									
(ア)ひとにやさしいまちづくりの推進									
すべての人が使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進め、障がいのある人の参加のもとに「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。	ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。	引き続き実施する。	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。	障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。		
「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」を取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。	「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰【再計】	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	市内中高等学校での夏休みの課題として定着を図り、ひとにやさしいまちづくりへの意識高揚に寄与する。	理解啓発のため、引き続き実施していくが、早期周知等により応募数の増加を図っていく。	次時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数 424点(29年度実績:500点) 応募学校数 8校	理解啓発のため、引き続き実施していくが、早期周知等により応募数の増加を図っていく。		
				応募学校数は増えているものの、まだまだ少ない状況にある。		応募学校数及び応募数が減少しており、応募学校数の増が図れるよう周知に取組む。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当 部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性												
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度								
			取組指標												
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)							
(イ) 大阪市建築物の整備、改善															
「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、市民が安全かつ快適に利用できるよう、大阪市建築物の整備、改善に努めます。	大阪市建築物の改善	建設局 教育委員会事務局 施設整備課	公園の身体障がい者用トイレ(多機能トイレを含む)について、平成30年度は2公園で整備した。 身体障がい者用トイレの設置は進んでいるものの、依然として未設置の公園が多数点在している。	公園の利用形態や必要に応じ、身体障がい者用トイレの整備に努めていく。	公園の身体障がい者用トイレ(多機能トイレを含む)について、令和元年度は1公園で整備した。 身体障がい者用トイレの設置は進んでいるものの、依然として未設置の公園が多数点在している。	公園の利用形態や必要に応じ、身体障がい者用トイレの整備に努めていく。									
			移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置												
			新規設置1基。 小学校 289校中 276校 中学校 130校中 128校 高等学校 20校中 7校(18施設中7施設)	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う	新規設置1基。 小学校 289校中 277校 中学校 130校中 128校 高等学校 21校中 8校(19施設中8施設)	大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う									
			小中学校においては約96%の学校においてエレベーターの設置が完了している	小中学校においては約96%の学校においてエレベーターの設置が完了している											
(ウ) 民間事業者に対する働きかけ															
都市施設(不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場)を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行なうなど、バリアフリーの推進を図ります。また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方沿った整備を進めるよう啓発していきます。	民間事業者に対する事前協議	都市計画局	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行なバリアフリー化の推進を図ります。												
			協議件数 611件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行なバリアフリー化の推進を図ります。	協議件数 507件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行なバリアフリー化の推進を図ります。									
			611件の協議を行なバリアフリー化の推進に努めた。	507件の協議を行なバリアフリー化の推進に努めた。											

施策の方向性	取組(事業)名称	担当 部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
			取組指標									
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)				
(エ)公園、駐車場等の改善												
公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図ります。	公園の出入口等の整備	建設局	公園の出入口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備を行う予定であったが、工事入札不調により整備されなかつた。	引き続き、公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。	公園の出入口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備について、令和元年度は2公園で整備した。	引き続き、公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。						
			公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の公園が多数点在している。		公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の公園が多数点在している。							
	車いす専用駐車場スペースの等の設置指導	都市計画局 都市計画課	「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。									
			協議件数 14件	引き続き「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。	協議件数 19件	引き続き「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。						
1-(2)移動円滑化の推進												
(ア)移動手段の整備												
障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します	都市計画局 エリマネ担当	高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上	高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上									
			基本構想策定25地区 特定事業計画の主な整備状況 公共交通特定事業: エレベーター等 駅の段差解消 100% 誘導ブロック内方線等 ホームの安全対策 100%	積極的な取り組みを特定事業者に促していく	基本構想策定25地区 特定事業計画の主な整備状況 公共交通特定事業: エレベーター等 駅の段差解消 100% 誘導ブロック内方線等 ホームの安全対策 100%	積極的な取り組みを特定事業者に促していく。						
			車いす対応トイレの設置 98.4%		車いす対応トイレの設置 98.4%							
			道路特定事業: 主要な経路への誘導用ブロック敷設等 87.3%		道路特定事業: 主要な経路への誘導用ブロック敷設等 88.8%							
			交通安全特定事業: 主要な交差点への音響信号機の設置 100%		交通安全特定事業: 主要な交差点への音響信号機の設置 100%							
基本構想策定後、一定のバリアフリー化が図られてきたが、すべての項目において100%の整備を行う必要がある												

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性						
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度		
				取組指標						
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	
(イ)市営交通の事業の引継ぎ										
市営交通としての事業は引き継ぐことになりますが、大阪市がこれまで果たしてきた役割や取組みを踏まえ、事業の引継ぎ後についても安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。	大阪市高速電気軌道整備事業費補助	都市交通局		障がい者や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全・安心の確保を目的として、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が行う駅施設の大規模改良事業(エレベーター整備、エスカレーター整備、多機能トイレ整備、可動式ホーム柵整備)等に対して、国と協調して補助金を交付し整備を促進する。	【H30年度補助実績】 ・エレベーター整備:9駅(完了:1駅、継続:8駅) ・エスカレーター整備:2駅(完了:1駅、継続:1駅) ・多機能トイレ整備:1駅(継続:1駅) ・可動式ホーム柵整備:2駅(継続:2駅) また、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が、2018年7月に策定した「Osaka Metro Group 2018～2024年度 中期経営計画」において、鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化をよりいっそう推進して取り組むことが示された。	引き続き安全対策・バリアフリー化等の整備の促進のために助成を行う。	【2019年度補助実績】 ・エレベーター整備:11駅(継続:11駅) ・エスカレーター整備:1駅(完了:1駅) ・多機能トイレ整備:1駅(継続:1駅) ・可動式ホーム柵整備:御堂筋線、他4駅(完了:2駅、継続:御堂筋線、他2駅) また、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が、2019年4月に策定した「Osaka Metro Group 2018～2025年度 中期経営計画」において、鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化をよりいっそう推進して取り組むことが示された。	引き続き安全対策・バリアフリー化等の整備の促進のために助成を行う。		
				大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が策定した中期経営計画に沿って、着実に鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化が図られた。						
大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置します。大阪市としてもオブザーバーとして参画し、市民・お客さまの声の共有や施策に関する意見交換等を行います。	バスネットワーク連絡調整会議(バス運行に関する協議体)	都市交通局		バスネットワーク連絡調整会議(バス運行に関する協議体)で、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていく。	バス車両については、大阪シティバス株式会社に引き継ぐ以前から、全車両ノンステップ化が完了している。 また、同社が平成30年度に購入したバス車両は、全てノンステップバスであることを確認している。	引き続き安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかける。	バス車両については、大阪シティバス株式会社に引き継ぐ以前から、全車両ノンステップ化が完了している。 (令和元年度バス車両購入実績なし)	引き続き安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかける。		
				全車両がノンステップ車である。						
大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置します。大阪市としてもオブザーバーとして参画し、市民・お客さまの声の共有や施策に関する意見交換等を行います。	大阪市会・Osaka Metro・大阪シティバス連絡会議	都市交通局		連絡会議の開催						
				市民・利用者の声の共有や、施策に関する情報共有、意見交換等を行った。 (開催実績) 平成30年7月23日 第1回開催 平成31年2月15日 第2回開催	引き続き、今後も連絡会議にオブザーバーとして参画していく。		市民・利用者の声の共有や、施策に関する情報共有、意見交換等を行った。 (開催実績) 令和元年8月2日 第3回開催	引き続き、今後も連絡会議にオブザーバーとして参画していく。		
				民営化により、市民の意見が伝わらないのではないかとの懸念に対し、引き続き、会社の事業の説明及び市民の代表である議会との意見交換をしていく必要がある。						

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性							
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度			
				取組指標							
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)			
(ウ)民間事業者に対する働きかけ											
「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。	鉄道駅舎エレベーター等設置助成	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	1日平均利用者数が3,000人以上の駅舎等について、段差解消(バリアフリールートのワンルート確保)のためのエレベーター等の整備に対して補助を実施。 京阪 北浜駅 エレベーター1基 南海 粉浜駅 エレベーター1基 JR 東部市場前駅 エレベーター1基	引き続き実施していく。	1日平均利用者数が3,000人以上の駅舎等について、段差解消(バリアフリールートのワンルート確保)のためのエレベーター等の整備に対して補助を実施。 H31EV設置なし	引き続き実施していく。				
民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこから、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。	国への要望事業者への働きかけ 国への要望	都市計画局	エリマネ	大阪府内の他の市町村や大阪府と連携し、国に対して、駅無人化対策に関する要望を提出。 鉄道事業者に対し、安易に無人駅を拡大させるとのないよう要請。 障がい者が駅を利用する際に負担の大きい無人駅が残っていることから、引き続き取り組みを進めいく必要がある。							
(エ)歩行空間の改善											
重点整備地区内の主要な経路(特定経路)、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、あわせて歩道の設置や拡幅を行います。	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	建設局	重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 H30年度:実績なし 進捗率:87%(~H30年度)	重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 H30年度:実績なし 進捗率:87%(~H30年度)	【計画】 ①重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 ②視覚障がい者誘導用ブロックの設置が困難な箇所について、代替経路を検討する。 【実行】 ①R元年度:0.1km、進捗率:87%(~R元年度) ②代替経路を抽出した。	重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 H30年度:実績なし 進捗率:87%(~H30年度)	【計画】 ①重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 ②視覚障がい者誘導用ブロックの設置が困難な箇所について、代替経路を検討する。 【実行】 ①②R元年度:0.1km、進捗率:87%(~R元年度) ②代替経路を抽出した。	重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 H30年度:実績なし 進捗率:87%(~H30年度)	重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 H30年度:実績なし 進捗率:87%(~H30年度)		
交差点における歩道の段差切り下げ、勾配修正については、先進事例も参考しながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。	歩道整備、歩道の段差切り下げの改善	建設局		歩道整備、歩道の段差・勾配の解消	歩道を新設・改良する際に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準)」を満たす段差・勾配とする。 H30年度:0.28km(歩道新設)	歩道整備の方針を策定し、方針に基づき整備を行う。	【計画】 ①歩道整備を進める。 ②歩道を新設・改良する際に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準)」を満たす段差・勾配とする。 【実行】 ①②R元年度:0.7km(歩道新設)	歩道整備の方針を策定し、方針に基づき整備を行う。	歩道整備の方針を策定し、方針に基づき整備を行う。	歩道整備の方針を策定し、方針に基づき整備を行う。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	
違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。	放置自転車対策	建設局		<p>放置自転車の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の整備 増設等 11か所 累計 163駅 ・放置禁止区域指定駅 累計 146駅 ・啓発指導員(サイクルソポーター)の配置 総数 49駅 ・区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「Do! プラン」の実施 総数 24区 <p>放置自転車は減っているものの、継続した取組の実施が必要。</p>	引き続き、自転車駐車場の整備、啓発及び放置自転車の撤去等の対策に取り組んでいく。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の整備 増設等 11か所 累計 163駅 ・放置禁止区域指定駅 累計 146駅 ・啓発指導員(サイクルソポーター)の配置 総数 42駅 ・区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「Do! プラン」の実施 総数 24区 <p>放置自転車は減っているものの、継続した取組の実施が必要。</p>	引き続き、自転車駐車場の整備、啓発及び放置自転車の撤去等の対策に取り組んでいく。		
(才)自家用車利用に対する支援									
障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。	障がい者駐車場割引制度	建設局		市立駐車場21か所					
				<p>障がい者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し、一時駐車料金の5割引きを実施(但し、長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可)</p> <p>特になし</p>	引き続き適切な駐車場管理運営に努め、都市交通の円滑化を実現し、都市機能の増進を図る	<p>障がい者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し、一時駐車料金の5割引きを実施(但し、長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可)</p> <p>特になし</p>	引き続き適切な駐車場管理運営に努め、都市交通の円滑化を実現し、都市機能の増進を図る		
(カ)バリアフリー施設の情報発信									
市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。	大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web【再計】	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	「ひとにやさしいまちづくり」の推進。					
				<p>「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。</p> <p>0</p>	引き続き実施する。	<p>「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。</p> <p>0</p>	障がいのある人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性														
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度										
				取組指標														
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)										
1-(3)暮らしの場の確保																		
(ア)市営住宅の改善等																		
市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。	市営住宅	都市整備局		中層住宅のエレベーター設置 2018年度実績 11棟	「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。	中層住宅のエレベーター設置 2019年度実績 2棟	引き続き「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。											
				新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計にかかわる指針」及び「大阪市ひどいやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。	特定(福祉)目的住宅の入居枠の確保 <平成30年度実施状況> ひとり親 225戸 障がい者 215戸 障がい者ケア付 5戸 車いす常用者ケア付5戸 高齢者 160戸 高齢者ケア付 34戸	関係局と調整し、適正な住戸の提供を行っていく。	特定(福祉)目的住宅の入居枠の確保 <令和元年度実施状況> ひとり親 225戸 障がい者 215戸 障がい者ケア付 5戸 車いす常用者ケア付4戸 高齢者 160戸 高齢者ケア付 32戸	関係局と調整し、適正な住戸の提供を行っていく。										
特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申し込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、當時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。				車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 2018年度末実績 429戸	「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部、屋外空間等のバリアフリー化を進め、安全・安心に生活できる水準を確保する。	車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 2019年度末実績 429戸	引き続き「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部、屋外空間等のバリアフリー化を進め、安全・安心に生活できる水準を確保する。											

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性												
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度								
				取組指標												
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)								
(イ)グループホームの設置促進																
グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度(新築)を活用した設置促進に努めます。	グループホーム整備助成	福祉局 障がい支援課	池田係長													
				<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげよう支援していく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 								
また、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する大阪市の整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。				<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を希望する開所希望の法人について、うまく手続きにつなげている。引き続き年度内開所に向かって支援していく。 												
				<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を希望する開所希望の法人について、うまく手続きにつなげている。・引き続き年度内開所に向かって支援していく。 												
都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能なマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めています。	都市整備局															
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">42戸</td><td style="width: 25%;">関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。</td><td style="width: 25%;">44戸</td><td style="width: 25%;">関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。</td></tr> </table>						42戸	関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。	44戸	関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。			
42戸	関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。	44戸	関係局よりの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行っていく。													
また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合性を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めていきます。	グループホームの市営住宅活用	福祉局 障がい支援課	池田係長													
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。</td><td style="width: 25%;">・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。</td><td style="width: 25%;">・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。</td><td style="width: 25%;">・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。</td></tr> </table>						・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。	・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。	・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。			
・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。	・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。	・市営住宅の希望があれば随時受付し、その都度使用可能か確認している。	・引き続き希望があれば使用可能か確認し開所に繋げる。													
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">・法人が希望する市営住宅の空きがない。</td><td style="width: 25%;">・法人が希望する市営住宅の空きがない。</td><td style="width: 25%;">・法人が希望する市営住宅の空きがない。</td><td style="width: 25%;">・法人が希望する市営住宅の空きがない。</td></tr> </table>						・法人が希望する市営住宅の空きがない。	・法人が希望する市営住宅の空きがない。	・法人が希望する市営住宅の空きがない。	・法人が希望する市営住宅の空きがない。			
・法人が希望する市営住宅の空きがない。	・法人が希望する市営住宅の空きがない。	・法人が希望する市営住宅の空きがない。	・法人が希望する市営住宅の空きがない。													

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)				
スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めています。	障がい者支援施設に対する消防設備の設置	消防局		消防法令等による設置基準に基づき消防設備を設置									
				新規設置数 4施設 【障害者支援施設(令別表第1の6項口(5))】	設置基準に基づき、設備を確実に設置させる。	新規設置数 7施設 【障害者支援施設(令別表第一の6項口(5))】	設置基準に基づき、設備を確実に設置させる。						
	グループホーム整備助成	福祉局 障がい 支援課	池田係長	特になし	特になし	特になし	特になし						
				・スプリンクラーの設置補助 平成30年度は9か所に設置済。	・スプリンクラーの設置を希望する法人への意向調査を行い、設置につなげるよう支援していく。	・スプリンクラーの設置補助 令和元年度は4か所に設置済。	・スプリンクラーの設置を希望する法人への意向調査を行い、設置につなげるよう支援していく。						
グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舎」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めています。	グループホーム整備助成	福祉局 障がい 支援課	池田係長										
				・既存のグループホームへのスプリンクラーの設置は、国庫補助となるため臨機応変な対応ができない。	・運営継続・新設の事業者が適切な運用を行えるよう引き続き実施していく。	・運営継続・新設の事業者が適切な運用を行えるよう引き続き実施していく。	・運営継続・新設の事業者が適切な運用を行えるよう引き続き実施していく。						
	グループホーム整備助成	福祉局 障がい 支援課	池田係長	・「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。	・「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。	・「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。	・「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。						
(ウ)民間住宅の確保													
住宅入居等支援事業	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	住宅入居等支援事業実施か所数 33か所										
			賃貸契約による一般住宅への入居に当たり支援を必要とする障がい者等に対し、区障がい者基幹相談支援センターと地域活動支援センター(生活支援型)が、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う。 ・支援件数 32件	今後も障がい者の地域生活を継続できるよう支援していく。	賃貸契約による一般住宅への入居に当たり支援を必要とする障がい者等に対し、区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター(生活支援型)の33か所において、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う。 ・支援件数 37件	今後も障がい者の地域生活を継続できるよう支援していく。							
			相談支援機関が関わることで、家主等や地域住民からの理解を得ることができている。		相談支援機関が関わることで、家主等や地域住民からの理解を得ることができている。								
(エ)民間住宅のバリアフリー化の促進													
「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の建替建設費補助制度を活用して建設する民間集合住宅について、一部のエリアで住戸内のバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。	都市整備局				住戸内のバリアフリー化を義務付けた建替建設費補助制度を実施 2018年度実績 8件								
					住戸内のバリアフリー化を義務付けた建替建設費補助制度を実施 2019年度実績 5件		一						

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)				
民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉まちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化についての検討を進めます。	民間事業者に対する事前協議	都市計画局		「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。									
				第5章 1-(1)-(ウ) 民間事業者に対する事前協議と同じ うち共同住宅協議件数 192件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。	第5章 1-(1)-(ウ) 民間事業者に対する事前協議と同じ うち共同住宅協議件数 175件	引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。						
	ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用	福祉局 障がい 福祉課	各務係長	192件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めました。	ひとにやさしいまちづくりの推進		ひとにやさしいまちづくりの推進						
				・ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「大阪府福祉まちづくり条例」などの動向も注視し、対象規模の検討を進める。	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るために引き続き、要綱の運用及び整備対象の検討を進める。	・ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「大阪府福祉まちづくり条例」などの動向も注視し、対象規模の検討を進める。	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るために引き続き、要綱の運用及び整備対象の検討を進める。						
				ひとにやさしいまちづくりの推進									
すべての市民が自らの問題をして積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。	福祉局 障がい 福祉課	各務係長		・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 ・大阪市内公共の施設のバリアフリー情報Web ・大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度(パークィングバーミット)の周知	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るために引き続き実施する。	・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 ・大阪市内公共の施設のバリアフリー情報Web ・大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度(パークィングバーミット)の周知	ひとにやさしいまちづくりの推進を図るために引き続						
				ひとにやさしいまちづくりの推進									
				ひとにやさしいまちづくりの推進									
				ひとにやさしいまちづくりの推進									
				ひとにやさしいまちづくりの推進									
(オ)住宅に関する情報提供													
大阪市立住まいセンターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。	都市整備局			住まいに関する一般相談・情報提供 実績:46,787件									
				住まいに関する一般相談・情報提供 実績:39,797件									
				特になし									
住宅改造に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。	補装具・福祉機器普及事業における住宅改造相談 (再計)	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター		障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。									
				住宅改造に関する相談 相談件数:76件	障がいのある方の自立支援・QOLの向上と介護者の負担軽減のために今後も実施していく。	住宅改造に関する相談 相談件数:67件	障がいのある方の自立支援・QOLの向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく。						
				難病による重度障がいのある人など、障がいが重度化してから相談を受ける場合があり、住宅改造ではなく、補装具や福祉機器の利用による対処方法で問題解決を図っている状況にある。	主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改造よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。								

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性								
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度				
				取組指標								
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)			
2-1)防災・防犯対策の充実												
(ア)防災対策の強化												
「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るために、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。	社会福祉施設等	消防局		警防計画作成基準に基づき作成し、万全な警防体制の確保に努める。								
				警防計画樹立対象物:0件	該当する新設対象物に対して、確実に計画を樹立させ、出場体制の確保に努める。	警防計画樹立対象物:新規0件(計20件)	引き続き、警防計画作成基準に基づき警防計画を作成し、万全な警防体制に努める。					
				対象物内にテナントとして施設がある対象物がほとんどであり、単体での施設は数少ないため、警防計画樹立の基準に達していない。	新規も踏まえ、既存の警防計画について、定期確認を実施。							
				年間立入検査計画に基づき立入検査を実施								
				年間立入検査計画に基づいて立入検査を実施した。 検査実施数:874回	年間立入検査計画に基づき立入検査を実施するとともに、関係部局との連携を図っていく。	年間立入検査計画に基づいて立入検査を実施した。 検査実施数:910回	年間立入検査計画に基づき立入検査を実施するとともに、関係部局との連携を図っていく。					
	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	危機管理室		消防法令に基づき自衛消防訓練を実施								
				消防法令に基づき自衛消防訓練を実施した。 自衛消防訓練実施数:588回	消防訓練及び避難訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、訓練が実施できない施設に対して指導を行う。	消防法令に基づき自衛消防訓練を実施した。 自衛消防訓練実施数:1,424回	消防訓練及び避難訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、訓練が実施できない施設に対して指導を行う。					
				施設が消防訓練及び避難訓練を定期的に実施することが必要。								
				「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進								
				・大阪北部地震をうけ「家具転倒防止リーフレット」を作成し、住宅の防災対策の強化を図るなど、「大阪市避難行動要支援者支援計画(全体計画)」に基づき、取組を実施している。	引き続き実施	・昨年度に引き続き、「家具転倒防止リーフレット」を配布し、住宅の防災対策の強化を図るなど、「大阪市避難行動要支援者支援計画(全体計画)」に基づき、取組を実施している。	引き続き実施					
				・引き続き、日々の課題を踏まながら、「大阪市避難行動要支援者支援計画(全体計画)」に基づき取組を実施していく。								

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性										
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度						
				取組指標										
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)				
(イ) 災害時・緊急時の対応策の充実														
地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	危機管理室		'大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)'に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進										
災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。	避難誘導システム設置施設	消防局		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の訓練における安否確認や避難訓練などに対し、地域防災力向上アドバイザーの派遣など支援を実施している。 ・引き続き、地域において取組避難支援等について支援する。 		引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の訓練における安否確認や避難訓練などに対し、地域防災力向上アドバイザーの派遣など支援を実施している。 		引き続き実施					
				設置基準に該当した新規使用開始対象物に対して設置を指導する。										
大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが重要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や避難支援プラン(個別計画)の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	危機管理室		<p>新規設置施設 5件 (平成30年度末 合計92対象物)</p> <p>特になし</p>		使用開始防火対象物に対して継続設置	<p>新規設置数 5件 (令和元年度末 合計97対象物)</p> <p>特になし</p>		使用開始防火対象物に対して継続設置					
				'大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)'に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進										
また、様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。		危機管理室		<ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者への提供をすすめている。 ・引き続き、避難支援等関係者への名簿の提供をすすめるとともに、災害における地域の取り組みについて支援を行う。 		引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者への提供をすすめている。 ・引き続き、避難支援等関係者への名簿の提供をすすめるとともに、災害における地域の取り組みについて支援を行う。 		引き続き実施					
				'大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)'に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進										

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	危機管理室		「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
・避難行動要支援者の、安否確認体制等についての検討を行っている。 避難行動要支援者の安否確認について、迅速かつ効果的に行えるよう、手順等について引き続き検討を行う。				引き続き実施	・避難行動要支援者の、安否確認体制等についての検討を行っている。 避難行動要支援者の安否確認について、迅速かつ効果的に行えるよう、手順等について引き続き検討を行う。		引き続き実施		
「大阪市避難行動要支援者避難計画(全体計画)」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。		危機管理室		「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
・避難に必要な情報について、防災スピーカー、おおさか防災ネット、市HP、要配慮者利用施設へのメール等の情報伝達体制の多様化を図っている。 引き続き、適切な情報提供を行えるよう、情報伝達体制の多様化など充実に取り組む。				引き続き実施	・避難に必要な情報について、防災スピーカー、おおさか防災ネット、市HP、要配慮者利用施設へのメール等の情報伝達体制の多様化を図っている。 ・引き続き、適切な情報提供を行えるよう、情報伝達体制の多様化など充実に取り組む。		引き続き実施		
加えて、福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。		危機管理室		「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
・災害時における福祉避難所で必要となる物資の確保について、協定等により行うこととしている。 ・福祉避難所となる施設において、必要物資の備蓄に努めていただくよう周知を行っている。 福祉避難所の開設・運営に必要な物資の確保が迅速に行えるよう取り組む。				引き続き実施	・災害時における福祉避難所で必要となる物資の確保について、協定等により行うこととしている。 ・福祉避難所となる施設において、必要物資の備蓄に努めていただくよう周知を行っている。 ・福祉避難所の開設・運営に必要な物資の確保が迅速に行えるよう取り組む。		引き続き実施		
障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受け入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。		危機管理室		「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進					
・「福祉避難所」の確保に努めている。 ・協定締結施設数:331施設 「福祉避難所」の一層の確保に向けて、関係団体と連携して検討を行う。				引き続き実施	・「福祉避難所」の確保に努めている。 ・協定締結施設数:344施設 ・「福祉避難所」の一層の確保に向けて、関係団体と連携して検討を行う。		引き続き実施		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性											
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度							
				取組指標											
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)					
				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)				
また、地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	危機管理室		「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進											
				・地域における防災訓練において、福祉避難所への搬送訓練等を取り入れている。また、福祉避難所の開設・運営訓練を実施してきている。	引き続き実施	・地域における防災訓練において、福祉避難所への搬送訓練等を取り入れている。また、福祉避難所の開設・運営訓練を実施してきている。	引き続き実施								
福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難計画(全体計画)」に基づき取組を進めます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	危機管理室		「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進											
				・搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を行うなど、「大阪市避難行動要支援者避難計画(全体計画)」に基づき取り組みを行ってきている。	引き続き実施	・搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を行うなど、「大阪市避難行動要支援者避難計画(全体計画)」に基づき取り組みを行ってきている。	引き続き実施								
				引き続き、搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等に取り組むなど、計画に基づく取り組みを着実に実施する。		・引き続き、搬送訓練や福祉避難所開設・運営訓練等に取り組むなど、計画に基づく取り組みを着実に実施する。									
(ウ)防犯対策の強化															
障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の事情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。	地域の安全見守り活動	市民局 地域安全担当		見守りカメラを平成28～30年度に1,000台設置し、維持管理していく。 全区役所による青色防犯パトロール活動											
				・見守りカメラを平成28～30年度に1,000台設置した。 ・全区役所で青色防犯パトロール活動を通年実施した。	・見守りカメラを適正に維持管理していく。 ・全区役所による青色防犯パトロールを引き継ぎ実施していく。	・見守りカメラ1,000台の維持管理を行った。 ・全区役所による青色防犯パトロール活動を通年実施した。	・引き続き見守りカメラ1,000台の維持管理を行つていく。 ・全区役所による青色防犯パトロールを引き継ぎ実施していく。								
近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。	地域での見守りネットワーク活動促進事業	市民局 消費者センター		アンケートにおいて、「今後、団体等として、地域での消費者被害防止活動に取り組む」と答えた団体等の割合:成果目標85%以上											
				市職員を講師として派遣し、高齢者の支援者団体等に消費者被害の防止と回復を支援する見守り活動に役立つ「見守り講座」を実施し、地域の高齢者を見守るネットワーク活動を促進し、高齢者の消費者被害の防止と解決を図る。 ・講座の開催数:20回 ・参加人数:793人 ・上記指標について、成果:95.0%	今後、実際に団体等が消費者被害防止活動を行っていくよう、講座の案内や周知チラシ、啓発DVDを配布するなどの支援を行う。	市職員を講師として派遣し、高齢者の支援者団体等に消費者被害の防止と回復を支援する見守り活動に役立つ「見守り講座」を実施し、地域の高齢者を見守るネットワーク活動を促進し、高齢者の消費者被害の防止と解決を図る。 ・講座の開催数:11回 ・参加人数:488人 ・上記指標について、成果:100.0%	今後、実際に団体等が消費者被害防止活動を行っていくよう、講座の案内や周知チラシ、啓発DVDを配布するなどの支援を行う。								
				講座を実施した団体等に対して、具体的な活動方法について、引き続き情報提供を行っていく必要がある。		講座を実施した団体等に対して、具体的な活動方法について、引き続き情報提供を行っていく必要がある。									

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障がいのある人に対し、地域の実情や障がいの状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。	消費者センター 地域講座・見学講座	市民局 消費者センター		<p>アンケートにおいて、「悪質事業者の手口や拒否方法等消費者トラブル(特殊詐欺含む)に関する知識を習得することができ、実践できるようになった」と答えた割合:成果目標90%以上</p> <p>地域に無料で講師を派遣し、よくある消費者トラブルの実例をあげて、訪問勧誘の弊退法やクーリング・オフの書面作成方法などを解説する地域講座・見学講座を開催。 ・講座の開催数:58回 ・参加人数:2,522人 ・上記指標について、成果:85.6%</p> <p>消費者トラブルの防止に一定の効果があつたが、未開催の区もあつたため、より一層広く周知を図り、注意喚起や消費者教育に努める必要がある。</p>	成果目標90%以上を達成するため、ロールプレイング等の受講者参加型を積極的に取り入れ、より実践的で効果的な講座を実施する。	地域に無料で講師を派遣し、よくある消費者トラブルの実例をあげて、訪問勧誘の弊退法やクーリング・オフの書面作成方法などを解説する地域講座・見学講座を開催。 ・講座の開催数:56回 ・参加人数:2,207人 ・上記指標について、成果:96.3 %	成果目標90%以上を達成するため、ロールプレイング等の受講者参加型を積極的に取り入れ、より実践的で効果的な講座を実施する。		

平成30年度からの障がい者支援計画実施状況

第6章 地域で安心して暮らすために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性														
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度										
				取組指標														
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)									
課題(C:評価)				課題(C:評価)		課題(C:評価)		課題(C:評価)										
1-(1)総合的な保健、医療施策の充実																		
(ア) 障がいのある人の健康管理の推進																		
障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。	心身障がい者リハビリテーションセンターにおける健康診査事業	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	診療所	在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかる。														
				在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などをを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査事業を実施している。 (平成30年度実施件数:518件)	二次的機能障がいの予防と病気の早期発見を目的とした障がい者健康診査事業を継続し、健康管理の増進に努める。	在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などをを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査事業を実施している。 (令和元年度実施件数:513件)	二次的機能障がいの予防と病気の早期発見を目的とした障がい者健康診査事業を継続し、健康管理の増進に努める。	障がいのある人にとって、二次的機能障害は生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、啓発に努めるとともに受け入れ体制の充実を図る必要がある。										
(イ) 受診機会の保障																		
大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	健康局 健康施策課		地域の協力医療機関の確保 350か所(平成28年度～令和2年度の5年間) 地域のかかりつけ医の紹介 190名(平成28年度～令和2年度の5年間)														
				地域の協力医療機関の確保 260か所(平成28年度～平成30年度) 地域のかかりつけ医の紹介 39名(平成28年度～平成30年度)	・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない眼科・耳鼻咽喉科を確保する ・成人で高度専門病院を主治医としている登録者へのアプローチ	地域の協力医療機関の確保 277か所(平成28年度～令和元年度) 地域のかかりつけ医の紹介 51名(平成28年度～令和元年度)	・地域偏在を解消し、登録数の比較的少ない泌尿器科・婦人科を積極的に確保する ・協力医療機関については、地域や診療科の偏在がある ・地域のかかりつけ医の必要性について、20歳未満の重症児は出生時の医療機関とのかかりつけが深いため、あまり感じていない	障がいに関するマークなど、障がいの理解啓発にかかる働きかけについて、大阪府などの関係先と連携しながら、引き続き啓発に取組む必要がある。										
医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。	福祉局 障がい福祉課	各務係長	H30.9月、大阪府医ニュースにて、ヘルプマークの啓発を行う。(大阪府)															

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
配慮や支援をする障がいのある人が入院した場合の介護ニーズについて、入院中の医療機関における重度訪問介護利用できる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。	重度訪問介護事業	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートを利用していた方で、対象者となった方は、重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになり、入院時コミュニケーションサポート事業の利用者数が減少した。									
				重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対して、入院中の医療機関においても、利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行なう。		重度訪問介護を利用している方が、安心して入院治療ができるよう、十分な対応が可能となるよう働きかけの取り組みを行う。		重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対して、入院中の医療機関においても、利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行う。					
				重度訪問介護を利用している方でも区分6以上の方となっているため、対象者が限られている。									
				重度訪問介護を利用している方でも区分6以上の方となっているため、対象者が限られている。									
障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。	障がい児(者)歯科診療事業	福祉局 障がい 福祉課	山田係長	障がい者の歯科診療の機会を確保し、障がい者の歯科保健の向上、健康保持増進を図る。(診療件数3,170件)									
				地域の歯科診療機関において治療が困難な障がい児者の診療機会の確保に向けて引き続き事業継続が必要である。		障がい者の歯科診療の機会を確保し、障がい者の歯科保健の向上、健康保持増進を図る。(診療件数3,178件)		地域の歯科診療機関において治療が困難な障がい児者の診療機会の確保に向けて引き続き事業継続が必要である。					
				特別な設備や障がいに関する専門知識を有する介助者を必要とするなど診療の困難性や採算上の問題により、一般開業医での対応が困難な状況にある。									
				重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の向上を図る。									
障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、大阪府に対して障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対して医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。	重度障がい者医療費助成	福祉局 保険年 金課		【医療分】 対象者数 34,050人 受診件数 1,025,215件		大阪府に対して対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対して医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望する。		【医療分】 対象者数 45,028人 受診件数 1,455,622件					
				大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。									
				大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。									
				大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。									

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)	課題(C:評価)	今後の方向性(A:改善)
コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。	重度訪問介護事業【再計】	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	(30年度計画見込み)月あたり 1,923人、258,436時間 (31年度計画見込み)月あたり 1,989人、264,832時間					
				(事業内容) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,821人、255,203時間 ※29年度実績:月あたり 2,147人、248,548時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。	(事業内容) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,643人、256,913時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。		
重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業	重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	重度障がい者入院時コミュニケーションサポートを利用していた方で、対象者となった方は、重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになり、入院時コミュニケーションサポート事業の利用者数が減少した。					
				(事業内容) 介護者がいない者で意思疎通が困難な障がい者等が医療機関に入院する場合に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る。 (平成30年度実績) 延べ3名	障がいのある方の受診機会を保証し、安心して入院治療ができるよう、事業を継続する。	(事業内容) 介護者がいない者で意思疎通が困難な障がい者等が医療機関に入院する場合に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る。 (平成31年度実績) 延べ5名	障がいのある方の受診機会を保証し、安心して入院治療ができるよう、事業を継続する。		
				重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになったため、当事業の利用者は減少したものの、重度訪問介護の対象者以外の方が、入院時の意思疎通支援を必要する場合は当事業を利用する必要があるため、今後においても対象者からのニーズは高い。		重度訪問介護を利用して、入院時の意思疎通の支援を受けられるようになったため、当事業の利用者は減少したものの、重度訪問介護の対象者以外の方が、入院時の意思疎通支援を必要する場合は当事業を利用する必要があるため、今後においても対象者からのニーズは高い。			
重症心身障がい児(者)が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受け入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業)	福祉局 障がい 支援課	古藤係長 大谷係長	平成31年度から重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業において、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施。					
				医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るために、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	平成31年度から、重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業の研修で医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施する。	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るために、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。	引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行う。		
自立支援医療給付(更生医療)	自立支援医療給付(更生医療)	福祉局 障がい 支援課	新家係長	(更生医療) 障がい者が日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 H30年度実施状況:6,620件					
				(更生医療) 障がい者が日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 令和元年度実施状況 6,795件	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。	(更生医療) 障がい者が日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 令和元年度実施状況 6,795件	引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。		

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	
				課題(C:評価)	(A:改善)	課題(C:評価)	(A:改善)	課題(C:評価)	(A:改善)
	自立支援医療給付 (精神通院医療)	健康局こころの健康センター		(精神通院医療) 自立支援医療(精神通院医療)を助成することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。 H30年度実施状況:63,167件					
				引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。		(精神通院医療) 自立支援医療(精神通院医療)を助成することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。 H31年度実施状況:66,740件		引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。	
	自立支援医療(育成医療)	健康局保健所管理課		(育成医療) 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を助成する。 実人員:204人					
				引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。		(育成医療) 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を助成する。 実人員:243人		引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。	

1-(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

(ア) 地域におけるリハビリテーション体制の整備														
障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していくよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。		福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課	大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。										
				・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るために、関係機関職員研修会を実施する。										
				障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。										
心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。		福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課	大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。										
				・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るために、関係機関職員研修会を実施する。										
				障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。										

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
				課題(C:評価)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。	障がい者スポーツセンター	福祉局 障がい 福祉課 (施設G)	安田係長	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。									
				スポーツに関する医学的な相談及びスポーツやリハビリテーションに関する悩みや運動方法など、利用者がスポーツ活動を行う上での様々な相談事業を実施。		今後も引き続き、利用者がスポーツ活動を行う上での医事相談等を行う。		スポーツに関する医学的な相談及びスポーツやリハビリテーションに関する悩みや運動方法など、利用者がスポーツ活動を行う上での様々な相談事業を実施。					
				相談件数:145件		相談件数:131件							
				(イ)中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実									
				大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。									
中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るために訓練ができるような支援体制の整備に努めます。	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課		・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るために、関係機関職員研修会を実施する。		今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。		・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るために、関係機関職員研修会を実施する。		今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。			
				障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。									
				(ウ)地域における医療連携体制の構築									
				医療・病床懇話会 2回 在宅医療懇話会 1回 病院連絡会(大阪市二次医療圏の全病院が参画) 2回 保健医療協議会 5回									
				医療機関・病棟ごとの診療実態の分析を行い、病床の実態を明らかにし、将来のあるべき姿の指標を設定した。また、公民分け隔てなく地域の課題を共有するために、全病院が参画する病院連絡会を新設し、議論を行った。 医療・病床懇話会 2回 在宅医療懇話会 1回 病院連絡会(大阪市二次医療圏の全病院が参画) 2回 保健医療協議会 5回									
2025年に必要な病床機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)を確保していくために、病床機能のあり方を検討していくとともに、各病床機能の分化と連携し、効率的な質の高い医療体制を構築していきます。	大阪市病床機能懇話会、大阪市在宅医療懇話会等	健康局 健康施策課		将来のあるべき姿の指標を設定する。 病院関係者と認識の共有を図る		地域医療構想の実現に向けたさらなる取組が必要		地域医療構想の実現に向けたさらなる取組が必要					
				将来のあるべき姿に向けて、自動的な取組みを進めるため、病院関係者と今後も認識の共有を図っていく必要がある。									

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
(エ)医療的ケアの体制整備													
障がい福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業)	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所の充実を図るために、事業所研修等を実施して地域生活支援の基盤づくりを行う。									
特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等医療型短期入所事業)	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るために、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。									
				平成31年度からは、これまでの医療的ケアに係る基礎的な研修に加え、応用研修を実施する。		医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るために、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行うことにより、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の基盤づくりを行う。		引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成した人材の確保と事業所等への配置を目的とした取り組みを行う。					
				平成30年度 114人修了		令和元年度 (基礎研修)123人修了 (応用研修①)50人 (応用研修②)39人修了							
医療的ケアを必要とする障がいのある人が地域の身近なところでサービスを利用できる、障害福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できる報酬単価なるよう国に要望しています。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施									
				重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。		医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。		重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようになる。					
				6医療機関で実施 延335件、2,327日利用		6医療機関で実施 延396件、2,736日利用		医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。					
医療的ケアを必要とする障がいのあることが地域において必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めます。	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議の設置	福祉局 障がい 支援課	大谷係長 古藤係長	医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。									
				医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。		医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。		医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。					
				二十一 大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議等で国に要望する。		二十一 大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議等で国に要望する。							
医療的ケアを必要とする障がいのある人が地域の身近なところでサービスを利用できる、障害福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できる報酬単価なるよう国に要望しています。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業	福祉局 障がい 支援課	大谷係長	医療的ケア児支援に關わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。									
				医療的ケア児とその家族を地域で支えるために、大阪市における医療的ケア児の支援に關わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関と地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。		医療的ケア児支援に關わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることで、医療的ケア児の切れ目ない支援の実現を目指す。		各関係機関が把握する「対象者」や「把握の契機」の共有を図ることで、支援の対象となる医療的ケア児を漏れなく把握する仕組みの構築を目指す。					
				平成30年度 平成31年3月29日開催		令和元年度 令和元年10月24日開催							
医療的ケアを必要とする障がいのあることが地域において必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めます。	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議の設置	福祉局 障がい 支援課	大谷係長 古藤係長	関係行政機関や関係する事業所等が利用者の立場に立ち、緊密に連携して対応することが求められている。									
				医療的ケア児支援に關わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることで、医療的ケア児の切れ目ない支援の実現を目指す。		保健・医療・福祉・教育等の施策分野ごとに地域の課題や対応策を共有する中で、各施策分野ごとに把握する対象児童が異なることが明らかとなつた。切れ目ない支援の実現には、行政が支援の対象となる医療的ケア児を包括的に把握する仕組みを確立できていないことが課題である。							

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性														
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度										
				取組指標														
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		今後の方向性(A:改善)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)										
1-(3)療育支援体制の整備																		
(ア)療育支援体制の充実																		
大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。	小児慢性特定疾病医療費	健康局 保健所	管理課	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾患有かっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。	引き続き、患児家庭の医療費の自己負担分の一部を助成する。	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾患有かっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。	引き続き、患児家庭の医療費の自己負担分の一部を助成する。											
				就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ実施する。														
発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。	発達障がい児専門養育機関 (再計)	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	診療所	就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ小児科で実施している。 (平成30年度実施件数:新規135件、再診411件、PT訓練65件、その他1,716件)	障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう関係機関等が連携して療育支援体制の充実に努める。	就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ小児科で実施している。 令和元年度実施件数:新規103件、再診260件、PT訓練28件、その他1,228件)	障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう関係機関等が連携して療育支援体制の充実に努める。											
				自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人 「早期発見でも広汎性発達障がいの診断がつかないから、早期発見を早期支援につなげるための取組み」	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人 「早期発見でも広汎性発達障がいの診断がつかないから、早期発見を早期支援につなげるための取組み」	児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。											

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
				取組指標					
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
<p>保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っていくよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組みができるよう支援します。</p>	障がい児等療育支援事業	福祉局 障がい 福祉課	和田係長	障がい児等療育支援事業所設置数 12か所					
				主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない在宅障がい児(者)及びその保護者に対する訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導及び障がい児の通う施設等の職員に対する療育技術の指導を行う。 設置数：12か所 訪問指導：延631件 外来指導：延3143件 施設指導：延296件	引き続き事業を継続する。	主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない在宅障がい児(者)及びその保護者に対する訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導及び障がい児の通う施設等の職員に対する療育技術の指導を行う。 設置数：12か所 訪問指導：延481件 外来指導：延2647件 施設指導：延293件	引き続き事業を継続する。		
	発達障がい者支援センターにおける親支援講座	福祉局 心身障 がい者リ ハビリ テーショ ンセン ター	相談課	継続的な支援の実施により、障がい受容を進め、適切な社会資源へ繋げることで、在宅の障がい児(者)の地域での円滑な生活に寄与している。		継続的な支援の実施により、障がい受容を進め、適切な社会資源へ繋げることで、在宅の障がい児(者)の地域での円滑な生活に寄与している。			
				地域サポートコーチを配置し、発達障がい児(者の家族に対し、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施。 親支援講座 220回 延2,639人	・今後も引き続き発達障がいへの親支援講座を実施するとともに、ニーズ把握を行ないながら、必要な研修・支援等を実施していく。	地域サポートコーチを配置し、発達障がい児(者の家族に対し、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施。 親支援講座 202回 延2,185人	・今後も引き続き発達障がいへの親支援講座を実施するとともに、ニーズ把握を行ないながら、必要な研修・支援等を実施していく。		
				・親支援講座では、応募者が少なく中止をしたものがあり、講座構成に工夫が必要である。		・親支援講座では、応募者が少なく中止をしたものがあり、講座構成に工夫が必要である。			
				(イ)連携の強化					
	発達障がい者支援センター連絡協議会	福祉局 心身障 がい者リ ハビリ テーショ ンセン ター	相談課	発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を行うため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 2回実施	各分野と連携し、情報共有、必要な支援等に関する検討を行うため、今後も実施していく。	発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を行うため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 1回実施	各分野と連携し、情報共有、必要な支援等に関する検討を行うため、今後も実施していく。		
				2回開催予定であったが、1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。					

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性									
				2018(平成30)年度		2019年度		2020年度					
				取組指標									
				取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)		取組内容・成果(P:計画・D:実行)					
1-(4)精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備				課題(C:評価)		今後の方向性(A:改善)		課題(C:評価)					
(ア)地域精神保健福祉相談体制の充実													
地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健センターと地域活動支援センター(生活支援型)などと連携強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応してけるよう、こころの健康センターが、助言・指導などの技術的支援を行います。	精神保健福祉訪問指導(再計)	健康局 こころの健康センター		精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、専門的な助言・指導									
				保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。(実人数1,729人、延人数4,446人)		本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。(実人数1,639人、延人数4,250人)		本市HPなどを利用した事業周知				
				安定した相談者数の確保			安定した相談者数の確保						
				地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応									
精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防(疾病そのものの予防)、二次予防(早期治療に加えて症状の悪化や再発の防止)の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。	こころの健康センターにおける相談支援(再計)	健康局 こころの健康センター		こころの悩み電話相談(3,104件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(788件) 自死遺族相談【電話・面接】(96件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(532件) でかけるチーム精神保健相談(延66件)		本市HPなどを利用した事業周知	こころの悩み電話相談(3,516件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(668件) 自死遺族相談【電話・面接】(140件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(527件) でかけるチーム精神保健相談(延61件)		本市HPなどを利用した事業周知				
				安定した相談者数の確保			安定した相談者数の確保						
				地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応									
				医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(719回、延1,847件)		本市HPなどを利用した事業周知	医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(658回、延1,823件)		本市HPなどを利用した事業周知				
				安定した相談者数の確保			安定した相談者数の確保						
社会復帰相談指導事業(再計)	社会復帰相談指導事業(再計)	健康局 こころの健康センター		地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応									
				回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るために、社会復帰に関する相談指導を行う。(364回、延1,829件)		本市HPなどを利用した事業周知	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るために、社会復帰に関する相談指導を行う。(279回、延1,284件)		本市HPなどを利用した事業周知				
				安定した相談件数の確保			安定した相談件数の確保						
				地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応									
精神保健福祉相談(再計)	精神保健福祉相談(再計)	健康局 こころの健康センター		保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数5,220人、延人数42,114人)		本市HPなどを利用した事業周知	保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数5,070人、延人数45,255人)		本市HPなどを利用した事業周知				
				安定した相談者数の確保			安定した相談者数の確保						

施策の方向性	取組(事業)名称	担当 部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性					
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度	
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(イ) 地域精神医療体制の整備								
精神科救急医療体制について、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、精神科身体合併症を有する患者に対しては、2015年8月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、精神科身体合併症患者に対する救急医療体制の充実を図ります。	精神科救急医療体制整備	健康局 こころの健康センター	休日・夜間等において、緊急な医療を必要とする精神障がい者のために精神科救急医療体制を整備し、円滑な医療及び保護を図った。 【府市堺】 救急入院用病床確保(3,033件) 外来受診件数(284件) 入院件数(1,334件) 身体合併症受入れ件数(535件)	大阪府及び堺市と共同実施の継続	休日・夜間等において、緊急な医療を必要とする精神障がい者のために精神科救急医療体制を整備し、円滑な医療及び保護を図った。 【府市堺】 救急入院用病床確保(3,065件) 外来受診件数(275件) 入院件数(1,545件) 身体合併症受入れ件数(511件)	大阪府及び堺市と共同実施の継続	市内における精神科病院数が少ない	市内における精神科病院数が少ない
また、市民が身近なところで医療サービスを受けることのできるよう一般病院とも連携を進め、その方策を検討します。	精神障がい者24時間医療相談事業	健康局 こころの健康センター	精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応を行った。(16,187件)	医師によるオンラインコール体制	精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応を行った。(17,457件)	医師によるオンラインコール体制	専門性も問われる相談内容	
1-(5)難病患者への支援								
(ア) 医療制度の充実								
「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、医療費の助成対象となる疾病が拡大されたところであり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。	特定医療費(指定難病)	健康局 保健所	管理課	難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費助成を実施。	引き続き医療費助成を実施するとともに、患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていく。	難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費助成を実施。	引き続き医療費助成を実施するとともに、患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていく。	

施策の方向性	取組(事業)名称	担当 部内担当	取組状況・成果(※具体的な数値を記載ください)、課題及び今後の方向性										
			2018(平成30)年度		2019年度		2020年度						
			取組指標			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)	取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)				
(イ) 保健事業の充実													
難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者(ピアカウンセラー)等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るために交流会等について患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。	難病患者療養相談事業	健康局 保健所	管理課	アンケート集計結果、療養相談会の参加者満足度を80%以上とする									
				患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。患者・家族交流会は、平成15年度各区から保健所に集約し、療養相談会と同時実施。	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る	患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。患者・家族交流会は、平成15年度各区から保健所に集約し、療養相談会と同時実施。	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る						
				満足度 参加者アンケート結果83.9% 療養相談会参加者数(延べ) 458人		満足度 参加者アンケート結果95.5% 療養相談会参加者数(延べ) 413人							
				引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある		引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある							
	小児慢性特定疾病児等療養相談事業	健康局 保健所	管理課	アンケート集計結果、療養相談会の参加者満足度を80%以上とする									
				小児慢性特定疾病児等と家族を対象に医療及び療養、栄養等に関する助言や相談等を行うとともに、参加者同士の交流会を設け、日常生活を送つていく上での各成長段階に応じた様々な不安や悩みなどの解消を図る。また小児慢性特定疾病児等の養育経験者(ピアカウンセラー)による相談を同時に実施し患者・家族の精神的な負担軽減を図る。	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る	小児慢性特定疾病児等と家族を対象に医療及び療養、栄養等に関する助言や相談等を行うとともに、参加者同士の交流会を設け、日常生活を送つていく上での各成長段階に応じた様々な不安や悩みなどの解消を図る。また小児慢性特定疾病児等の養育経験者(ピアカウンセラー)による相談を同時に実施し患者・家族の精神的な負担軽減を図る。	引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る						
				満足度 参加者アンケート結果91.0% 療養相談会参加者数(延べ) 87人 ピアカウンセリング相談件数(延べ) 23組		満足度 参加者アンケート結果96.6% 療養相談会参加者数(延べ) 112人 ピアカウンセリング相談件数(延べ) 40組							
				引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある		引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある							